

第7回日野町議会定例会会議録

平成30年12月14日(第3日)

開会 9時00分

散会 17時14分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤直広	副町長	高橋正一
教育長	今宿綾子	総務政策主監	西河均
教育次長	望主昭久	総務課長	藤澤隆
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	澤村栄治	福祉保健課長	池内潔
子ども支援課長	宇田達夫	長寿福祉課長	山田敏之
農林課長	寺嶋孝平	商工観光課長	福本修一
建設計画課長	高井晴一郎	上下水道課長	長岡一郎
生涯学習課長	日永伊久男	会計管理者	福本喜美代
学校教育課参事	山添美実	住民課参事	柴田和英

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	山添昭男	総務課主査	角浩之
--------	------	-------	-----

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

8 番	蒲生	行正君
7 番	齋藤	光弘君
10 番	高橋	渉君
11 番	東	正幸君
6 番	中西	佳子君
5 番	谷	成隆君
1 番	堀江	和博君
13 番	對中	芳喜君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

農林課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 改めまして、おはようございます。先日の富田議員よりの日野菜の作付面積の地区ごとにつきましてですが、お答えができておりませんでしたので、改めてお答えの方をさせていただきたいと思っております。

先日、全体の作付面積6.2ヘクタールというようなお答えをさせていただきまして、その地区ごとでの面積ということでございます。一番多うございますのが鎌掛地区で3.9ヘクタールでございます。2番目が東桜谷地区で0.9ヘクタール。3番目が必佐地区で0.8ヘクタールというような順と申しますか面積になってございまして、ほかの地区につきましてはおおむね0.1から0.2ヘクタールの作付というような内容になってございます。

議長（杉浦和人君） それでは、8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、まず前回、9月14日の定例会での私の一般質問、2問目はマイナンバー制度についてと題して行いました。ここでその日以降の出来事について少し述べることにさせていただきます。皆さんもご存じのように、9月22日に発行されました滋賀報知新聞蒲生ニュースに、マイナンバーカード交付申請サポート竜王町と題して、竜王町はマイナンバーカードの普及促進を目的に、職員がカードの申請に必要な顔写真をタブレット端末で無料で撮影し、オンラインでの申請をサポートするサービスを行っている。所要時間約30分で必要な手続を完了する役場1階住民課で平日の午前9時から正午までと午後1時から5時までの2回受け付ける。対象は同町に住民登録のある人で、希望者は通知カードおよび所持していれば住民

基本台帳カードと運転免許証または健康保険証などの本人確認書類を持参する。手続からカード受け取りまでは約1カ月かかる。事前予約制、申し込みと問い合わせは町住民課への記事が掲載されました。

9月14日に一般質問で申し上げましたとおり、日野町は滋賀県下19市町の中で最下位の交付率という汚名を返上するため、このような先進自治体に学ばれるべきではと考えるところでございます。ぜひとも同じ蒲生郡内の唯一の町、竜王町さんに学び、続いていただきたいと願うものでございます。

次に、去る10月16日と17日に第8回日野町議会報告会を南比都佐公民館と日野公民館で開催いたしました。前にも委員会の席で申し述べましたが、町民の住民の生の声を聞くため、ひな壇におられる町の幹部職員の参加を期待いたしておりました。前は西河さんから課長会でその旨も言ってもらったところでございます。しかしながら、ひな壇では西河総務政策主監、藤澤総務課長、安田企画振興課長、寺嶋農林課長の4名のみの出席でありました。残念ながら高橋副町長、望主教育次長のお顔が見られませんでした。かわって総務課の吉村参事と住民課の大西専門員がご参加いただいております。町民の生の声を聞く姿勢、まちづくりへの姿勢を持つことが町の幹部職員として大切なことではないでしょうか。明年にはこぞって参加されることを願うものであります。

次に、去る11月20日から22日にかけて、第62回町村議会議長全国大会に、そして蒲生郡町村議会議長会行政視察研修会に出席をいたしました。また、日野町から国への要望として、過疎地域における住民主体の支え合い活動の設立、課題解決への支援についてと、障がい者の社会参加とともに地域課題の解決に向かうための支援についてと、基金残高による地方歳出の調整についてと、緊急防災減災事業の延長についての4つのまちづくりについて、竜王町さんからは育児と介護のダブルケアを支援する3世代同居・近居へのアシスト事業ほか4つのまちづくりについて、片山さつき内閣府特命担当大臣、岸田文雄自由民主党政務調査会長、石破茂衆議院議員ならびに上野賢一郎財務副大臣をはじめとする滋賀県選出の大岡敏孝衆議院議員、武村展英衆議院議員、小寺裕雄衆議院議員、二之湯武史参議院議員、小鍬隆史参議院議員、有村治子参議院議員に、杉浦議長を先頭に竜王町の正副議長さんと要望活動を行いました。

竜王町さんからのまちづくり要望、育児と介護のダブルケアを支援する3世代同居・近居へのアシスト事業は、私が平成26年6月議会においての一般質問で政策提言いたしました、3世代同居手当についてに類する事業でありました。4年前には日野町においては当時の福祉課長から少しも顧みられなかった事業であります。今では竜王町さんの第1番目のまちづくり要望となりました。このことにつきましては3月の一般質問で取り上げたいなと思っております。

今回も前置きが少し長くなってしまいました。前置きはこの辺までにいたしまして、通告書に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

それでは、まず第1問目の質問、子どもの医療費助成についてお伺いをいたします。この質問につきましては、4年前の平成26年12月議会から毎年度必ず12月議会で予算編成をされるこの時期に、福祉医療費助成についてと題して、子育て支援の環境整備の面から取り上げてきております。今回で5年連続5回目の質問となりました。平成28年3月議会における日野町福祉医療費助成条例の改正以降は、一昨年の平成28年12月議会で昨年の平成29年12月議会でと続けて取り上げましても、町長の選挙公約でもあるにもかかわらず、無視され続けております。そこで、今回は少しでも前に進むよう、また題名からしてもすぐに分かるよう、題名を福祉医療費助成についてから子どもの医療費助成についてと変えてみました。

さて、国民皆保険制度のもと、子どもの医療費の窓口負担につきましては、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、全国全ての都道府県と市区町村で少子化対策の一環として、地方単独事業により減免措置を講じております。そして、近年、対象年齢を拡大する、一部負担を廃止する動きが年々大きく広がってきています。日野町では子育て家庭に対する支援の一環として、1診療報酬明細書当たり500円の一部負担を必要としていますが、平成26年10月1日より、小学1年生から3年生の通院時の医療費助成を新たに実施しました。平成27年10月1日より小学4年生から6年生まで拡大し、平成28年10月1日より中学1年生から3年生まで拡大いたしました。しかしながら、残念なことに平成29年以降においては充実強化が行われておりません。

平成29年4月1日現在、全国1,741市区町村のうち、15歳の年度末まで医療費助成を行う自治体は通院で1,022自治体、入院で1,131自治体であり、18歳の年度末までの高校卒業までの医療費助成を行う自治体は、通院で前年よりも96自治体増え474自治体、入院で前年よりも112自治体増え511自治体となっております。18歳の年度末を上回る自治体も4自治体あります。また、一部負担金については、課していない自治体が全年よりも15自治体増え、61.4パーセント、1,069自治体と多数派となっております。

滋賀県においては、県単独福祉医療費助成事業を改正し、平成28年4月1日より、小学校入学前の未就学児に対する1診療報酬明細書当たり500円の一部負担を廃止されました。国では、医療費助成に対して国庫負担金の減額といういわばペナルティーを科すことは少子化対策に反するとの自治体と自治体議会の強い要望を受け、今年、平成30年4月1日より、乳幼児等の医療費について自治体が独自の助成を行った場合でも、国民健康保険への国費減額措置が廃止されました。これらのことから、今後、より手厚い助成へと対象年齢の拡大、所得制限と一部負担を廃止する動

きがさらに広がっていくものと思われま

す。日野町においても藤澤町長の第4期目の選挙公約「子どもの医療費助成を充実します」を財政的にも財源的にも実現しやすい環境が整いました。

そこでお伺いをいたします。

第1点目、子どもの医療費助成の充実

は町長の今期の選挙公約であり、平成32年7月10日までの実施となりますが、そう

なれば明年、平成31年10月1日の実施かと思われま

すが、いつから子どもの医療費助成の充実を実施なされるのかお伺いいた

します。第2点目、全国的に少数派、滋賀県内の町で日野町のみ

の1診療報酬明細書当たり500円の一部負担の廃止を求めま

すが、お考えをお伺いいたします。第3点目、全国的には18歳の年度末まで医療費助成を行う自治体が徐々に増えてきております。18歳年度末までの医療費助成の拡大を求めま

すが、お考えをお伺いいたします。

今回で5年連続、5度目の質問となりました。昨年とほぼ同様の以上3点の質問について、再質問や再々質問をする必要のない、誰もが納得できる分かりやすい答弁をしていただくよう、町長に強く強く求めまして、第1問目の質問といたします。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。
町長（藤澤直広君） 福祉医療費助成についてのご質問をいただきました。子どもの医療費助成の充実につきましては、平成26年度から段階的に年齢を引き上げ、28年10月から中学校3年生まで対象を拡大してきたところでございます。制度の拡充ということになりますと、今ご指摘ありましたような500円の一部負担の廃止や18歳までの医療費助成の拡大ということになるわけでございますが、町の財政状況や、県内市町の動向も勘案しながら判断をしていきたいと考えております。

また、医療費助成の拡充につきましては、経常的な財源の確保が必要となるところでございます。滋賀県の福祉医療助成事業補助金の対象が、就学前の子どもまでとなっておりますが、よその都道府県では拡充をされているところもあるわけでござ

います。特に財源の確保という点では、県制度による小学生、さらには中学生の医療費の無償化の実現に向けて、今後も町村会等に働きかけてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

またまた今年も懲りずに福祉医療費助成、子どもの医療費助成の質問を行いよった、もういいかげんにしておいてくれたらよいのにとの思いを持っておられるのか、今年の答弁は昨年までよりも一層に中身の無い、無理にすかした、かみ合わせない答弁でありました。

昨日の質疑の答弁においても、特に池元議員の質疑に対しては、また一般質問におきましても、山田議員の6月25日の付帯決議についてと題しての質問に対しましての答弁は、かみ合っていない、無理にすれ違いをされた答弁そのものでありました。まさに聞く耳を閉ざした答弁でありました。

12月3日、今年の新語・流行語大賞が発表されました。大賞は今年の3月議会、3月12日の質疑で私が「そだね」と言える答弁を冒頭に求めておきますと申しあげました、「そだね」でありました。この今年の新語・流行語大賞のトップ10には国会審議での論点のすりかえをやゆした「ご飯論法」も選ばれました。朝御飯は食べなかったのですか、御飯は食べませんでした。何も食べなかったんですね。何も聞かれなくても、要するに御飯は食べていないがパンは食べた。町長の今の答弁は、このご飯論法そのものであります。おくらしている滋賀県の県の福祉医療助成を言われるかと思っておりましたが、想定どおり申されました。

確かに全国47都道府県の中で滋賀県は残念ながら最も大きくおくらしております。6月に行われました滋賀県知事選挙の三日月知事の選挙公約の柱は「みんなであつろう健康滋賀」でありましたが、子どもの医療費助成の面では大きくおくらしております。そして、日野町はといえば、滋賀県内の町の中で最もおくらしております。この面では、恥ずかしい限りではないでしょうか。

1つ目の再問として、第1点目、日野町の福祉医療費助成、子どもの医療費助成の充実強化は藤澤町政の与党も野党も求めている施策であります。私の最も敬愛する首長でありました、地方行政の首長でもあります森田忠蔵町長は、福祉のまち日野を目指しておられました。藤澤町長も福祉のまち日野を目指していただきたいと思っております。財源的にも県内の町の実施状況からも今日までより実現しやすい環境が整ってきております。町長の姿勢ひとつでできるところまで来ております。要するに、藤澤町長の決断ひとつにかかっていると言えます。

今、平成31年度の予算編成にかかっていると思っておりますが、平成31年度予算編成に組み込まれるのか、お考えをお伺いいたします。先ほどの答弁、平成28年10月から3年生まで対象拡大は、まさにご飯論法です。日野町福祉医療費助成条例の改正は、藤澤町長の前期、平成28年3月議会であります。前期の町長の選挙公約であって、今期になってからはまだ一度も改正がなされていません。今期の選挙公約は見せかけなのですか。今期の選挙公約を放棄されたのですか。お伺いをいたします。

2つ目、第2点目、平成26年12月の私の福祉医療費助成についての一般質問の中の、一部負担金の廃止についての質問に対しての町長答弁は、県の制度では1レセプト当たり500円を徴収する同様の制度設計とさせていただいたもの、まずは年齢幅の拡大をということでありました。そこで、前提条件であります県の一部負担金が既に廃止されていますので、町の一部負担金を廃止されてしかるべきと考えます。

また、県内の他の町は全て廃止されています。どうなされるのかお伺いいたします。

先ほどものご答弁、町の財政状況や県内市町の動向等も勘案しながら判断していきたい、昨年と全く同じ答弁でございます。勘案する必要性はないところであります。一部負担がある町は、先ほども何度も申し上げておりますが、県内の町で日野町のみであります。日野町のみ行っていない。動向を勘案するまでもないことです。このような答弁をいつまでもなされること自体、町長自身の4期目選挙公約に自らが責任放棄することではないでしょうか。

3つ目、第3点目、少しの費用で子どもを持つ家庭が安心を得られるのです。15歳から19歳の1人当たりの医療費は、前年も申し上げましたが、5歳から9歳の1人当たりの医療費の6割にも達しないそうです。日野町の場合、試算いたしますと800万円程度ではないかと思っております。18歳年度末まで通院時の医療費助成の拡大を求めますが、再度お考えをお伺いいたします。

以上、再質問といたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 子どもの医療費助成について再質問をいただきました。同じような答弁をしているんじゃないかということでございますが、ある意味では同じような考えであります。子どもの医療費助成につきましては、今、ご指摘がありましたように県において就学前まで実施をされております。私が就任させていただいたときは、そういう意味では就学前までが医療費助成の対象でありました。それから一步一步、皆さんの議論や要求も要望も聞きながら、中学校まで通院助成を拡大してきたということでございますが、この間のいわゆる単独医療費の町が負担すべき、町費で負担すべき額は大変膨大な額になっておるところでございます。

これもまたいつも申し上げておりますが、この間の地方財政対策、国全体の地方財政対策は私が就任したときと余り変わらない状況になっているわけでございますし、日野町におきましてもいろいろな保育所や学童保育所、介護保険、医療費制度をはじめとしたいろいろな経費がかかっていることは皆さんご承知のとおりでございます。そういう中で恒常的な経費が必要となる子どもの医療費助成について一步一步、中学3年生まで進めてきたというのが実情でございます。

そうした中で、さらに踏み出すべきでないか、例えば18歳まで拡張すべきでないか、そしてさらには500円の自己負担をやめるべきでないかというご意見については、私は何ら反対するものではないと。これもこれまでからそういう思いで述べておるところでございます。基本的には県、日野町の財政状況が、今年はおかげさんで法人税収等がありまして、かなり助かったというふうに思っておりますが、昨年は大変、そういう意味では厳しい状況でございました。また、あわせて来年度もまた、今年の法人税収の好調さを背景として来年度、そのギャップが来るということも

覚悟しなければならないということと、もともと国全体の町財政対策が増えない中で、伸びていく経費をどのように吸収し新しい施策を講じていくのかということが、私たち役場行政に求められているものというふうに思っております、同じような発言ということでございますが、そういう状況は何ら変わっていないので、ここで新たな拡大をして恒久的な財政負担を町行政がやるのかどうかということは、慎重に真剣に議論をしなければならないがゆえに、同じような発言をさせていただいているところでございます。

また、県内の状況につきましても、確かに6町においては蒲生議員の言われたような状況でございますが、19市町の中においては日野町というのは大体中ほどの状況になっているというふうに思っておりますので、私もこの子どもの医療費助成の拡大というのは大事なことだと思っております。本来ならば国が責任を持ってやるべきものだというふうに思っております。そして、国ができないのであればよその都道府県がやっているように、もっと滋賀県が対応すべきものというふうに思っております、その中で町行政が大変大きな財政負担を伴う課題について、よいことだというふうに私は思っておりますけれども、それをさらに伸ばすかどうかについては、現下の日野町の財政状況も踏まえて慎重に議論検討しなければならないものということが私の思いでございます、この制度自体は、拡充は蒲生議員おっしゃるように、さらにはその他の議員さんからもいつも言われるように、大変大事な観点であるというふうに思っておりますが、それをどのように拡充していくのか、ここまで中学3年生まで拡充してきて、500円の負担はいただいておりますが、大変大きな日野町の町費負担もしていることも事実でございますので、それをさらに伸ばすかどうかについては慎重な議論をしていく必要があるということで、毎度同じ答弁をさせていただいておりますが、毎度同じ思いでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再々問を行わせていただきます。

今の藤澤町長の答弁は、日野町政は私が決めると、議員の提案など聞く必要はないと、一般質問は議員のガス抜きの場と考えておられるのかなというふうに思えてならないところでございます。ぬかに釘、のれんに腕押し、残念でなりません。

昨日の後藤議員の人口減少社会における都市計画についてと題しての一般質問におきまして、後藤議員が申されました。住みたくなるまちの1つとして、子どもの医療費無料化のまちを挙げられました。私も全く同じ思いであります。少なくとも1診療報酬明細書当たり500円の一部負担を廃止した場合の日野町の1年間の財源必要額がいくらになるのか、これを小中学生の医療費無料化に要する額を試算いたしました。昨年度の数値ですが、小学1年生から3年生が4,764件掛ける500円で238万2,000円、小学4年生から6年生が3,894件掛ける500円で194万7,000円、中学1年

生から3年生が3,091件掛ける500円で154万5,500円、合計で587万4,500円でありました。600万円以下で可能なのであります。せめても1診療報酬明細書当たり500円の一部負担を廃止されてはいかがでしょうか。そうすれば、今期の選挙公約もできるのかなというふうに思うところでございます。三たび、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 先ほども申し上げましたけれども、子どもの医療費助成の拡充ということは大変ええことだというふうに私は思っておりますし、選挙の公約でもそれを書かせていただいているということで、蒲生議員の主張は何も全然否定するものじゃなくて、そのとおりだと思います。しかし、これを導入するかどうかというのは、日野町の将来にわたる財政の健全化も、私は判断するという責任があるというふうに思っております。よいことをどんどんすることはよいことではありますが、それが後世、今年度以降に及ぼす影響も考えて判断するのが私の役割だというふうに思っております。

確かに600万円という額が何で準備できないのかというご指摘ではありますが、一方で地方財政対策が伸びない中で、いろいろな義務的経費がどんどん伸びている中で、それを縮減するためには裁量的経費を、つまり国の法律に基づいて行わなければならない経費がどんどん増えていっている中で、町の判断でできる裁量的経費を抑制しなければならないというのが現状でありますので、たかが600万円と言われても、それはなかなか大きなといいますか、大変大きなといいたいまいしょうか、大事な点でございまして、滋賀県においても今現在、行政改革ということで私ども議会も含めて要求していただいております、教育委員会の500万円の制度があるわけではありますが、なかなかそれにストレートに県教委が応えてくれないというのも、全体としては予算を縮減しなければならないときにそれを上げるということについては、なかなか判断が要るということでございまして、別に蒲生議員の主張を否定しているわけではさらさらないわけではありますが、よいことをどんどんしていくことだけが私の役割ではないので、やはりこれからの町の健全財政も十分認識をしながら、検討しながら、この問題について対応していくということで、決して拡充があかんということじゃなくて、よいことやというふうに思っておりますが、本来ならば国こそが、県こそがこれをやるべきものだと思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） もうこれ以上質問することができませんので、最後に要望を行わせていただきます。

県がおくれておる、これは私も十分に承知しておりますし、県にもっと頑張ってもらわなあかん、これは同じ思いであります。しかしながら、その中において6町

の中でおくれている日野町、この面を言っておるといところでございます。全てを国・県のせいにするんじゃないで、自らが向かっていく姿勢も必要ではなからうかなというふうに思います。

毎年度申し上げていることですが、4年前も3年前も一昨年も昨年も申し上げましたが、私は福祉医療費助成、子どもの医療費助成が滋賀県下で一番進んでいる町を日野町は目指すべきだと思っております。子どもの医療費助成、福祉医療費助成が滋賀県の市町の中で、19市町の中で中ほどではなくして、一番進んでいる日野町としていただくことを強く望みまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続きまして通告書2つ目の質問を行わせていただきます。

2つ目の質問は、農村下水道の公共下水道への接続についてお伺いをいたします。

この質問についてはもう既に5月の時点から申し上げていたことでもあるところでございます。日野町内の下水道には公共下水道と農村下水道と都市下水路の3つがあります。公共下水道とは、主として市街化区域、市街地における下水を排除する下水道であります。都市下水路は主として市街化区域、市街地におけるもっぱら雨水の排除を目的とするものであります。これに對しまして、農村下水道は市街化調整区域、農村地域における下水を排除する下水道であります。市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、当然のことながら年々人口が減少していきます。このため、農村下水道の使用料収入は当然のことながら人口減少に連動して年々減少していきます。農村下水道は世帯割と人口割で使用量割ではありません。このことは、解決不能な課題であります。また、農村下水道は処理区域内の自治会で組織された管理組合、すなわち自治会の住民が処理場や中継ポンプの清掃を当番制で担当しております。日野町内でも急速に高齢化と人口減少が進む地域、市街化調整区域、農村地域であり、施設を維持管理する清掃がもう一つの課題となっております。

ここで、少し滋賀県における下水道等の整備について振り返ってみますと、滋賀県の下水道の整備は昭和47年6月15日に公布されました、当初10年間の時限立法でありました琵琶湖総合開発特別措置法に基づいております。琵琶湖総合開発特別措置法は昭和57年に10年間の期間延長がなされ、平成4年にはさらに5年間の期間延長がなされ、都合、平成9年3月まで25年間の措置法でありました。この中で、日野町の公共下水道は滋賀県が昭和46年度に策定の琵琶湖周辺流域下水道基本計画に基づいて、当時の5市8町からなる湖南中部処理区に位置づけをなされました。湖南中部処理区の市町の中で最も奥地の日野町は、ようやく昭和60年度に公共下水道工事着工の運びとなり、現在に至っております。

一方、農村下水道は、昭和57年の琵琶湖総合開発特別措置法の期間延長のときに変更された琵琶湖総合開発計画に新たに追加されました。この57年の延長時に変更された琵琶湖総合開発計画に新たに追加されたところでございます。

このとき、日野町の市街化調整区域、農村地域の集落は、湖南中部流域下水道を待っていたら早くても十数年以上、おくれれば20年以上先にしか下水道整備ができないことになると考えられ、休耕圏となります。農村下水道整備を行うこととなりました。こうして日野町の農村下水道は日野町の公共下水道工事着工と時を同じくする昭和60年度から上迫地区、下迫地区、町長のお住みの清田区、別所区の4集落からなる南比都佐地区より着工の運びとなり、以降、砂川地区、西桜谷地区、鎌掛地区、蔵王地区、大窪町地区、東桜谷地区、桜奥之池地区、原地区と整備されてきました。

日野町の農村下水道は、早いもので工事着工から33年、南比都佐地区処理場の供用開始から29年がたちました。この間、処理場の諸機械、中継ポンプ、管路等の機能強化対策工事に取り組んでまいりましたが、いずれは抜本的な対策が必要になってまいります。

そこで、農村下水道の公共下水道への接続となってまいります。私は、農村下水道を公共下水道へ接続することによる農村下水道処理施設の廃止に対する国庫補助金返還や事務手続を懸念いたしておりました。しかし、平成27年12月22日、閣議決定されました平成27年の地方からの提案等に関する対応方針により、この懸念が大きく解消されました。この対応方針の閣議決定により、平成28年度から農村下水道の公共下水道への接続が急速に増加することとなりました。平成28年度末における農村下水道は、全国で5,349カ所あり、460カ所が公共下水道へ接続されております。

滋賀県では、平成30年10月末現在で農村下水道が223カ所あり、1割を超える24カ所が公共下水道へ接続されております。このうち、平成27年度末までの接続箇所は9カ所、平成28年度以降、対応方針が出されてからが15カ所であります。そこで、お伺いをいたします。

日野町の公共下水道整備事業は終末期を迎えております。これからは施設の維持管理が課題となってまいります。農村下水道の公共下水道への接続時期ではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

以上、第2問目の質問といたします。明快な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 農村下水につきまして、ご質問いただきました。

9地区に下水道施設を持っておりまして、地元の維持管理組合と町が協力して施設の適切な維持管理に努めておるところでございます。こうした中で、組合員の皆さんの高齢化で、一部の清掃作業などがなかなか困難というご意見もお聞きしているところございまして、そうした組合についてはまた役員さんと相談をしながら、清掃作業の負担軽減などに努めており、今後もそうしたいと思っております。

施設の老朽化に対しましては、国の有利な交付金を活用して、下水道管の修繕お

よびマンホールポンプの交換、または処理場の機器更新等を順次行っており、大規模な更新改築費用を抑えるよう努めておるところでございます。

また、公共下水道の処理場が草津市矢橋ということで、約30キロの遠距離にございます。大雨や地震により処理場に被害が発生すると、長期的に下水道が使用できない事態も考えられるところでございます。災害等の非常時に備えても、農村下水道の処理場が役立つというふうに考えておきまして、現在のところは、現状の体制を維持していくことが妥当と考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

日野町の農村下水道使用料は日野町の公共下水道使用料よりも安価であります。一番下水道の中で安いのが農村下水道、その次が公共下水道、そして合併浄化槽ということになるところでございます。農村下水道の使用料が一番安価であることは事実でございます。これはなぜかといえば、住民が処理場や中継ポンプの清掃をしていることと、もう一つ、地域が一体にまとまって200世帯以上の加入世帯があり、集落間を結ぶ管路延長が短い地区に、加入世帯数が100世帯未満の地区や集落間を結ぶ管路延長が長い地区が、財政面で助けていただいているからであります。

もう、およそ20年前から加入世帯数が100世帯未満の地区は、当時の使用料では単独では赤字でありました。最も効果的な鎌掛地区、次に効率的な西桜谷地区からの援助、助けを得て運営ができておるところでございます。今も変わっていないと思います。20年前に一体として会計をするという形にした、これが効果を生んでおるところでございますが、小さいところは赤字というところがございます。

しかしながら、市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、当然のことながら年々人口が減少していきます。このため、先ほども申し上げましたが、農村下水道の使用料は当然のことながら人口減少に連動して年々減少していきます。農村下水道の使用料は加入世帯と、そしてから人口割でございます。使用量割ではありません。ということは、人口が減ってくる、世帯が減ってくるということは、使用料は必ず減っていきます。市街化調整区域は市街化を抑制する区域ということは、当然、使用料は減ってくるというところがございます。

昨日の山田議員の地域運営組織についてと題しての一般質問の中で、人口減少により集落の運営がしづらくなっているのご指摘がございました。市街化調整区域、農村地域はまさにこの集落の運営がしづらくなっている地域であります。また、昨日の後藤議員の、人口減少社会における都市計画についてと題しての一般質問におきまして、後藤議員が申されました、今後人口減少社会が進むにつれ各種行政サービスの執行にさまざまな問題が生じてくると思われる、少し略しまして、最後の方

でございますが、水道や保険、その他行政サービスは成り立つのが非常に不安なところであると申されました。町執行部からの答弁にはありませんでしたが、農村下水道の維持管理も非常に不安なところであります。

総務課長の答弁に税収が落ちるがありました。農村下水道の使用料は、先ほど申し上げましたように、確実に減少します。それに比べて、逆に維持管理費は老朽化に伴い確実に増加していきます。このように、いずれ農村下水道の財政は必ず苦しくなってしまう。財政的に基金にも余裕がある今、農村下水道の公共下水道への接続時期ではないでしょうか。そして、農村下水道の公共下水道への接続計画を立てるのが今の時期ではないでしょうか。

また、昨日発行の地域情報新聞ヒノメイトに、大きく日野町の限界集落の記事が掲載されました。ここでも日野町における高齢化が急速に進みつつあることを示されておりました。また、平成32年度から下水道事業会計が水道事業会計と同様に地方公営企業会計に移行される予定であります。このときを逃さず、このときだからこそ公共下水道と農村下水道の一体化を図るべきではないでしょうか。再度お考えをお伺いいたします。

以上、第2問目の再質問といたします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） おはようございます。ただいまの蒲生議員さんの方から再質問ということで、接続する時期というのは今ではないかというご質問ですけれども、今おっしゃったとおり、確かに農村下水道のエリアについての人口減少につきまちは進んでおまして、最初の農村下水道の方の処理人口でいきますと、現在の稼働率についてはもう、今、70パーセントというような状況ですので、そういう意味では確かに人口減少の方は進んでいくのかなといった思いを持っています。もう一方では、維持管理の方につきまちは国の交付金等も活用しながら、適正な維持管理に努めておりますので、運営面につきまちは今現在のところは問題ないというふうを考えておりますので、ただ、これからですけど、処理施設の方の大きな改修とか、あるいはまた災害とか地震に備えた耐震工事等も本当に必要かなというふうに思っておりますので、一応、31年度も今現在進めております機能診断ということで、そういった施設の機能診断ということで結果が出ますので、それに基づいてしっかりと施設の修繕の計画等も立てながら、将来は接続なり、あるいはまた農村下水道単独で全部やっていくのかといったことについてもまた、しっかり検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 再々問は行わないつもりでございます。今、機能診断に基づいて今後の方針傾向を立てていくというところでございます。どうかきちっとした計

画を立てていただきたいと思います。最終的には農村下水道を使用されている住民の皆様がお決めになることであり、私がどうこう言うことでもございませんし、そういうことからこれ以上、質問、再問は行わないと申し上げたところでございます。

最後に要望でございます。今、機能診断に基づいて方針を、計画を立てるというところでもございました。どうか有効な対策を、昨日の答弁やら見ていると、地元にて全て投げるということのないように、地元へ投げるのではなくして町が主体的に、町でその方針を立てていただきますことを切にお願い申し上げまして、平成30年の一般質問を終えることとさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 改めまして、おはようございます。通告書に基づき、2つの項目について質問をさせていただきます。

はじめに、町の観光振興について一問一答で質問させていただきます。

平成29年度の滋賀県への観光客数は5,248万1,000人で、前年度より171万3,000人の3.4パーセント増えていると報道されています。このことから、日野町への観光客数は増えているのではないかというふうに思います。

過日、2018年11月24日に日野まちなか観光交流施設日野まちなか感応館・新館がグランドオープンいたしました。この施設は、観光振興のために昨年度、日野まちなか感応館前の駐車場整備とともに、日野町の観光交流の拠点とする施設整備がされたものであります。今年の3月議会でも、近江日野まちなか観光交流拠点施設の活用についての一般質問をいたしました。その答弁では、3カ所の観光拠点として、町が管理し観光協会を中心に商工会や地元商店街などとも協力し、イベント時の飲食の提供のほか、チャレンジショップとしての利用により、まちなかにぎわいの創出に取り組みたいとのことでありました。その後、施設の活用のあり方の研究調査を積み重ねられ、ようやく運用方針が定まりグランドオープンされたものと考えております。この近江日野まちなか観光交流拠点施設みかくを繁盛させて、日野町を元気ある元気な魅力ある町になることを期待する中で、町の観光振興について一問一答で質問いたします。

1つ目に、まちなか観光交流施設をグランドオープンされ、運用・活用をどのようにされているのか、まず町長の方からお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 観光交流拠点施設につきましては、日野町の農産物の六次産業化と、日野町での起業・創業をお考えの方の実践の場として活用したいと設置をいたしましたのでございます。運営は日野観光協会に委ね、11月24日に関係各位のご出席をいただき、グランドオープンをさせていただきました。当日は、創業の相談窓

口も設けて対応させていただいたところでございます。まちかど感応館と同じく月曜日は休館日で、そのほかはできる限り開店いたしております。アルバイトの方8名のシフト制により運営をいただいております、地域の方々にもご利用いただいております、交流と憩いの場になることを期待しておりますところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 観光交流拠点施設の活用についての方法をお聞かせいただきましたが、何点か質問をさせていただきます。

先日、グランドオープンをされたばかりで運用に苦慮されているのではないかなというふうに思います。地元の食材を生かした食事を提供されているみかくは好評であるかというふうに思いますが、お客様の入りぐあいはいかがでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。そうした中で、今後の課題があるとすれば何か、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいま観光交流拠点施設につきましてご質問いただきました。

お客さんの入り込みぐあいはということで、今年4月に建物はオープンできましたけれども、そういうことにつきまして7月の終わりぐらいまでシルバー人材センターにも協力をお願いしまして、そちらの方で茶店みたいな形で取り組みをいただきました。その間には約800名の方にお越しをいただいております。その後、観光交流拠点が10月13日からプレオープンしておりますけれども、それから11月末までの数字でございますけれども、850名の方にお越しをいただいております。合計で、現在のところでは1,650名の方にお越しをいただいております、徐々に、先日はびわこ放送の方で取り上げていただいたりとかという形で報道にも、現場から生放送という形でも情報発信していただいているというところもございますので、徐々にこれから浸透して足をお運びいただけるといいなというふうに期待をしているところでございます。

課題につきましては、やはり集客性かなというふうに考えております。どのように情報発信をして、まちなかというとなかなか、町外の方がお越しいただくには分かりにくいところもございますので、そういった部分での情報発信という部分については、欠かせないところであろうなというふうに思っております。この部分につきましては、地方創生の取り組みの中でも観光情報発信というのは非常に重要な取り組みというふうに位置づけておりますので、その部分で観光協会と連携しながら、いろいろな形で、みかくだけではございませんけれども、まちかど感応館であったりふるさと館であったり、いろいろな形で情報発信をする中で、集客性が高まって少しでもみかくの方をご利用いただけるようになっていくようにしなければなら

ないなど。情報発信と集客、その部分についてが今後の継続した課題になっていくであろうというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今のお聞かせ願いましたように、徐々にお客さんも増えているというようなことかなというふうに思いますし、課題については、今おっしゃったように集客、情報発信ということでの課題があるということ、私もそのようには思います。

私も何回かみかくの方にも寄せていただいたのですが、観光交流施設のできたことをご存じでない方が多いように見受けられますし、誰もが一服できて食事ができるところができたということ、住民の方にも知っていただくということが重要ではないかなというふうに思います。そうした住民への周知や町内外への情報発信というような方法を、今後、どのようにされていくのか、お伺いをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 町内、町外の方を含めまして、みかくのことなりまちなかのことの認知をどうして高めていくのかということにつきましては、やはり情報発信ということになりまして、その部分につきましては観光協会、また地域おこし協力隊の隊員も、SNSと言われる部分につきましては情報発信については技術を持っておりますので、そういったところの観光協会としても協力をいただきながらという形で、情報発信に取り組んでいるところでございます。

地域の方々への周知という部分につきましては、町のホームページであったり観光協会のホームページ、そして今はイベントやら行いますと、町の方でもふるさと館のイベントであったりといったことにつきましても、日野めーるであったりという形で情報発信に努めているところでございますので、そういった部分についても随時、日野めーるでも発信して、みかくのことであったりまちなかのことに目を向けていただいて足を運んでいただけるように、情報発信に努めていかなあかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 集客になるように情報発信に努めていただきたいと思います。そして、住民の方が気楽に立ち寄れる交流の憩いの場となることを私も期待しておりますが、それには近隣地域の方のご理解、協力が必要ではないかというふうに考えます。そういった配慮、取り組みはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 施設を運営していく上で、外に向けてばかりの情報発信ではやはり地に足の着いたものにならないのかなというふうに考えております。

いきなりたくさんの方にお越しいただくというのはなかなか難しいのかなという中で、やはり地域の方々での日常の暮らしの中での、ちょっとお惣菜もありますので、そういったものを買に行こうとか、ちょっと仲間内で寄るさかいにあそこで食べてみんなでしゃべろうとか、そういう形のご利用というのはしていただきやすいように、地域の方々への、近隣には大窪愛知川町、村井愛知川町さんがやはり地元ということでご厄介になっていきますので、そういった方々へのチラシをポスティングしていくとかいうことも大事なかなというふうに思いますし、特典等はなかなか難しいですけれども、ご利用いただいて、また来ようかなと思っていただけるようなことにつきましても、観光協会の方とも相談しながら進めていければいいなと。

今現在のところでは、そこについて具体的にこういうことをしたということは、言えるものはございませんけれども、今後につきまして、そういったイベントとか何かのときに、何かしらのご案内をさせていただいて、行ってみようというふうに動機づけにつなげられるように相談をしていきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今言われますように、近隣の方々、そしてまちぐるみでの協力的体制というのは大変重要になってくるかというふうに思いますので、またその辺の配慮をお願いしたいなというふうに思います。

そして、起業・創業したいとされる方の実践の場ということで活用していきたいというふうなことでありますが、現在、そのような方がおられるのでしょうか。そしてまた相談を受けられているのでしょうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 創業のチャレンジショップとしての利用ということも、その事業の取り組みの中で考えておりますので、そういった方々がおられてご利用いただいて、みかくの方とも相まって話題性が高まって人が行こうかなとなることを期待しているところではございます。11月24日のグランドオープンの際にも一応、創業であったり起業の相談窓口ということでうちの職員も窓口の方に行かせていただいたんですが、残念ながらそこに当日にはご相談というのはございませんでした。創業したいのでそういうところを貸してほしいという相談、今のところはございません。ただ、いろいろな地域の団体さんからは、いろいろな観光のイベントであったりというときに一緒にできひんやろうかというご相談は数件、頂戴をいしているところですので、創業ではない部分ではございますけれども、そういった取り組みが創業、起業のきっかけになって、やってみよう、そこを利用して1回チャレンジしてみようというふうになっていけばいいなとも思っておりますので、創

業の部分についての情報につきまして、しっかりと情報発信などにも努めていかんとあかなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今のところ、ないということではありますが、まちのにぎわいの創出にあたっては、そういった創業者を希望される方の支援の場としては活用することができればというふうにも、私も期待をするところでございます。

2つ目の質問をさせていただきますが、日野町の観光振興を促進するため、日野まちかど感応館を拠点として、近江日野商人館と近江日野商人ふるさと館旧山中正吉邸の3カ所の近江日野商人の歴史民俗資料館を、どのような動線で誘客し、日野町の観光振興につなげていこうとされているのか、町の考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 日野まちかど感応館、そして近江日野商人ふるさと館、そして歴史民俗資料館「近江日野商人館」をどのような動線で観光客を結びつけていくのかというご質問を頂戴しました。お越しいただくお客様につきましては、観光客、いろいろな方法で来られます。公共交通機関の利用であったり車の利用、そういったものによってやはり動線というのはそれぞれの時間であったりといったもので動いていく、動かれるんであろうというふうに思います。

近年、まちなかにおりますと、まち歩きをされる方につきましては非常に多くなったあるな、観光協会としゃべっていても、以前はそんなに、休日であっても余り、歩かれるというのは少なかったと。最近ですと、なお、それをよく見かけて、確かに町並み散策というのは多くなっているな、観光の目的になってきているなということにつきましては実感をしているところでございます。

広域の観光協議会であります東近江の観光振興協議会を組織しておりますけれども、そこでも旅行会社を招いて、ツアーのどこかの部分で取り組んでいただけるよというということで、それぞれの地域の素材を、日野町だけではなくて東近江圏域を回ってご覧いただくわけですが、そういったところでもまちなかにつきましては非常に好評をいただいているというふうに伺っております。

そうした機会を捉えて、近江日野商人の教えであったり歴史であったり町並みといったもの、それぞれの施設の魅力をそれぞれに発信していきながら、同じことばかりでも、同じことの施設ではございませんので、それぞれの施設の特徴を伝える中で、どこから入っていただいても、次は商人館へ行きたいな、次はその足でふるさと館へ行きたいなというふうな、動いていただけるような魅力の情報発信というものはしていかなあきませんし、それぞれの施設と連携しながら、それぞれの魅力を高めていかんとあかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） まちの中へのまち歩きをされている方が増えてきているということでもあります。日野町の町並みを散策される中で、3館ありますところをやっぱりきちっと案内されることが重要になってくるのかなというふうに思います。それには、日野町内の観光名所を案内されていますボランティアガイドさんの役割、そして存在が大きいと思います。現在、20名程度の方がおられて、観光案内の活躍をいただいているというふうにも聞いておるわけですが、さらにボランティアガイドさんの育成、養成が必要であるというふうに思いますし、聞いております。どのようにされているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ただいまボランティアガイド協会の取り組みにつきましてのご質問ということで、現在、会員数につきましては、20名とおっしゃっていただきましたが若干減っております。16名さんです。そういう中で、いろいろな体調のこともありまして、なかなかガイドの実働というのはもう少し少ないのかなというふうに考えているところでございます。ただ、ガイド協会は非常に熱心に、それぞれの方がそれぞれの分野で専門性というか、すごく古城に関して専門性を持って日野町内の古城につきましてもすごくよく知っておられますし、日野祭であったりそれぞれの地域のお祭りのことであったりということで、それぞれたけた分野をお持ちなのかなと。そういうところで、ガイドさんについて私どもも一緒に歩かせていただいたという経験がございますけれども、非常に楽しく取り組んでいただいております、参加いただく方々からは好評をいただいているというところでございます。

その育成、養成につきましてということです。先ほど申し上げましたように、ガイド協会の会員さんの高齢化というのは進んでおります。そういう中でもやはり、若い方でやってみようということで、最近お入りいただいた方もおいでになります。そういう移住・定住であったり、そういう形で日野町にお住みをいただいている方々についても、日野町のことを知ることにおいても、いい形で取り組んでいただけるようになればいいなと。以前には日野高校さんにもボランティアガイド、高校生ガイドというような形ででけへんやろうかというお話もさせていただいたこともあったんですが、なかなか具体的に進まなかったということもございます。ただ、そういった投げかけにつきましては、会員の募集も含めまして観光協会ともども進めていって、いい形で皆さんの、先輩方の知識を受け継ぐような形にしていかなあかなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 日野町に住んでおられる方で日野町のことをよく知っておられる方、たくさんおられるというふうに思いますし、このボランティアガイドという

仕事も楽しんでやっておられるということで、やりがいのある仕事ではないかなというふうに思います。ボランティアガイドさんというのは名前のごとくボランティアということで、奉仕ということで、ご活躍いただいていますことについては心から敬意を表したいというふうに思います。

3つ目の質問に入りますけど、鉄道の玄関口となる日野駅からまちなかに観光客を誘客するには、町の魅力を情報発信し、いかに誘導するかが課題であります。町の取り組みをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 日野駅からまちなかへの観光誘客につきましては、日野駅観光案内交流施設の観光案内業務を日野観光協会にお願いしながら対応しているところがございます。秋の栈敷窓アートのイベントでは、ブルーメの丘にもご協力、主体的にかかわっていただくという、参画をいただく中で、日野駅駅舎の再生1周年記念イベントと相互に情報発信をして、観光客の誘導に取り組んできたところでございます。

日野駅からということになりますと、このほかでは近江日野田舎体験の取り組みの中で、修学旅行で京都に来る学生さんが電車、バス等乗り継いで日野町に入ってくる、そして日野駅におり立ち、そこから路線バスであったりという形でそれぞれの地域に、時には路線バスのバス停、田んぼのど真ん中のバス停でおり立つといったことにもご利用いただいておりますので、公共交通機関の利用の方法とその魅力やらにつきましても、旅行会社、学校にもお伝えする中で、それぞれの地域におり立つ、日野駅を玄関口にしながらという形で取り組んでいきたいなというところがございますので、この部分につきましては、引き続きまして情報発信に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） いろいろと関連のところでの取り組みもしていただいているということですが、日野駅から日野町への町並みを散策しながらウォーキングされる方を、また団体の方を見受けることがあります。日野駅から綿向神社までのウォーキングとかサイクリングで、その間、資料館に立ち寄るコースが日野町とのそういった中では考えられます。そして、近江鉄道の電車を利用して観光交流施設なないろでの一服をしてもらって、日野町の町並みの散策、そしてみかくでの食事をしてもらう、またふるさと館での食事をするなどの、町の魅力はたくさんあるというふうに思います。いろいろな手段を活用しての誘客に努めるには、旅行会社に売り込むことも重要であるというふうに思いますが、旅行会社への営業、セールスといいますか、どのようにされているのかというところでお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 日野町の魅力、たくさん以前からあるものもありますし、なないろであったりみかくであったりふるさと館であったり商人館であったりと、まちなかだけではなくシャクナゲやダリア園など、ブルーメの丘も含めましていろいろな魅力がございます。そういったものについてどのように旅行会社に売り込んでいくんやということがございます。

大きな観光施設でありますブルーメの丘さんにつきましては、やはり継続的に日常的にそういうセールスというのは旅行会社にかけておられます。ダリア園でありますとダリア園ではもう、旅行会社にそれぞれツアーの1こまに入れていただけるよということで頑張って取り組みをされています。まちなかにつきましては、その部分につきましては広域での取り組みが中心になって、どうしても単体での売り込みというのはできていない、その部分は少し弱いのかなというふうに思っております。

日野町、旅行のツアーとかにつきましては、日野町単体で済むということはまず考えられませんので、日野町とどこか組み合わせるといったことも提案しながら、旅行会社への売り込みをどのようにかけていくのかということにつきましては、議論しながらモデルコース的なものを紹介していけるようなことも取り組んでいかなあかなかなというふうに思っております。なかなか、彦根、長浜の観光の部署の方とも以前、お話をさせてもらっていますと、観光地でありながらいろいろなツアーやらを組んでも、やはりそれが一定、募集定員に達するには5年かかったという話はよく聞きます。いろいろな魅力を地域はよいと思って売り込むんですが、なかなかそれが旅行会社に即ヒットするかどうかということになりますと、やはり安定的に継続的に取り組むことが非常に重要というふうにも伺っているところもございますので、そういったことも勉強させていただきながら、取り組みを進められたらいいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） やっぱり旅行会社との連携というか、そういうふうな形の支援というのは非常に大事なことかなと、観光振興にとってはと思います。後でもちょっとお聞きいたしますけれども、今度綿向神社への参拝、観光旅行会社が入ってくるということでの、すごい集客力というか誘導力というのは、そういった情報発信力というのを持っておられるということで、そういったところはやっぱり活用していく、自分のところだけで情報発信していく力というか能力的なものは限られたものであるから、なかなかそれが行き届かない、難しいのかなというふうに思いますので、今後こういった旅行会社への営業活動というのが大変重要になってくると思いますので、また努力していただきたいなというふうに思います。

4つ目の質問をさせていただきますが、ブルーメの丘が再生されてから観光客数が増加しているというふうに思います。ブルーメの丘への観光客をまちなかへ誘客する取り組み、努力をどのようにされているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ブルーメの丘と日野町の観光との連携というところでご質問をいただきました。日野町の観光入り込み客数につきましては、平成29年、これは観光入り込み客数の統計につきましては、暦年ではございますけれども、平成29年度では55万8,000人でございます。その前年、28年は58万1,900人という調査結果でございました。日野町の観光の入り込み客数総合で見ますと、ブルーメの丘への集客が即、日野町の観光入り込みに大きく影響するという状況でございます。天気が悪くてお客さんが少なければ、どこかのイベント、いろいろな催しでのお客さんが増えてもなかなか増えないという、全体的にはブルーメの丘さんで少なければ減ってしまうという状況にはございます。

そういう中で、ブルーメの丘の平成28年の観光入り込み客は18万9,000人でございます。29年度は19万1,000人、平成30年の前半では9万5,000人程度の入場がありますので、今年は20万人いけばいいなというふうには思っておりますが、こればかりは天候とかいうようなこともございますので、もう少し、もう12月ですのでそこそこの数字は見てくるのかなというふうに思っております。

ブルーメの丘さんはボンネットバスを休日につきまして運行いただいております。これにつきましては今、11月末までの、冬期については少しお休みという形にはなります。ブルーメの丘への観光客につきましては園内での動物との触れ合いやそれぞれいろいろなクラフト体験、そしてたくさんの花が咲く園内をゆっくり楽しむことを目的に来場されているというふうに思われます。そうした観光客をまちなかへ誘導するというのはなかなか容易なことではないのかなというふうに思っておりますが、これまで地方創生の取り組みの中で電動アシスト自転車を置かせていただいて、そこから足を延ばしていただけるような形でも取り組みもしてきております。まちなかでのイベントの機会を捉えてブルーメの丘からもまちなかにお越しいただけるように取り組んではいるところでございます。

なお現在、ブルーメの丘の中に巨大な、アルプスジムというらしいですけどもジャングルジムを整備されております。来年3月1日からオープンされます。西日本初ということもございますので、集客力は高まっていくのかなというふうにも期待をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） まちなかへの誘導はなかなか難しいということでありまして。何とかブルーメの丘への来客者を少しでも誘客できないかなというふうに思います。

今お聞きしていますと、来年には巨大ジャングルジムができるということでございます。そうしますと、さらにブルーメの丘への集客が期待、見込みもされる中で、町への誘客も重要になってくるのではないかなというふうに思います。近江日野商人館の資料館の入館の割引券を提供するなどして、少しでもまちなかへの誘客をできないかなというふうに思います。

そして、また町の特産品の売り場ブースを設置されているというふうにも聞いているんですけど、今のところではそれが少ないというかできていないようなことも、昨日もちょっとお聞かせ願っていたわけですが、販売努力をされてはどうかというふうに思います。町の思いをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） ブルーメのお客さんのまちなかへの、商人館であったりいろいろな施設であったり場所への誘導ということで、方法はないのかということと、そして特産品等の販売につきましてブルーメの丘さんでの品ぞろえをしてもらったりということがどうやということの状況でございます。

実は、ブルーメの丘さんと、そしてダリア園さん、そして日野まちかど感応館の3施設への共通入場券というのを、地域おこし協力隊の取り組みの中で企画をいただいて調整をいただいて、チケットの販売なども取り組んでいただいたところです。実際のところは、売りには出したもののなかなか、ほとんど売れなかったという実情があって、その現実を目の当たりにしたというのが正直なところでございます。

ただ、今、ブルーメの丘さんは以前にも増して地域との連携というのを非常に重視していただいているなというのは、今年の栈敷窓アートであったり駅でのイベントのことであったりということで、実感しておりますので、そういった部分については連携を今後も、こちらからも提案をいろいろさせていただきながら、何かしらのきっかけづくりをつくっていったらいいなというふうに思っております。

そして、特産品や商品を置いてもらうということにつきましては、なかなか、ブルーメの丘さんの経営上のことも恐らくあるのかな、いろいろな物を置くことでの収益がそこに発生していきますので、そういったいろいろな部分でのこともあるのかなというふうにも思っておりますので、そういった部分についてはこちらの方からも、いいタイミングといいますか、今のブルーメの丘さんからお話を聞いてみますと、何でも言ってくださいということもおっしゃっていただいておりますので、そういった部分について、どこまでどういう形でしていただけるかということも含めて、頑張って売り込みをかけていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） ブルーメに来られているお客さんというのはやっぱり、それだけの目的で来られているということで、町の中への誘客というのは大変難しいこと

かなというふうに思いますが、そこを何とか、次の機会にはまちなかへ来てもらうとかいった働きかけ、工夫も考えていただけたらというふうに思います。そして、特産品の売り場についても、ブルーメさんが好意的にそういうふうなことで言われているならば、集客が多く見込まれる中でやはり放っておくことはないかなというふうに思いますので、何とかその辺の対策、工夫をして売り込みをしていただくことも考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問に入りますが、来年はイノシシの年であり馬見岡綿向神社の神使いはイノシシであることから、多くの参拝者がバスを連ねて参拝されるとお聞きをしております。この参拝客への対応おもてなしいかんで、沿道サービスやまちなかへ誘客することも可能ではないかなと考えます。これを機会に観光のまちづくりの起爆剤になるよう検討し、受け入れ準備をされているのでしょうか。町のお考えを、そして対応についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 来年はイノシシ年ということで、馬見岡綿向神社の神の使いのイノシシの年ということでございます。干支詣でというのがあるようでございます。観光バスを連ねてと申しますか、ツアーを組んでそれぞれの年にはそれぞれの干支にゆかりのあるところにお参りをするというようなツアーがよく組まれるようでございます。現在、2月の初めまでで516台の観光バスが来る見込みということになっております。

観光情報の発信であったり日野町の物産を売っていくといった機会でもございますので、商工会では商工会員さんを中心として出店をいただける方を募って、個々に歩きながら出店の呼びかけをしていただいたりということで、町の方としましては地域の団体であったりに呼びかけをさせていただく中で、ある程度、今現在、大分店の方も埋まってきたのかなというふうには思っております。

商工会、観光協会と神社さんも含めてですけれども、地域の方にご協力いただく中で、日野にお越しいただいた方が、またひなまつり紀行とかもございまして、そういったときにもう1回行ってみたいと思っただけのような形で、おもてなしではないですけれども、十分なことはどこまでできるかということではなかなか、経験値がないのですが、また来てみたいと思っただけのように取り組みを進めて、いい形で今後につなげていければなと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 綿向神社の参拝者の対応についてお聞かせ願いましたが、何点か質問させていただきます。

当初、参拝のバスは200台ぐらいかなということでお聞きしたのですが、今お聞きしていますと516台の観光バスが来る見込みとのこととあります。この内容も見てい

ますと、1月上旬には1日に20台から40台の観光バスがあるようにも聞いております。旅行会社との調整や警備体制はどのようにされるのか、そしてまたふるさと館の駐車場にそれだけのバスが駐車できるのかというところまで心配するところがございます。それだけの参拝者があれば、個人で来られるお客さんもあるでしょうし、混雑すると考えられます。どのような対策、対応をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） この体制につきましては、非常に1日の台数が多いでございますので、全てを、今現在考えております大型バスの駐車場につきましては、近江日野商人ふるさと館の裏の駐車場に11台から15台ぐらいとめられるかなというふうに思っております。そして、あとは地域の方で、地域といいますか西大路地域にあります駐車場をお借りをお願いしまして、ご協力をお願いしまして、そちらの方でも大型バスを5台程度は置けるかなということもございます。駐車場につきましてはやはり大型バスの駐車場、そして一般の方々の参拝も多いことが予想されますので、そういったところは分けて駐車場所をご案内するという形でしていかなければならないと考えております。

大型バスをふるさと館の裏の駐車場に入れようとしますと、どうしても離合ができませんので、そこにつきましては警備員を配置するなどして無線などで連絡をとりながらスムーズに動けるように、そしてもう一つのところで少し待機いただく時間を持つということも大事になってくるのかなというふうに思います。

516台ということをお申し上げしましたが、全てがふるさと館の裏内に駐車するわけではなくて、一部違う場所でおりにたいて、少し歩いていただくというようなこともあって、少し駐車場の混雑を解消するというのも、対応を協議させていただいているところでございます。

今申し上げましたように、警備員につきましては1日の、多い日には50台近く入る日もございますので、そこも全てがふるさと館の駐車場ではございませんので、その状況を見ながら、警備員の人数も少し多い、少ないという日も出てくるかと思っております。そういった形で臨機応変に対応しながら、交通混雑といったことのないように気をつけながら、ないようにというのは難しいかも知れませんが、スムーズに回っていただけるようにということで考えているところでございます。

先ほど申し上げましたように、個人さんの参拝客も、恐らくですけども第1週を中心として、非常に一般の方の参拝も想定されますので、神社の境内の部分であったり地域の中にあります駐車場をお借りするような形で、大型車の駐車場所と個人の乗用車の駐車をしようにすることは分けしながら対応して、スムーズに動いていただけるように対応していかなければならないと考えているところでござい

ます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今おっしゃいますように、大変混雑すると見込まれています。安全対策には十分心がけて注意していただければというふうに思いますし、駐車場ではブルーメの駐車場をお借りするとかいうこともできる、対応も考えられるかなというふうに思いますので、ご検討いただければというふうに思います。

町民の皆さんにもこういった情報をお知らせし、情報共有することが重要であるというふうに思います。綿向神社への参拝者も増えることも期待するものであります。また、周辺地域の村井、西大路の地元住民の方のご理解、ご協力が必要かというふうに思いますが、その辺の配慮をされているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） これだけのお客さんがお越しになるということはもう、車の台数も当然、これだけの数になりますので、地域の方々のご協力、ご理解なしにはできないというふうに思っております。来てもらってよかったなと思ってもらえるようにしていかなあきませんので、いろいろな形で、516台と申し上げましたけれども、今現在、まだそういうツアーを募集中という状況でございますので、100パーセントが催行されるかといいますと、最少催行人員に達しなければツアーは、そのバスは1台は例えばなくなるとかいうこともこれから出てくる中で、どのくらいの数かというのは、もう少ししますと見えてくるのかなと思っておりますので、そういった状況も地域にお伝えする中で、駐車場所であったり車の動きであったりということもご説明させていただく中で、地域の方々に迷惑がかかっていかないように、何とかスムーズにいけるように頑張っていきたいなと思っておりますので、日野めーるであったりといった部分での情報発信であったり、地域への資料といえますか、そういったものの配布であったりという形で、ご安心になるかどうか分かりませんが、そういうことをしよるねんということでご理解いただけるように取り組んで、町だけではあきませんので、綿向神社さん、観光協会、商工会ともどもにそういう地域のご理解をいただけるように、ご協力いただけるように取り組みをしていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） やっぱり地元の方の協力、ご理解は必要だと思いますので、十分に説明をしていただいて、そういった配慮をお願いしたいなというふうに思います。

そして、先日、商工会の方にも出向きまして、取り組み状況についてお聞きいたしました。それによりますと、商工観光課、そして観光協会、商工会、そして宮司の社さんとの4者の協議を重ねて、段取りをされているというふうに聞いています。

ころであります。そうした中で、売店を設置し、日野の特産品を販売するということも重要かというふうに思いますが、どのようにその辺のところ、計画をされているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 物産につきましては今現在、1月1日から、多いのがやはり、1月の第2週ぐらいまでが非常に多うございますので、その部分を中心に商工会員さんをまずは中心にお声がけをいただいて、商工会でもお店を回りながら出店の呼びかけをしていただいていたところでございます。こちらの方でも伝統料理を継承する会であったり、いろいろな取り組みで頑張らせていただいておりますので、ご協力を求めたりということで呼びかけをする中で、テントにつきましては、マーキーテントとなりますけれども、3張り程度張らせていただいて、それぞれの1つのテントは大きゅうございますので、それぞれのテントを半分ずつにしまして、売店であったり温かいものであったりということで、余り同じものが重ならないような形でお買い上げいただけるような形、そして、観光協会の関係では日野ひなまつり紀行の予告チラシであったりといったことも置かせていただくという形で、物産と、そして今後につなげて、また行ってみようというような動機づけになるように、情報発信と物産、両面について取り組んでいきたいなと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 多くの参拝者があるということで、そこを逃すことなく、やっぱり販売の方にも力を入れていただきたいなというふうに思います。そして、今もちょっと話があったんですけど、ふるさと館への入館、そして昼食を日野の伝統料理をされているということで提供することを考えておられるのかどうかというところで、どうされるかお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 多くのバスがお越しをいただきますので、そういった方々が全て日野町で食事をとっていただいて、ゆっくりしていただけるといいなというふうには期待はするんですが、ツアーの主催が例えばレストランであったりということもございまして、自分のところのお店へのお客さんの確保といったことでも取り組まれている事業者さんもおいでになりますので、ツアーの中の1こまという形でお越しをいただきます。朝の9時半ぐらいに日野町に行って、そして少しもう1カ所どこか見て、お昼にはどこどこことというような形でのツアーが多うございます。その逆に、食べてから日野町にお越しいただいて午後に来るというようなパターンでございまして、今回に関しましては、なかなかそこまでは至っていないなという状況でございます。

ただ、これを機会として、先ほど議員おっしゃいましたように、いろいろな、日

野町をめぐるようなツアーということの旅行社の売り込みにつきまして、やはりそういう部分についてもしっかりと情報発信することで、次にはまた来年、ひな祭り、来年はすぐは無理ですけど、その次のひなまつり紀行であったりにツアーを組んで、そしてふるさと館で食べて、もしくはみかくの方で食べてというようなことで組んでいただけるように、ご提案もしていけるといいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 団体さんには、行程が組まれていてなかなか、その辺の食事というのは難しいかなということかと思えます。個人の方も参拝されてたくさん来られるというふうに思いますので、そこの方をまたターゲットという形で、またそういった提供できるような形もいいのかというふうに思いますので、考えていただけたらと、さらにされるというふうには思いますが、お願いしたいと思えます。

そして、綿向神社の参拝につきまして、本当に12年に1度のめぐってくるチャンスのある年であると思えますので、このチャンスを活用して、来られた方がまた日野町にも来ていただけるようにということの対応が必要かというふうに思いますので、先ほどからも日野のパンフレット等お配りしてということで、取り組みもするというところでありますが、その辺のところもお願いしたいなというふうに思えます。

最後に要望とさせていただきますが、町の観光振興に向けて前向きな姿勢で取り組んでいただいているというふうに思えます。観光協会をはじめ地域の熱心な有志の方々、そして関係者の方々のご協力のもとで町が活気ある元気な魅力ある町になることを期待する中で、町当局がさらに町の観光振興、商工振興に努められ、ご奮闘されますことを願ひまして、1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の健康なまちづくりについて分割で質問をいたします。

日野町においても今後75歳以上、すなわち後期高齢者が増加する中で、いかにこの年齢層の方に健康を保持してもらって、生き生きとした日常生活を送れるようにするかが、町における重要な課題であります。先月、議員研修会の際に講義を受けました「高齢社会のまちづくり」の中から、健康長寿社会構築のための人の健康に加えて、町の健康づくりについての質問をいたします。

近年、健康長寿社会となる健康寿命の延伸が求められています。健康寿命の延伸には、生活習慣病の克服、メタボリックシンドローム発症防止、そして認知症予防には、特に運動と食事をコントロールすることができれば一定の成果が得られることが証明されております。健康に無関心な層に、いかに個人の健康づくりに向けた意識を喚起していただくかが課題であります。その方法として、ロコミが効果があると言われております。また、ヘルスケアポイントの特典を与えるインセンティブ事業が効果があると言われております。そこで伺ひいたします。

1つ目に、日野町においては今年度より、特定健診を受け健康相談を受けられた方にヘルスケアポイントを支給されました。その成果として、特定健診の受診率は向上したのでしょうか。また目標とする医療費の抑制効果はどうでしょうか。お尋ねをいたします。

2つ目に、成果の上がる未受診者対策・受診率向上対策が必要であると考えます。来年度に備えてヘルスケアポイント制度を拡充することを検討していただき、成果を追求するお考えはないか伺います。

3つ目に、現在は自動車に依存する車社会となり、歩かなくなったことが運動不足をもたらし、健康寿命を縮める大きな要因となっています。意図しなくても自然に歩いて、歩かされてしまうまちづくりがこれからの健康都市の方向性であるとのことでもあります。健康に無関心であっても健康になれるまちづくりが必要であります。こうしたまちづくりが望ましいところではありますが、地方であります日野町においては非常に難しいことでもあります。町として健康寿命延伸の取り組みを実施していただいておりますが、本気で成果を上げる運動不足解消の対策、取り組みが必要と考えます。町の考えをお伺いいたします。

そして4つ目に、超高齢社会を迎える2025年問題に向けての対策が必要ですが、その対策準備をどのようにされているのか、お伺いをいたします。

以上の4点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 健康なまちづくりについてご質問をいただきました。

まず最初に、ヘルスケアポイントの効果についてでございますが、今年度から特定健診を受診された方には、おさんぽカードへのポイントを加算する引換券をお渡ししております。特定健診を受診された方へのアンケート調査では、ヘルスケアポイントが受診の動機となったとお答えいただいている方もおられます。また、ヘルスケアポイントによる医療費の抑制効果を推し量るということでございますが、これはなかなか難しいことと考えております。

次に、ヘルスケアポイント制度の拡充についてでございますが、第2期データヘルス計画の保健事業計画において、受診率向上対策の一環としてヘルスケアポイント制度に取り組んでおり、今年度は制度導入の初年度でありますことから、経年的な受診率の変化等を見てまいりたいと考えております。

次に、運動不足解消の対策についてでございますが、身体活動・運動は、健康な体づくりだけでなく、生活習慣病の予防や生活の質の向上の観点から重要でございます。身体活動量が多い人や運動をよく行っている人は、高血圧、糖尿病、肥満などの罹患率が低く、また身体活動や運動がメンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められております。町としては、スポーツ天国の日や各種ウオ

ーキング事業などさまざまなイベントの開催を通じて、運動・スポーツへの関心を高めております。また、地域においては公民館や自治会等でスポーツ行事に取り組んでいただいております。多様な場面での取り組みが必要であると考えています。

なお、特定保健指導では、運動についての個別目標を設定してもらい、相談・指導に役立っているところがございます。

次に、2025年問題への対策についてでございますが、今後、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になることが想定されております。後期高齢者になるまでの時期から健康への取り組みを行うことが必要であると考えており、健康づくり、また食育計画に基づいた各種施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再質問させていただきます。成果を上げる対策としては、いかにして無関心層の方に特定健診を受診してもらうかが大きな課題であります。通常、無関心層の方は7割おられるというふうに聞いております。そして、関心を持っておられる方は3割というふうに言われております。個別に電話での呼びかけをされているということで聞いておりますが、それは大変効果があるというふうに言われていますし、そうだと思います。

受診にあたっては特定健診、自分から自己申告で受けるかどうかということであり、案内は町からも出されているんですけど、個人がそれぞれ自分からいついつに特定健診を受けますということになっていて、強制ではないということ、やはりこういった町からの働きかけで、電話があればということ、いついつ受けますということでの受診率向上につながるということかというふうに思いますし、その辺のところをきちっと電話で呼びかければ、いついつしていただくということの確証をとれるような形での働きかけが必要になってくるのかなというふうに思いますし、また、地域での健康推進員さんがおられますし、そういった方々からも呼びかけをしていただくことも有効かなというふうに思って、その辺ができるかどうかは私はちょっと分からないんですけど、できる範囲でそういった対策も必要なのかなというふうに思います。

そして、その辺のところ、どうなのかということもお聞かせ願いたいと思うんですけど、そして余りヘルスケアポイントの効果は見られていないということではありますが、今年度健康ポイントは受診して50ポイントで、この50ポイントでは余りお徳感がないというふうに思います。ヘルスケアポイント制度の充実をお考えではなさそうな回答、答弁であります。健康無関心層への促しにつながる観点からは、報奨の内容を魅力的なものにしていくということは必要ではないかなというふうに思います。よその市町の取り組みを見ますと、2,000ポイント、3,000ポイント

ということでの積み上げ支給もされております。がん検診を受診したら2,000ポイント、そして歯医者、歯科を受診したら1,000ポイントとされているところもあります。

その際、報奨の金銭的な価値が高過ぎると、報奨を得ることのみが目的化してしまい、最終的に目的である本人の行動変容につながらない場合も出てくるということで、その辺のところは留意する必要があるかと思うんですけど、日野町においてもヘルスケアポイント制度の拡充をすることの検討を提案いたしますので、再度、町のお考えをお尋ねいたします。

そして、2つ目には、生活習慣の改善にはやはり運動することが健康寿命延伸にも重要であるということでありまして、健康づくりのイベントに参加することでヘルスケアポイントを支給するというところもあります。各種団体が主催する健康イベントや各公民館で主催されております健康ウォーキング事業をされておりますが、声を聞いてみますと、参加者が限られていることや広がりが少ないというふうなことも聞いておりますので、参加者にヘルスケアポイントを支給する、そして支援するといった形での検討はできないかなというふうにも思いますが、その辺のところ、どうなのかお聞かせを願いたいと思います。

以上、3点になりますが、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ただいま3点ほどお伺いいたしました。

まず、無関心層の方へのアプローチについてはどうかと。7割ほどが無関心層ではないかというふうなお尋ねでございましたし、その個人さんがどういうふうにしたら参加されるのかというところ辺でございまして、今年も特定健診を実施しまして、アンケートなんかもとらせていただいている中の、今のところの集計でございまして、けれども、確かに特定健診にお見えになっている方というのは、どちらかといえば健康意識が比較的高い方ということが言えるかなと思うんですけども、その中でも当然、自分の健康を管理するために来ていただいているということがあると思うんですけども、アンケートの結果からいいますと、お医者さんであるとかいう方々に勧められて来たよというふうにおっしゃっていただく方もかなり多目でございます、例えば先ほどもおっしゃっていただきました受診を促すはがきであるとか、そういう通知によって促されて来たよというふうにおっしゃる方が、複数回答ですけれども200名を超えております。

したがって、この方々も促されてお越しいただいたということから、ひよっとすると促されなかった場合はいわゆる無関心層という方々かもしれませんけれども、そういうお声がけ、促しによって動機づけられたというふうにお答えいただいている方もおられるということを見れば、やはり声かけをしていく、勧奨をしていくということが無関心層の方々へのアプローチの1つかなというふうには感じてお

るところでございます。引き続き奨励はしていきたいというふうに考えております。

それと、ヘルスケアポイントの効果の読みでございますけれども、先ほど町長も答弁いたしましたとおり、このことによって効果がどれだけあらわれたかという指標を数値化していくということはかなり困難な作業でございますし、難しいのかなというふうに考えておりますが、ポイントを増やしていくことについても、効果ということよりもバランス感覚といいたしでしょうか、国保の特定健診においてポイントを付与させていただいているという観点から、町全体でのバランス感覚も含めて考えていかなければいけないなというふうには考えておりますし、おっしゃっていたとおり、財政的、お金に関して健康を結びつけるということに関しても、ちょっと疑義感もお持ちの方もおられると思いますので、その辺のことも両面、考えつつ進めていきたいと考えております。

それと、生活習慣について、やはり運動であるとかスポーツ、これは大事なことだというふうにおっしゃっていただいたとおりでございます。ちょっと話は変わるかもしれませんが、滋賀県が寿命が男性で1位になったよということから、県がある程度、なぜ長寿になったのかという分析の中でいきますと、今おっしゃられたような生活習慣、食事であったり運動であったりすることが、取り組みが多いよという一方で、もう一つあって、生活環境が整っているからだという分析も一方ではされています。生活環境が整っているということについては、運動、スポーツ以外に、例えば社会の参加であるとか、社会にかかわっていくということが重要やというような分析もされているところですので、その両面、生活習慣である運動、スポーツ、それに加えて社会とのかかわりを持っていただく、この点については町全体の取り組みとして必要になってまいりますので、庁内の各課とも連携しつつ、今後、町として健康を意識した取り組みについては強めていきたいなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） アンケート調査の結果ということでの状況の中で見て働きかけをすると。無関心層などをいかに受診していただくように働きかけるということは今後も大事かというように、その辺の努力をしていただきたいと思います。

そして、今の健康のヘルスケアポイントでありますけど、一応、健康ポイントということで50ポイントであります。この50ポイントというのは、お金で考えますと50円程度支給されるということで、町の財政負担ということでは全体で10万円台というふうには聞いております。それで傾向を見ながらということではあるんですけど、それで成果が出てくるかというところでは、その辺の投資をもう少しかけたというか、成果がある施策をしていかな結果というのは伴ってこないのかなというふ

うに思います。要するに、受診率を上げる取り組み、そして無関心層をいかに、未受診者の方に受診していただくかという取り組みが課題かなというふうに思いますので、真に成果の上がる取り組みを考えていただきたいなというふうに思います。そして、来年度に向けての受診率の向上の得策というのを持ち合わせておられるのなら、その辺のところをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

そして、先ほども町長の方からもありましたけど、必要経費がどんどん増えてきているという中で、この問題は先ほどもちょっと福祉課長が言われましたけど、福祉保健課だけの問題ではないというふうに思います。国保担当の住民課、そして長寿福祉課、そして生涯学習課等にも関係する課題であるというふうに思いますので、町ぐるみで考えて横の連携を密にしながら取り組む必要があるのではないかなというふうに思いますので、このところについて町はどのように思われているのか、再度お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ご質問いただきました、まず50ポイントについて、50円相当でこれは金額的に少ないのではないかとこの辺だと思われれます。私も50円の価値ということになりますと、おさんぽカードでいきますと当然、50ポイントをいただく場合にはそれよりも多くのお買い物をいただいた中で50ポイントが与えられるということも一方ではあるのかなというふうには思っておりますが、例えば先ほども申し上げましたアンケートですけれども、今回、ポイントがついたからということが動機づけになったよというふうにおっしゃっていただく方、これも複数回答ではありますけれども、33名の方がこのポイントがついたからということで動機づけをされたということもあります。ですので、来年度、再来年度含めて、このアンケートも引き続き行いまして、この辺の数がどういうふうに変っていくのかということも注視しながら進めていきたいなと考えておりますが、今のところ50ポイントを増額していくという方向性にはなっていないということが現実でございます。

それと、受診率を飛躍的に伸ばしていくという方法は何か持ち合わせているのかどうかというお尋ねでございます。これもそういう特効薬があれば私どもも教えてほしいなというふうには思っておりますが、先ほども申しましたとおり、受診の勧奨を粘り強くやっていくということが今、一番効果があるのではないかなというふうに、これはアンケート調査からも感じているところですので、引き続きこのことを進めていきたいなと思っております。

それと、町全体の課題であることから、関係課の横のつながりを強めて健康づくりを意識的にやっていくということを全庁的に行う必要があるよということでございます。確かにおっしゃるとおりでございます。保健事業のみで健康を担保してい

くということは難しいことですので、関係各課が健康についてどのように進めていくのかということら辺を、各種の事業を行う上で頭の片隅に置いて、このことを健康に結びつけていこうということを思いつつ事業を展開できるように進めていきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） その辺の受診率を上げる、そして町が元気になる取り組みをお願いしたいと思いますが、最後をお願いいたします。住民の生命と財産を守る行政サービスとして、ヘルスケアポイントを拡充することは健康長寿社会構築のための投資であり、人の健康と町の健康につながるものと考えます。他市のところでの調査、研究をしていただきますようお願いをしておきます。

また、こうした健康長寿社会構築のための取り組みを、本気で成果の上がる対策事業を実施していかないと、2025年問題を控える超高齢社会への危機に直面することになると考えます。地域が元気になるよう、公民館事業の活動、地域の自治会活動やサークル活動にも支援していくことも重要であります。そして、サークル活動では健康づくりのためにグラウンドゴルフを盛んに活動されています。またスポーツに限らず文化活動にも参加し活動することも健康長寿につながるものと思います。今後とも町として健康づくりのための取り組みに努力していただき、元気で健康な町になりますことを願ひまして、以上、要望といたしまして私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。10分間休憩させていただきますので、再開は11時25分から再開いたします。

—休憩 11時16分—

—再開 11時25分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 10番、高橋でございます。それでは、2項目についてご質問をいたしますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私は、これまで幾度も空き家の対策について一般質問を致してまいりました。主に世帯住民が長期にわたって不在となっております、管理が不十分で放置されたままという空き家でございます。放置された空き家は建物の倒壊や屋根材が飛散するなど危険、またハクビシンなどの獣害や害虫の温床ともなり、やがて周辺へ拡散し、住民への危険性、環境悪化を招く恐れがあるからというふうに思っているからでございます。そういった意味で緊急の課題として対策が必要と強く思うところでございます。また、現在進めておられます住みやすいまちづくりという形においても、

逆行する現象になるんじゃないかというふうに思うからでございます。

町当局では空き家の調査を行い、平成28年3月時点での調査結果をまとめられました。空き家の総件数は431件であり、管理や危険性の度合いをA、B、C、Dによる分類をなされており、放置しておくで倒壊する危険があるCというランクが77戸、倒壊する危険性があると思われるDが24戸であるとまとめられており、対策は適正な管理ができていない家屋、除却が必要とされる家屋の所有者や管理者に対して文書や訪問での助言、指導を行っており、そのことによって1件が除却され、修繕による改善もなされた物件もあり、今後も適正な空き家の管理がされるよう取り組みを継続してまいりますと説明がありましたが、その後の改善状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

統計によりますと、平成25年の時点で空き家の数は全国で820万戸に達していると言われています。問題なのは、そのうちで周辺環境に悪影響を及ぼす空き家の数は毎年6万戸以上増えており、対策を講じないと今後も増え続けると予測されています。日野町も例外ではないと考えられます。そのような中、まず空き家の実態で前回の調査と較べて空き家の件数であり環境に悪影響を及ぼしている状況の家屋がどのような変化をしているのかという把握、2つ目に今後の予測、3つ目に対策実施の連動をするための地域との体制づくりが必要と思い、3月の一般質問で要望いたしました、どのような状況であるのかお尋ねいたします。

また、国が増え続けている空き家に対する対策を緊急の課題として、多岐にわたる施策を行っております。空き家の有効利用や管理向上、除却に向けた事業や制度が設けられております。これらを取り入れた対策の強化も必要と思いますが、当局の考え方をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 空き家対策についてご質問いただきました。

1点目の3月以降の状況についてでございますが、当時対応していた8件から新たに20件の相談がありまして、合計28件について対応をいたしました。これまでに特定空家等は5件認定しており、3月以前に除却した1件を除く4件について、所有者または管理者の責務を訴え、指導・助言を粘り強く続けることによって2件目が除却されました。新たな所有者または管理者に対しては、その責務を促し、改善に向けた助言等により19件については一定の改善がされたことから、現在は特定空家等3件と、改善が見られない5件の8件について、継続して対応をしております。

2点目の空き家の実態調査についてですが、平成27年度の空き家等実態調査以降に自治会や住民から寄せられた空き家等の情報について、現地確認を行った上、空き家台帳の整理により把握をし、それぞれ対応をしております。そのほか、調査済みの空き家等の実態調査については、方法や内容等を検討した上で、地域や自治会

の協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

3点目の空き家に対する国の制度利用についてでございますが、町は当初より空き家対策等の推進に関する特別措置法に係る細則で運用し、早い時期から空き家所有者等に対して啓発・助言・指導を行ってきました。国の制度を利用するには、特措法に基づく協議会を設置し、空き家等対策計画の策定が条件になることについて、制度制定にあわせて日野町空き家対策連絡連携会議において研究を協議しており、協議会設置および計画策定に向けた取組みを進めております。引き続き自治会をはじめ、地域の皆さんとともに、所有者や管理者に空き家等の適切な管理がされるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） まず1点目の3月以降の状況ですが、特定空家に近い形のものの1件が除却された。なお改善されたところもあるということに対しましては、担当された方に対しては大変なご努力をいただいたという形で、感謝をしておきたいというふうに思っております。

その中で、新たに20件の形が住民情報で寄せられたということでございますが、この中身はどういう状況であったのか、ひとつお教えいただきたいというふうに思います。

それから、1点目ですが、この3月議会において要望をいたしておりました実態調査を新たにできないかというようなこと、それから2つ目には住民への連携をどうしていくのか、してほしいというような形でお願いをいたしておりました。

まず、1つの実態調査なんですけど、当局は空き家は今後どうなるのかという形のものをどう見ておられるのかということなんです。全国的には相当増えるだろうという予測をされております。我々の近辺で見ましたときにおいて、今までの過程ですと、我々の団塊は3世代というのがありまして、継続的に家を中心に回っていたということが見られます。今の現状はどうか。大体下手すると1世代老人だけとか、あるいは老人と50歳中心にするという形のものになります。必然的に考えられることは、その方が亡くなったら空き家になるよという可能性は十分にあるというのが1つでございます。

それから、もう一つが、今、空き家になって管理されている状態であるんですが、誰が管理しているんですか。今、見ますと、1年に1回とか2回帰ってこられる方、一月に1回帰っている方もあるんです。その人たちは今までその家で育った方なんです、大体見えていますと。次の、その人たちがいなくなったときにおいては、その家の管理を誰がするんですか。という状況において、空き家の状況が変化する要素が非常に高いということです。放置される空き家が増える可能性というのは、非常に大事であるというふうに思います。

そういった意味で、現状の空き家の変動に対して非常に敏感になっていかなきゃいけないというふうに思うんです。こういう意識を持っているかどうかという形のものをちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

それから、国の施策というような形で、国もさっき言いましたように、これは喫緊の課題だというような形のもので、総務省、国土交通省、法務省、いろいろな形で法律における改善とか取り組みというのがなされております。その中において、日野町は今、どういう形でそういったものを受け入れてしていくのかどうかということをお聞きいたしたいというふうに思います。

今言いましたように、3月の段階でそういったことをお願いしたいんですが、今現在、それに関してどういう形で、例えば住民との新しい取り組み方のシステムをつくるよ、それに関しても検討はなされているんですか、今現在できていないということが。というような形で、できていない、お願いしたことについて現状と、それからできていない理由というんですか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま高橋議員の方から、いわゆる世帯で今まで続いてきたおうちが、外に出られて、生まれた方は何とか来られるけれども、次の世代がもう出られて、その息子さんとかはもう知らんとなっていくんじゃないか、こんな話ということですね。そのことは地域でも行政懇談会でもいろいろ話をさせていただいております、できれば今、顔の見えるうちに何とか話をしてほしいと。今後どうするんだということも含めて、しゃべりにくいかわからんけど、これは役場が聞いとるんやと、そういうふうにと言ってくれても結構ですので、何とかちょっとつないでほしいと。できれば早いうちに、もし活用できるのであればそういう制度もあるさかいにということで紹介してほしいということで、地域の方にはちょっとお声がけをさせていただいているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 何点か再質問をいただきました。

まず、3月以降新たに情報があつた20件の内訳ということでございます。基本的には、実態調査の中で空き家としてリストアップしている案件というのがほとんどでございます、新規にあるというのは2件、3件の内容でございます。それに対しまして、リストにある分についてはそれぞれ所有者等、もう既に調査が終わっておりますので、再度通知をさせていただいて、それなりの回答があつて対応するわというような話になれば、一旦それでそこは一定の改善がされたものという判断をしているわけなんですけれども、そのうち5件につきましては、以前からの分もありますが、なかなか通知をしても連絡がとれない、電話をしても連絡がとれないとい

うような状態のものが今5件残っておるということでございます。

特定空家の3件につきましては、それぞれ鎌掛地区と日野地区で1件ずつの計2件が解体をいただきました。あと3件につきましても、連絡がとれるという方もあるんですけども、なかなか進展しないと。うちの方でも不動産屋に頼んでいるさかいにもうほっといてくれみたいな感じで、なかなか進まへんというのがありました。全く連絡がとれないという案件が3件の、今、合計8件でございます。

それから、その中で先ほど企画課長が申しましたように、連絡がついたおうちについては当然、空き家になっている状況については以後管理して下さいねという話と、あと将来的にこのままではこうなるさかいに、何とか息子さんなりに対応していただけるようにお願いしますというようなことも当然、話はさせていただいております。そのときはわかった、わかったとは言わはるんですけども、それ以後、どうなりましたかというようなことで定期的にまたお伺いするとか、その辺の対応は現在のところはできておりません。

次でございます。地元との連携ならびに対策計画の話がなかなか進んでないやないかということでございます。これにつきましては一定、対策計画の案については早い時期に策定はしております。策定というか案としてはつくってはおります。ただ、全県的に見てもほとんどの市町がもうつくっておられますので、その内容を精査しながら町としてどの形がいいのかなということで、いろいろな調整をしている中で、なかなか進んでいなくて今に至っているということでございまして、当然、その計画の中には地元との連携の内容であるとか計画期間であるとか、その辺についても含まれておりますので、それについてはもう、最終段階に案としては来ておりますので、近々に協議の上、どうするかということを決めていきたいなというふうに考えております。

今後の予測についてでございます。これにつきましては議員言われるように、ほっておいたら必ず老朽化してきて、調査で上げましたCがDになるということは想定はしております。ただ、連絡をさせてもらってお話をさせてもらう中で、ちゃんとしていくんやなと言ってくれる分については、それを信じるしかないかなというふうに思っていますが、今連絡がつかないと言っています合計8件については、今後も粘り強く通知をするのはもちろんでございますが、近場であれば訪問の方もしていきたいなというふうに思っています。ただ、特定空家に認定してあるのと認定していないのというのとはなりますと、ちょっと対応の方法も変わってきますので、特定空家に認定することも含めて今後、検討していかなんかなというふうに思います。議員言われるように、ほったらかしといたらどうしようもないことになっていくのは認識をしております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 1つ目の空き家の質疑なんですけど、共通認識として放置しておいたら増えるよという形のもの、これは共通認識として取り組みをしていただきたいというふうに思いますが、それから地元との連動という形の取り組みを考えているということですが、そういうことが必要。地元でやれることと、それから町自体がやらなきゃいけないことということですが、地元でやれることは一体何だろうということなんです。もちろん、僕もやったことがあるんですけど、地元から不在空き家に対する、都会へ出ておられる方に関して管理状況について電話ないし文書で草が生えているから刈ってくれよとかいった形で行政、お願いはできるんです。

それからもう一つは、先ほど言いましたようにこれからの村の推移における状況というのは村で予測できるんです。このうちはお老人がお一人だからもう、近い将来空き家になるとかいう情報に関しては提供できる。しかしながら、執行に関して指導とか命令はできません。住民ではできない。それが町の役目じゃないかなというふうに思いますので、その部分を間違えると、指導とかそういう形のものについてはやっぱり、町でやらなきゃいけないという認識だけはきちっと持っていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、先ほど言いましたように、日野町においては早い段階から空き家対策というものに関して取り組みをされておりました案もつくった、こういう経過もございしますが、しかしながら、先ほどありましたように、空き家に対する計画、対策ですが、今、19市町のうちできていないのは3市町です。そのうちの日野町が1つなんです。早くからやっっていながら計画できていない。計画ができていないということはほとんど何もできないですね。今の空き家総合対策支援事業というのは国でやっているんです。それをするには計画ができていなきゃできない。対策支援事業というのは、1つ新しくできましたのが、除却・解体に対する補助が出るということなんです。こういったことまで組み込まれているんですけど、しかしながら基本となるそういったものの部分ができていないですね。そういった意味の中で今後、日野町として早急におくれている分も取り返して進めなきゃいけないというふうに思うわけでございます。

それから、もう一つは、実は後藤議員が一昨年ですか、質問されたときに、町長お答えの中に、除却の部分についても非常に金額が張ることであるので、その辺も含めて今後検討していきたいというようなご発言をされております。そういった意味での進捗がどうなっているのかというようなことも含めて、もう最後の質問になりますので、この座長をしておられます副町長、現状と、それから今後の対策についてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設課長（高井晴一郎君） 高橋議員より何点か再質問いただきました。

まず、役割についてちょっとお話をされたかと思うんですけども、地元でやることはこうやわなど。町しかでけへんことはこうなん違うかということなんでございますが、基本的に町の対応としましては、粘り強く指導、助言をとということで、それについては特措法に基づいて、特に特定空家についてはその辺の対応をしているわけなんですけれども、それに認定してないほかの、特定空家に認定していない同じレベルの空き家については当然、町もそういう通知を同じようにさせてもらっているんですけども、当然、地域の例えば区長さんと連名で出すとか、その辺についても全然問題はないかと思っていますので、今後の課題でもあるんですけども、町だけではでけへんというのはもう、議員についても重々認識していただいていると思いますので、地元とどういうふうな形でどうしていくかについては今後、考えていかならんかなとは思いますが、地域はこう、町はこうと割るんじゃなくて、一緒にやっていけるような方法があればなというふうに思っています。

それから、県下19市町の中で3つだけまでできていないということでございます。これにつきましては、当時よりうちの方が、さっきも議員もおっしゃられましたように細則で運用させてもうていますので、なかなか、それをつくる必要がなかったというわけではないんですけども、補助金をもらうためにはつくらならんということは重々認識はしておったんですけども、1つ、その中でそれをつくったことによって飛躍的に解決するかといったところではなかなか、そこまでは行かへんというのも想定しておりましたので、今の体制で粘り強く続けていこうということもございました。決して、その計画等ができていないのは確かに3つのうちの1つではございますが、対策についてはほかの市町と比べておこなっているというふうな認識は持っておりません。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（高橋正一君） 高橋議員の方から再質問をいただきました。

先ほどの議員さんのご意見の中でも、特措法に基づく対策計画というものをつくるべきではないかというご質問をいただいたところでございます。

町の方でも、先ほど町長なり建設課長の方から申しましたとおり、対策としては町としてできる限りの対策を取り組んでまいりまして、ほかの市町に比べてその対策がおこなわれてきたという認識は全体としては持っていないわけですが、私がこの空き家対策と、また空き家対策といいますか危険空き家と、それから利活用の対策をしております企画の方と合わせた連携会議というのをしておりますので、その立場でお答えをさせていただきたいと思っております。

その中でも特に、今おっしゃっております危険空き家の対策のことでございまして、先日、11月にもこの特措法に基づく対策計画等を策定されておられます

お隣の甲賀市の方に研修に、この対策会議で行かせていただきました。それをする
ことによってどうなったのか、どういうことがメリットとしてあるのかということ
も勉強させてきていただいたところでございます。

今まで特措法に基づく細則で行けると、細則に基づいても特措法に基づけば行政
代執行というところも可能性はあるわけでございますけれども、なかなかその手順
と申しますか、住民さんの合意を得てやっていくというところについては少し苦し
い部分があるということもございまして、町、今後、これからの対策のために政策
選択の可能性を広げていくということも考えまして、先ほど建設課長が申し上げま
したように、この特措法に基づく対策計画を策定していく方向で検討を進めていき
たいと思っております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） もう質問はできないですので、ご要望だけしておきます。副町
長、甲賀市まで出かけて現状、どういう形で行われているかという確認をされた
ということでございます。現在まで空き家に対する部分の中で、特別に意識をした
対策というのはなされていなかったということでございますね、この何年。そうい
った意味で、甲賀市というのはどういう体制づくりになっているのかなということ
ですが、専任を置かれているんですかね。空き家に対する専任。3名ですか。3名
置かれているんです。空き家にだけですよ。現状、日野町はどうなんですか。一般
の、今までの通常の仕事をしながら空き家に対する部分を上乘せの形になっている
ということですね。その体制で本当はこれからの空き家対策ができるのだろうか
という感じがしてなりません。そういった意味の中で、どの課も大変でしょうし、ど
の担当も大変だというふうに思うんですが、しかしながら、これから大きな問題に
なると僕は感じております。そういった意味で、空き家に対する人員、労力の分配
も含めた部分が非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思っておりま
すので、その辺のところを当局については今後考えていただきたいという要素にな
りますので、ひとつお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

もう冬が始まっておりまして、いよいよこれから綿向山もまた今日、雪が積雪の
状態になっております。そういった意味で、いよいよ我々、地上の方にも雪が降る
時期になってきたんじゃないかなという考え方をするわけでございますが、そうい
った意味の中で、去年は比較的穏やかな冬でございまして、積雪における支障とい
うのはほとんどなかったように思うんですが、一昨年、ご存じのように大変な積雪
によりまして大きな障害をもたらせたというふうになっております。しかし今年が
どういう形になるか分かりませんが、想定しながら対策を進めていく必要があるん
じゃないかなという思いで質問をさせていただきます。

まず1点でございますが、307号線ですが、一番また大きなネックとなりましたのが一昨年の307号線でございます。ご存じのように307号線における沿線状況というのは第1工業団地があり第2工業団地があり、幾つかの施設、県の施設もあります。というような形で、施設的な要素の中での利用というのが非常に多い状況になっております。それから通勤における部分というのが大きい。ご存じのように通行量が相当また増えております。そうでなくても、何もなくても今、307号線の朝の状況はご存じのように渋滞の状況になっております。あれで積雪になりますと、相当な混乱を起こすんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、1点目は、307号線における除雪対策が十分にできているかどうかというのが非常に問題になるんじゃないかなというふうに思いますので、これは直接的に日野町がやるという道路ではございませんので、県との調整になると思うんですが、調整していただくのは日野町じゃないかなというふうに思いますので、県との調整がどのような状況になっているのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、2つ目でございますが、町道を中心とした町内における部分の中の除雪関係でございますが、これの除雪計画というのは日野町においては基本的に工業会の方をお願いをし区分をし、そこに除雪をしていただくというような計画になっているというふうに思っておりますが、地元も必然的に除雪に関しては関与し、やっておられる地区もございます。その辺との兼ね合いという形のものでどうなっているのかどうか1つでございます。その前提となるのが、日野町で実施される道路が地域住民の方にきちっと知らされているのかどうかということですね。ここの部分がポイントになりますので、そこについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 雪寒対策についてご質問をいただきました。

まず、307号線についてでございますが、今年度からは昨年度までと違って日野町建設工業会に県は委託をされました。これによって日野町全体の他の路線とあわせて、効率的な対応ができるのではないかとというふうに期待しております。

また、町の雪寒対策では、対象路線の除雪を日野町建設工業会に委託しております。工業会により各路線の実施業者を割り当ていただいております。町内の各自治会へは、雪寒計画書とともに路線ごとに業者配置の分かる図面を送付いたしております。また、工業会からも新聞折り込みにより、町内全域にどのような体制をするのか、お知らせいただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 分かりました。307号線については一昨年から変わった点とし

て、県が実施していた計画については変わらないんでしょうけど、委託業務として日野町建設工業会に委託されたという形であるということです。これにつきまして、日野町建設工業会と日野町との連動というのはできるのかどうかという形をちょっとお聞きいたしたいのと、それから建設工業会が実施されることによって、今まで日野町内における町道を中心とした除雪に関して影響を与えないのかどうか、このところがちょっと懸念される部分ですので、お教え願いたいというふうに思います。

それから、日野町建設工業会における307号線という形のものについての除雪機械的な設備というのは十分にフォローされているのかどうかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 3点、再質問いただきました。

まず、町と建設工業会との連携はどうなっているんだということでございます。先日、工業会の方が雪寒に向けてということで、各路線の担当の業者さんを商工会の方に集められて、今年度の対策についての会議をされました。その中に、今年は建設計画課からも担当を含めて3名ほど参加させてもらったんですけども、その中で当然、除雪をする基準であるとか塩カルをまく範囲であるとか、どういう状態になったらということも含めて、協議もさせていただきました。工業会の方につきましても、できるだけ早く除雪をせんらんとということで、作業の開始時間についても2時、3時というようなことで、通常の4時や5時では間に合わん部分についてはもっと早うから来てというふうなことで、それぞれ検討なんかをいただいておりますので、その辺につきましては当然、町から依頼するというパターンもありますし、逆に工業会の方で判断をいただいて、もう出ているよというような形で町の方に連絡をいただくというパターンも増えてくるかなというふうに考えております。

連携については、それぞれ町の方も除雪当番等決めておりますので、その辺については密な連絡がとれるかな、判断についてもそれぞれでしっかりしていこうということで、確認をしているところでございます。

それから、町内の307号線を町内の工業会ですることによって、ほかの路線に影響はないかということでございます。工業会の方できっちりと各路線、除雪路線については割り振りをしていただいております。業者さんによっては除雪専用の機械を購入していただいて、対応に当たるという業者さんもいただいておりますし、県の方からもリース機ということで、ちょっと大き目の機械なんかもリースをしていただいておりますので、現在、影響があるかというふうに言われますと、影響は全くといっていいほどないかなという認識をしております。

また、町内の工業会で307号を除雪するというので、それにつきましても、一気にどんと降ったときは307号最優先になるかなということも思いますので、それについても工業会の中で協力体制をとりながら、優先してかくということもできますので、その辺については心配はしていないところでございます。

それから、307号線の除雪機械の確保ということでございますが、それにつきましては担当の業者の方でしっかりと対応はできております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 聞きますと、万全の体制を敷いていただいているというようなお話ですね。県の方につきましても、リース機械というような形のもので、一昨年と比べて重機的にも充実した体制がとれたというようなことでございます。あと運営だけですね。どういう形で運営していくのかということを示指監督される日野町が非常に大きな役目を持っているんじゃないかなというふうにも思うところでございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、通告に従いまして2問ばかり分割で質問したいと思います。

1点目の水道民営化・広域化についてでありますけれども、昨日、池元議員がされました。1日たちましたので、また重複することもありますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

政府は公共部門の民営化を推進している民間資金等活用事業の中で、水道法の改正案、いわゆる水道民営化法案が国会の終盤を迎える中、成立したところでもございます。今回の2018年の一部改正では人口減少に伴う水の需要減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等、水道の直面する課題に対応し水道の基盤の強化を図るとしております。厚労省は、将来的に有収水量は70パーセントに減少するとし、人口減少による給水量が減少し収益が減少することで経営が悪化する、また施設の老朽化が進行しているとしております。水道管路の法定年数は40年とされ、老朽化がますます上昇しているともされ、耐用年数が過ぎた管路を更新するまで130年以上もかかるとされているところであります。

そこで、当町は敷設がえ等、あちこちで毎年されているように思いますけれども、実際、当町での状況はどうかお伺ひしたいと思います。

次に、改正水道法に関してお伺ひしたいと思います。

今回の改正水道法のポイントとしては、1番目に関係者の責務の明確化としております。今までは水道施設を計画的に整備し、水道事業を保護育成するとしていたものを、水道の基盤を強化するとしております。このことは経営改善として経費の削減が図られ収益を上げることを含めて、やはり県が責務として推進

役とされるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

広域化のため、広域連携の推進として国が広域化の基本方針を定め、県が基本強化計画を定め、関係市町に事実上強制されるのではないかとと思われるが、そこら辺はどうなのか。

また、3番目として、適切な資産管理の推進として規程まで置かれておりますけれども、点検を含む施設の維持・修繕、図面等の台帳を整備し、資産を明確化して公表するよう努めなければならないとしております。このような資産管理はされてきたのではないかと思うのでございますが、やはりこれも民間委託や譲渡を進めるために強調しているのではないかとと思われるが、いかがでしょうか。

また4番目の官民連携の推進ということでもありますけれども、地方自治体が水道事業者等としての立場を残しながら、水道施設に関する公共施設等運営権を民間業者に設定できる仕組みを導入するとしておりますけれども、これは具体的にどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

また、指定給水装置工事事業者制度の改善とありますけれども、これはどういうものなのかお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 水道の民営化・広域化について、ご質問をいただきました。

今ほどいろいろお話があったわけでございますけれども、現在、この国において水道だけではなくていわゆるインフラ全体について当然、下水もそうでありましょうし、日野町でいえば土地改良における農業用水もそうでありましょうし、トンネルや橋梁も含めて全てのインフラをどのようにメンテナンスしていくのかということは大変大きな課題であるというふうに私は思っております。そうした中で今回、水道法の改正が国の方でいろいろな問題点が整理されないまま改正されたということは、それぞれの新聞も生煮えというようなこと、さらには議員の中でも議論をすればぼろが出るのでこの辺でやめておこうかというようなとんでもない議論の中で水道法が改正をされたということでもあります。そういう意味では、水道の老朽化対策、人口減少社会の対応も含めて、これは大事な課題であるということは間違いがないわけですが、民営化なりセッション方式をやればこれが解決するかなのような議論は、全く違うのではないかと私は思っております。

しかしながら、なぜこのような議論をされてきたのかということでございますが、政府の厚労省の資料によりますと、水道法の改正に向けてということで官民連携推進協議会への資料提供がホームページにも載っておるわけですが、いわゆるPFI導入に向けた政府の方針ということで、未来投資戦略2017ソサエティー5.0の実現に向けた改革、平成29年6月9日閣議決定、こういう中では、公的サービス、資産の民間開放、PFIの活用拡大等ということになっておりまして、要は水道の

老朽化対策等に向けたものが基本じゃなくて、まず最初に公的サービスや資産を民間に売り払うことが目的なんだということが大前提としてうたわれているわけでありまして、公共がやってきた役割を民間に開放しなさい、売り渡しなさいということが大きな政府の方針になっておるということでありまして、いわゆる骨太の方針においても同日、そのような方向が閣議決定され、また民間資金等活用事業推進会議の中でもそのようなアクションプログラムがつくられているということでもあります。

そういう意味では、水道事業についても全て自治体が直営でやっているわけではなくて、当然建設自体は民間業者がやっておりますし、いろいろな検針業務等も委託をしているわけでありまして、広域化ということが言われるわけでありまして、滋賀県においては企業庁が琵琶湖から逆水によって浄水をつくっているということも含めて、既に広域ということも行われているわけでありまして、私は基本的に、セッション方式などで民営化をすればいろいろな諸課題に対応できるということは幻想であって、そうではなくて指摘されている状況にはしっかり国・県・市町が対応していくということが大原則であるというふうに思います。そうでないと、もうからなければ撤退をするということによって、住民の皆さんの生活が維持できなくなる、これは外国においても再度、公が実施するような形になってきているということも報道されているところでもありますので、長い目で見てしっかりと国・県・町が命の水の供給に役割を果たすということが大前提であるというふうに思います。

そうした中で、日野町の状況でございますが、これまで公共下水道事業ならびに農村下水道事業の整備にあわせて水道管の敷設がえも行っており、老朽化対策を進めております。また、2013年度から国の補助金を活用して配水池を結ぶ主要幹線の耐震化工事を進めており、2022年度に完成の予定でございます。また、漏水頻度が高い老朽化した配水管の耐震化工事も進めております。今後は2021年度から災害時に使用される避難所等への配水管路の耐震工事を予定しているところでございます。

次に、水道法改正に関する質問でございますが、まず、関係者の責任の明確化についてでございますが、今回の法改正で国・県・市町村は水道基盤の強化に関する施策を策定し、推進または実施に努めることとされております。また、県が水道事業者等の間の広域連携を推進するよう努めなければならないとされており、推進役になると理解しております。

次に、広域連携の推進についてでございますが、今回の改正では国が広域化の方針を定め、県が基盤強化計画を定めることができ、また関係市町・水道事業者は協議会を設けることができるとされております。

次に、適切な管理の推進についてでございますが、これまで水道施設を適切に管理するために水道台帳の作成は行っております。今回の法改正では、水道台帳と水

道施設の更新に関する費用を含む事業収支計画の作成を行い、公表に努めなければなりません。このことで、将来的な運営状況が公開され、民間事業者が参入する判断の1つになるということを狙っているのではないかと思います。

また、今回の法改正で、公共施設等運営権、コンセッション方式を民間事業者に設定できることになりました。公共施設等運営権とは民間資本主導の一形態で、料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式でございます。

次に、指定給水装置工事事業者制度についてでございますが、資質の保持や実体との乖離を防ぐ目的で、5年ごとの更新制度が導入されることになるということでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） いろいろ回答いただきましてありがとうございます。それでは、一応再質問をしたいと思います。

一番最初の、今、質問いたしました、耐用年数とっておりますのは法定耐用年数でありまして、水道管の寿命とはまた別だと思っておりますけれども、管自体の材質や埋設された環境などにも違いがありますけれども、ある経験を積まれた技術者の管理判断を加味した上での更新計画が必要ではないかともされております。大変おかしなことに、厚労省はそのように言うておりますけれども、一方でアセットマネジメントの中では、実耐用年数を用いて最長80年の耐用年数の設定ができるとしていて、法定年数よりずっと長い耐用年数で補正をかけるよう指示しているとも言われております。説明やそういう資料の中では、40年で更新せなあかんねやというような問題を言いながら、片やアセットマネジメントではそんなしゃくし定規に考えんでもええやないかというようなことも言っているそうでございます。このことについて、当町の現場から見られた状況ではどのように考えておられるのか、お伺いしたいなと思います。

次のポイントのところでありますけれども、やはり水道法の改正は経済界の要請に応えるものでありまして、基盤強化ということは経営の改善であり売り上げの増加、あるいは経費の削減でもあります。このことは水道料金の値上げでもあり、また経費の削減ということが、人員の削減がありますように、そうしてくると水質の低下が考えられるんじゃないかと考えるところでもございます。

広域化につきましても、県は市町と協議ができるとされておりますけれども、これはやはり計画が押しつけられるおそれがあると考えております。この資産管理の推進につきましても、自治体から民間への移転の際に資産評価に必要な台帳が必要ということで、そういうふうになるのではないかなと考えています。

また、官民連携の推進でありますけれども、今言われましたようにコンセッショ

ン方式は設備などは地方自治体が所有し、事業者も自治体とするとしております。そこで、その責任度合いについては全て自治体を持つものなのか、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

また、コンセッションの契約をすれば民間事業者の情報等の公開が密にされるんじゃないかと私は思うんですけれども、そこら辺のことはどうなのか、いわゆる水道料金などの決定についても議会などの承認は得なくても勝手に上げていかれるのか、運営権、経営権は民間業者に契約する期間が普通は相当長いというように聞いておりますけれども、どの程度が普通なのかお伺いしたいと思います。今、町長の答弁ではやはりPFIというようなことが言われまして、そうなりますとPFIはやはりいろいろなところで問題が起こされて、何回でも改正されているところでもありますので、これは滋賀県でも野洲の学校でしたか、それから近江八幡の市民病院においてもいろいろな問題が出ておまして、そこら辺のことはどうなのか、PFIは大変、今までから問題を起こしていることだと思っておりますけれども、そこら辺についても、もしできたらお願いしたいなと思います。

もう一つは、民間企業でありますけれども、昨年でしたか、麻生副総理がアメリカへ行きまして講演をされました。そのときには日本の水道は全部民間にするというような講演をされたということでもございます。しかしながら、そうして今現在でも外資の水のビジネスが日本にも入っていると思っておりますけれども、やはりいろいろな問題が起こっております、世界で二百何カ国ある中で、水をそのまま飲めるのは、この間テレビで出ておりましたけれども8カ国しかないということで、やはりこれは非常に、海外の資本を入れることは変だなというように思いますので、そこら辺は注意していただきたいと思っております。

それから、5番目の指定給水装置事業者制度でありますけれども、複数年契約ともなればやはり、これは資材等の保管中に劣化するおそれがないのか、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 今、東議員さんの方からの再質問ということで、5点にわたりましての質問だったかと思っております。

まず、1点目の水道管の耐用年数の関係とアセットマネジメントの方の計画との相違ということでご質問があったんですけれども、アセットマネジメント、いわゆる長寿命計画の方では水道管の耐用年数は1.5倍程度の60年といった更新計画で費用の平準化を図るという手法もありまして、その方向で検討していきたいと考えておまして、実際の水道管の状況はどうかということですが、実際、塩化ビニール管の場合は腐食というのが、現在のところはそういったことがないわけですが、古い水道管については砂が入ってないといったことがありまして、振

動等でひび割れするといった原因での漏水はありまして、そういう意味では頻繁に漏水が起こることについては早期に管の更新をしていかなければならないと考えておりますし、そしてまた耐震化の方についてはまだ不十分ですので、それぞれ計画的に進めていきたいと考えております。

2つ目のコンセッションの方式で全て民営化ということで、自治体の責任については、それら全て持つのかといったご質問でしたけれども、実際、今のコンセッションの計画の中でも、管の更新もありますし、そしてまた災害時の対応についても含まれるわけですが、そういったことがしっかりできるのかなというのが心配なところでございまして、そして3つ目の水道料金の決定についてということで、また自治体の方で改善できるのかといったご質問でしたけれども、今回、法改正の中におきましても、水道料金の設定につきましては自治体の方の責任ということになりますので、そういう点で一定歯止めがあるわけですが、実際に運営されている事業者の方のそういった意向を無視できるのかというのはなかなか、難しいのかなというふうな思いを持っております。

そして、4つ目の運営権の方で、大体契約期間はどのぐらいかということですが、今言っているのは20年から30年ということで、非常に長期になりますので、20年、30年後というと町の職員もまた入れかわっていますので、そのときに水道運営といいますか、その後、きちりした水道維持管理できるかというのは心配事ではないかと思っております。

そして、最後の指定給水装置、事業者の件でございますけれども、今までは一旦申請しますと更新がなかったわけですが、内容の変更がない場合はもう、ずっとそのままです、そういう意味では今回の法律では5年の更新ということになっていますので、そういう意味では前進面かなと思いますけれども、それとあと、議員お尋ねの資材劣化につきましては、指定給水事業者の方が責任を持って維持管理をするということで、そういった劣化については防げるかなというように考えたところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 再質問になるわけでありましてけれども、やはり情報公開といいますか、そういうことが民間といえども重要になってこようかなと思います。先ほどの水道料金の決定においても、民間が決められたら無視はできないということではありますけれども、やはり住民なり議会なり、そうしたことができないものなのか、もう一度議会にかけるというようなことはできないのか、もう一度お聞きしたいなと思いますし、長期、20年から30年という計画になってくると、なかなかその中でもし問題が起こった場合、どうなってくるのかなという心配がございまして、こういうのはもっと、もし民間業者に連携されるのであれば、もっと短い期間でそ

ういうことができないものなのか、そういうことはまだ入っていないのか、少しお聞きしたいなと思います。水道というのは非常に大事なものでありますので、県との協議もあろうかと思えますけれども、しっかりとしていただきたいなと思います。一応、そこら辺を再問としてお聞きしたいんですけども、日野町は結構老朽化とか耐震化とか、意外とよくしてもらっているんだなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお聞きしたいと思えます。それでは、そのことについてもう一度お聞きしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 東議員、昨日、池元議員の質問で町長の、町の水道運営は民営化を考えておりませんかという答弁を受けての質問でお願いしたいと思えます。

上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 水道料金の改定につきましては、自治体の方で決めるということになっておりますので、そういう意味で議会の方にも諮るといような仕様になるかなと思うんです。詳細はまだこれからと思えますけれども、当然そういう方向かなというふうに考えています。

それと、今のコンセッション方式で確かに長いというようなことですが、実際、相手さんのあることで、多分、全国的に一律の方向で結構長くなるのかなというふうに思えますけれども、そういった話し合いの中で、制約なりが出てくる可能性もあるのかなというふうに思っています。

そして、最後もう1点、今答えさせてもらったとおり、多分、全国一律で統一した型になるのかな。あとまた省令なりの中でうたわれるかと思えますけれども、今聞いているのが、先進的な下水道でありますとか、あるいは国際空港とか、その辺でいうと結構、20年とか30年というふうな事例があるなということをおっしゃるので、いずれも町が今のコンセッション方式による経営の民営化というのを考えておりますので、またしっかりと国なり県の方角を見ていきたいなと。

それと、もう一つ、広域連携の部分につきましては、一昨年、2年前ぐらいから県の方での広域連携に関する一定の協議会ということで発足されて、一定協議されていますけれども、まだ具体化というのまではなっておりませんので、現行の制度の中でどういうことができるのかといった話を中心ですので、これはまた引き継いで協議の方はなされるのかなと。そういう中で町としてもまた、しっかりと考え方を持っていきたいなというふうに思っていますので、ご理解をよろしくお聞きします。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 少し水道につきまして最後に述べさせていただきたいなと思っております。やはり水は人間が生きていく上で欠かせないものでございます。水道法の第1条では、水道の計画的整備および保護、規制により正常にして豊富低廉な水の供給を図るとされています。同法2条の2項では、国および地方公共団体は水道

事業を行うことの責務が定められております。また、2010年には国連総会におきまして、安全な飲料水へのアクセスを人権の1つとする原則を承認しているところでもございます。しかしながら、今回、国は同法1条の目的を評価基盤へと変更し、コンセッション方式による水道の民営化を推し進めようとしております。一方、世界に目を向けてみますと、1990年以降、途上国、先進国を問わず多くの国が自治体で水道は民営化され多国籍企業が利潤を得てきました。ところが、2000年以降になりますとヨーロッパをはじめ多数の自治体で注目すべき潮流が生まれ、水道の再公営化が始まりました。その発信地はヴェオリア、スエズなどの多国籍水企業を有するフランスであります。民営化で水道料金が上がり、水質やサービスの悪化、運営に関する情報が議会や住民に開示されないなど、大きな問題となりました。再公営化を果たした自治体や市民は、民営化という幻想を強く批判していると言われております。企業は一切のリスクを負いません。リスクとコストは全て住民に転嫁されたとしております。全ての人にとって必須である水、2000年以降、パリやベルリン市をはじめ世界各地で水道の再公営化が進んでおります。水道は公共の手で人権も守りたいものと思うところがございます。

以上、私の考えを述べさせていただきます。

次に、国連総会で採択されました小農宣言についてお尋ねしたいと思います。

国連総会で小農宣言が採択され、小農・家族農業の価値と権利を明記し、強い小農を創り出そうとしております。小農の価値や役割を再評価し、やはり食の主権、種子の権利を明記したことが評価されたともしております。種子については、管理、保護、育成、自家採取の権利も盛り込まれているとされております。宣言には、行き過ぎたグローバル経済が途上国の資源を収奪し、環境も破壊し、人権をもないがしろにしているということでもされております。

こうした世界の潮流に反する日本農政、新自由主義的な官邸農政は、主要農産物種子法の廃止をはじめ、生産、流通において、余りにも自由化を推し進め食糧の主権が成り立たなくなっているところでもございます。それらを如実にあらわしているのが種子法の廃止、種の譲渡、種の自家採種の禁止、GM表示実質禁止、全農の株式化、残留農薬の残留基準値の大幅緩和、ゲノム編集の野放し方針などがあります。国連の小農宣言を受け来年から始まる家族農業10年、2019年から2028年を契機に、小規模・家族農業を公的政策の責任において保護することが緊急課題であります。小農とは何なのか、定義づけはありませんけれども、農村地域の小農を基軸に、農的な暮らし、田舎暮らし、菜園家族、定年帰農、市民農園、体験農園、半農半Xなど、食と農に関わろうではありませんか。

改めて、田舎の地方自治体としての政策を強く求めるところでありますけれども、その認識とお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 国連総会で採択された小農宣言についてでございますが、国連の委員会において小農と農村で働く人びとの権利に関する宣言が賛成多数で採決されたことが報道されました。この宣言は小規模農業と農村の価値と権利を明確にされたもので、中山間地域をはじめとした農村地帯において、家族や集落が営んできた農業が世界的に認知されたものと思っております。

日野町においても家族や集落による農業が今後も持続的に継承されていくことが大切であると認識しており、町の農業行政もこれまでから集落や農業者の主体性を尊重しながら進めてきており、今後もその姿勢は変わらないと考えております。なお、この宣言によって国の農業政策がどのように変わっていくのかも注視してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） やはり私は、集積率とかいろいろなことで言われておりますけれども、それもこういう中山間地につきましてはなかなか、大規模農家というのはできにくいかなという思いもありますし、また中規模においてもそうは簡単にはできないのかなという思いもございますし、となってきましたとやはり、家族農業あるいは小さな農業を育てていかなあかんのかなという思いでございます。

そこで、再質問といたしまして、総合戦略にも出ておりますように、市民農園はどのように考えておられるのか、それはもう集落に任されるのか、町がどこどこは市民農園に指定しますよというようなこともあるのかどうか、そこら辺もお聞きしたいと思っております。

もう一つは、地方創生政策の発想されたころにはよく田園回帰というのが新聞紙上等をにぎわしておりましたけれども、ここに至りまして余り出てこないんですけれども、やはりこれは当西大路地区におきまして定住・移住の宅地整備を計画してもらっておりますけれども、そういうことにおきましてやはり、田園回帰を何とかできないかなという思いでございます。その田園回帰につきまして、今、どのような状況なのか、思いなのか、そこら辺についてお伺いしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） ただいま東議員の方より再質問をいただきました。市民農園についてどうなのかというようなことでございます。

市民農園につきましては、農業を業としない人のために貸し出される小規模農地のことやというふうなことでされております中で、市民農園の開設にあたりましては市町やJ A、あと農地を持っている農家、そして法人であったり法人格がある団体が主体となって開設をできるというふうになってございます。そして、その開設の方法につきましては法に基づくものと基づかないものがございまして、法に

基づくものになってきます土地の権利関係の整理であったり、複雑な手続等々をしていく中でというところで、結構ハードルが高いというようなこともございますので、町としては法的なものに基づく市民農園の開設というのは考えておらないような状況でございます。

あと、民間といいますか、先ほど申しました個人さんであったりJAであったりという中で、取り組みをされるというような相談を受ける段階においては支援もしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、今のところではその相談もないというようなところが現在の状況でございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま田園回帰の状況というような話でございました。直接、田園回帰ということを図るというのはなかなか難しゅうございますけれども、私どもの方はずっとこの方、空き家の関係でいわゆる移住の希望者を登録させていただいています。過去のは別にして現在という状況の中で、大体120世帯ほど今、登録をいただいているんですが、その中で、町内も含めて6割が大体県内なんですけど、あと4割がいわゆる県外ということで、そのうちのまた6割が近畿圏域で、あと4割がそれ以外ということで、近畿圏域では特に大阪、京都が多うございまして、大阪で大体13世帯、京都が9世帯、それからそれ以外ですと東京が4世帯に愛知が3世帯ということで、引き続きそうした意向、志向といいますか、は続いているんだろうなというふうには認識しています。田園回帰の志向ですね。

その中で若干、小農の部分の話になってくると、相談の中で家庭菜園の大きなものは大きなものとしてあるんですが、多くの方がちょっと自分のものぐらいいいのかつかれたらいいなという思いは持っておられるので、そうした意味では100平米以下の部分については、家庭菜園についてはうちの方も相談があれば、農業委員会でもそうした特例の中で、100平米以下の部分の農地を持てるとか云々も特別に認めていただいていますので、当然、農業委員会の中で確認をされての話ですけども、そういうような部分もございますので、町としてはそういう政策の中で対応はさせてもらっているというふうに理解しております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 小農と家族農業は、これからは非常に大切なものだと思っておりますので、何か手だてがありましたらひとつよろしくお願ひしたいところもございませう。

先ほど市民農園は行政からは何もやらないという、やらないというのかおかしいですけども、法人とか農業団体が言ってこられたらするということでもありますけれども、総合戦略の中で何か出ていたと思うんですけども、やっぱりそういうことを思っておられたのか。僕はまた町が積極的にされる分やと思ったんですけど

も、そこら辺のところはどうなのか、もう一度お聞きしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 今、総合計画というのの全体を貫いている部分からいいますと、いろいろな複合的な施策を並べていくという、これは何かというと、住人さん、いわゆる住民の目線で行政を見たときに、どういうことをしていくのか、住民がどういうふう動きやすいのかということから、そういう政策体系になっているのでございますけれども、そうした意味からいうと、実は市民農園については町がというのではなくて、そういう部分、そういうことをしたいという、どっちかということと可能性ですね。そういう部分を町としては当然、支援するし、そういうことも市民の活動として啓発するのも1つじゃないかというようなことで、町がしますという話で出ているわけではないので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 先ほどからも言うておりますように、やはり農業を守る、地域を守ることにつきましては、まるごともありますけれども、それ以外にやはり小農、家族農業を中心に私たちは進めていきたいと思っておりますので、町としてもよい政策がありましたら、また取り組んでいただきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は14時から再開いたします。

－休憩 12時52分－

－再開 14時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問いたします。

まず、森林整備、林業についてお伺いいたします。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材等の林産物供給など多面的機能があり、国民生活にさまざまな恩恵をもたらすといわれています。日野町は綿向山をはじめ竜王山、正法寺山など幾つもの山岳もあり、とても自然環境に恵まれたところだと思っております。11月10日にはふれあい綿向山デーなどの事業も行われ、多くの登山者でにぎわいます。また、天然記念物のシャクナゲ谷、森林空間活用施設のグリム冒険の森など、町内外の方が多く訪れられております。

第5次日野町総合計画の施策の中で、野生生物と共存可能な森林リニューアルを進めるとして、主な事業、取り組み内容は、森林保全の必要性を森林所有者に啓発するとともに、地球温暖化防止対策等の環境保全の必要性からも多様な主体による緑化、森林整備への活動を推進します、また地域材を使用した木製品や木質バイオ

マス燃料などの再生可能エネルギーの町内での積極的な購入や利用を推進しますと
なっています。また、施策の現状では、木材価格の低迷による森林経営意欲の減退
や担い手不足、放置森林の増加が深刻化していますと書かれています。

国の平成30年度税制改正大綱によると、森林資源の適切な管理を推進することが
必要である。このため、自然条件が悪く採算ベースに乗らない森林について、市町
村自ら管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直し
を行い、平成31年4月から施行することが予定されています。

日野町においては、森林面積も多く、森林組合や林業センター、また学林なども
あり、森林は私たちの身近にある大切なものであります。町としても森林保全や里
山整備に取り組んでおられるところですが、以下、何点かお伺いいたします。

1 点目ですが、町の林野率と森林率をお伺いいたします。

2 点目は、人工林の森林整備状況と林業の現状と課題をお伺いいたします。

3 点目は、地域材の利活用の取り組み状況をお聞かせください。

4 点目は、森林環境学習「やまのこ」の状況を教えてください。また、児童や保
護者と学林への関わり方をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 6 番、中西佳子君の質問に対する町長ならびに教育長の答弁を
求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 森林整備・林業についてご質問をいただきました。

まず、町の林野率と森林率についてでございますが、滋賀県におきましては林野
率と森林率は同義語で扱われておりまして、日野町の面積 1 万 1,760ヘクタールのう
ち林野面積は6,115ヘクタールであり、林野率52パーセントということでございます。

次に、人工林の整備状況等についてでございますが、日野町内の人工林面積は
1,702ヘクタールであり、人工林率は28パーセントでございます。そのうち720ヘク
タール、43パーセントが生産森林組合所有林でございます。生産森林組合所有の山
林については計画的に整備され、個人所有の山林については滋賀中央森林組合への
委託により整備をされていますが、各林家が零細であるため造林意欲が低下してお
り、今後、適正な保育・間伐を実施していくことが重要な課題となっております。

次に、地域材の利活用の取り組み状況ですが、日野町の山林から搬出された木材
は、びわ湖材産地証明制度により県産材であることが証明され、びわ湖材として利
用されております。

森林環境学習「やまのこ」の状況等につきましては、教育長より答弁させていた
だきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 中西議員より「やまのこ」や学林の状況についてのご質問を
いただきました。

森林環境学習「やまのこ」についてでございますが、これは森林をはじめとする環境についての理解を深め、人と自然に豊かに関わる力を育むための、小学4年生を対象にしました滋賀県独自の特色ある教育活動でございます。県の森林環境学習施設やその施設周辺の森林におきまして体験型の学習を実施しているものであります。

今年度につきましては、5月に西大路小学校と南比都佐小学校と桜谷小学校の3校の4年生が、高取山ふれあい公園で合同学習をいたしました。また、日野小学校、必佐小学校も水口子どもの森で、それぞれ11月に学習を終えたところでございます。

このように「やまのこ」学習では、県の指定された施設において実施しているものでございまして、そしてまた教科と関連させて学習計画を組み立てているものであります。まずガイダンスを受けまして、ここで森林の役割などを学習します。そして、それに基づいてしおりを作成するなどしまして事前学習をしたり、また教科と関連させるということで、例えば社会科の「命とくらしをささえる水」という単元ですとか気温と自然や生き物の関わりなどを学習する理科の単元などと関連して学習を進めているところです。また、図工科という教科の関連として考えますと、のこぎりの使い方を学習して、木材を使って立体作品、クラフトづくりをしたり、あるいは総合的な学習の時間として森のすばらしさから学んだことを新聞にまとめる、そしてまた、そのまとめたものをみんなの前で発表するというような活動をしています。

このように「やまのこ」は、施設やカリキュラム、また専門的な指導員を備えた教科との関連や発展に位置づけられた教育活動として位置づけられたものでございます。

また、日野町は豊かな山の自然に恵まれたところでございます。そしてまた子どもたちはいつも身近に山の自然や豊かな恵みを感じている、そうした環境の中で生活をしておりまして、学林を持っている学校も幾つかあります。そこでは森の探検に出かけて自然と触れ合う学習をしている学校、そしてまた巣箱や木のプレートをつける体験をしている学校、またPTAと職員が学林の整備作業をしている学校、また地域の方々のお力をお借りして裏山にアスレチックを備えることをしている学校など、さまざまでありますけれども、また学林のない学校につきましては、裏山のアスレチックと一緒に活動をするなどした体験もしているところであります。

こうした学林を活用するなどして、「やまのこ」の学習とあわせて、身近な地域の山の自然に学ぶ活動について、今後も研究していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは再質問をさせていただきます。

町の面積の約半分ぐらいが森林ということでございましたけれども、2点目につ

いてなんですけれども、課題ということで鳥獣被害というのを結構聞くんですけども、日野町においては鳥獣被害はないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

また答弁の中で、今後、適正な保育・間伐を実施していくことが重要な課題ということでございましたけれども、第5次総合計画の実施計画の中を見ますと、県単独間伐対策事業で間伐作業の補助というものが挙げられていますが、これはどのように活用されているのかお伺いしたいと思います。

また、県では少花粉スギなど、花粉の少ない森づくりということで、種子の採取園というのがあるようでございますけれども、日野では花粉対策ということでどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

3点目についてですが、近年、日野町の山林から搬出された樹木の樹種と木材料を教えてくださいたいと思います。また、びわ湖材として町内で活用されているところの例や場所がありましたら、分かる範囲で教えてくださいたいと思います。また机、椅子など学校で使われているとかいう例があったらお教えくださいたいというふうに思います。また、間伐材の利活用についてもお聞かせください。

4点目についてですが、西大路小学校では綿向山登山をされているというふうにお聞きしております。他の学校での実施はされないのでしょうか。

また、学林についてなんですけれども、以前は卒業記念植樹を児童がされていて、場所的なこともあるんだと思うんですけども、現在は管理をされている状態だというふうに思うんですけども、間伐とか伐採作業などはどこが行っておられるのかということをお聞きいたします。

また、林齢50年以上の森林は主伐期を迎えているというふうにも聞きましたが、学林の状況はどうでしょうか。お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 中西議員より再質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目でございますが、鳥獣害対策といえますか被害があるのかということも含めてでございます。森林ということでございますので、山、奥山というような形になります。奥山の方でいいますと、野生獣でいいますとカモシカとっていいのかわれなんですけど、カモシカなりシカが主な生息している大きな獣になるかなと。あとシカとかでも角の関係があつて角研ぎをするというようなことで、樹木に対しては皮がこすれてその部分の下から1メートル、1メートル50ぐらいは角で頭で研ぐことによって皮がめくれるというような被害というのは出てまいります。あと植林をしていくときに若い芽をついばむというようなことに対しての被害が出てまいります。それに対しましては、一番安価で簡単にできるのは、植林をしたところでありますと柵をするというものと、あと樹木の皮剥ぎをする部分については樹木自

体にカバーをするというような対策というのもございます。大きく被害がある対策をしているのは、今の2点ぐらいになります。

そして、間伐材の補助、県の方でも補助があるというようなことでございますが、その補助の対応につきましては、町の方では生産森林組合、そして滋賀中央森林組合が樹木に対して間伐材にして搬出をするというようなことで、県の補助をもらわれます。それに対して町の方も上乘せの補助をしているというような補助制度をとらせていただいています。

そして、花粉対策。主に花粉対策といいますと、山林樹木でいいますとスギ花粉、ヒノキ花粉になるのかなというふうに思うんですけども、その木についてはもう、古い時代に植林をされて大きくなってきているという部分があります。当時はそういうような形で植林をするというような制度といいますか、進められたというような時代背景もあります中で、花粉対策をどのようにしていくかという部分については、実際に植林なりをやっておられるのが、大きく生産森林組合の所有山林であるという中と、あと小さい零細な規模である個人の林家さんが自分の土地にある山の木やなということでの対策の対応になるのかと思うんですけども、大きくは生産森林組合の抱える山林の中でそういうような花粉が出る木があるというふうに思っておりますが、花粉対策という部分につきましては、どういう対策をしているという部分については把握できておりません。

そして、びわ湖材での利用、活用でございますが、びわ湖材につきましては、山の木を搬出するというところで、綿向の生産森林組合、あと滋賀中央森林組合が主に木を伐採して搬出しているということにほとんどなっております。滋賀中央にいたしましても綿向生産森林組合にいたしましても、びわ湖材の産出の証明できる団体という認証を取っておられますので、その団体が出されるということでびわ湖材の証明がついている。

綿向生産森林組合ですと、綿向生産森林組合の山から出すので、1次証明は綿向生産森林組合がびわ湖材を出しましたよ、次は証明を取っておられる製材所へ運ばれますので、次また製材所が証明を出す。滋賀中央の森林組合の場合は、滋賀中央森林組合が伐採されて滋賀中央森林組合の信楽工場であったり土山工場の方に搬出をされます。その2つの工場についても認証を取っておられますので、びわ湖材の証明をつけられるというようなことで、それぞれ搬出をされていく。最終、木材協会であったり取り扱いのところがびわ湖材の証明をつけて用材として出されているというような流れになります。

用材として使われる分、あとはもう木材として使われるというような、大きく2通りの使われ方があるというような内容になっておりまして、びわ湖材の町内でのということでの利活用になりますと、毎年、新1年生、小学校1年生の引き出しの方

を、びわ湖材を使ってということで、今も県民税を使ってびわ湖材、滋賀県で搬出された木材を使った机の引き出しを買わせていただいて、子どもたちにお配りをしているというのがございます。あと、びわ湖材につきましては、こぼと園の建築に際して腰板にも利用しているというような実績がございます。

間伐材の活用につきましては、いずれにしましても間伐材も生産森林組合が出される、滋賀中央森林組合が個人さんのところへ出向く中で、木を育てる、材を出すということで滋賀中央森林組合さんがやっておられる。間伐材につきましても同じような形で、びわ湖材であるということで出される。それも同じように向きとしては用材として使われるのと、あとチップ材に使われるというような利用の状況になっています。それが、日野町内で搬出された木材が日野町内で使われているかというところまでの特定は、今のびわ湖材の証明制度からいいいますと、特定というのはかなり難しいです。

最初に滋賀中央森林組合で1次証明を出されるんですが、次は次のところでまた証明を出されていく流れになってまいりますので、その経過を追っていくと、これは日野町産の材やなというのが分かります。けれども、それが1本1本の流通じゃありませんので、その中で特定をしていくというのは難しいのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（山添美実君） 私の方では3点お答えいたしたいと思います。

西大路小学校で学校行事として登山をするというのは、全校が取り組みましたのは平成26年度からでございます。それまでは高学年とか中学年までの子どもたちが参加していたという経緯があるんですが、そのあたりから全校が取り組むというふうになってまいりました。土日の開催日に当たった場合には、他校も親子の触れ合いということで登山に参加されているということを聞きます。今年も桜谷小学校の3年生が親子で登られたというのを聞いていました。

それから、2つ目です。記念植樹についてですけれども、これも確認しましたところ、もう最近ではどうか、私が日野小にいたころももちろんもう、しておりませんでした。場所のこともありますし、やっぱり安全面ということもありまして、その点から今は実施していないということです。

3点目、間伐作業についてですけれども、森林組合の方をお願いしているという状況です。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思います。

鳥獣被害が大変ひどいというふうに思うんですけど、被害額というか、そういうものはどの程度だというふうに思われていますか。

また、木の種類なんですけど、森林組合なりが木材を出されていると思うんですけど、その木材量を、近年どの程度の搬入をされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 再々質問をいただきましたので、お答えをさせていただきますと思います。

出荷量でございますが、最近のもので平成29年になりますと、綿向生産森林組合で出荷をしています分は、立米換算になりますので、2,104立米の出荷になっております。滋賀中央森林組合の取り扱いの出荷収量でございますが480立米の木材をびわ湖材として出荷をしておるといような状況でございます。

そして、森林に向いての鳥獣害被害ですが、先ほど私申し上げましたのは、10年ほど前にはそういう対策を講じていたという部分がございます。最近におきましては被害に対しての報告なり対策の要望というのは、今は聞き及んでいないというような状況でございます。

それと、申しわけございません、先ほどの花粉に対しての状況、対策でございますが、ちょっといつのころからかなんですけれども、スギやヒノキにつきまして花粉が出ないように改良をされてきているというようなことの状況もあるようでございますし、今後、今、スギ、ヒノキということで植樹もしておるわけですが、違うやつに変えていこうというような方針転換がされたというようなことも聞き及んでおりますので、今のような状態の中ではありますけれども、できるだけ花粉が出ないような樹種転換になってきているというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 花粉の少ないスギというのが、県では取り組んでおられるということで、種を増殖といったらいいのか、そういうことをされているというふうにお聞きしたので、もう少し研究をしていただきたいなと思います。やっぱり花粉症の方にとっては、山の近くに住んでおられる方は大変な状況だと思いますので、せっかくの森林がそのようになってはいけないんですけれども、また新しく植えられる場合はそういうことも検討をお願いしたいと思います。

また、明年につきましては森林環境譲与税も予定されているというふうにも聞き及んでおりますので、町の課題を本当に把握していただいて、有効に活用していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、2点目の方に移らせていただきます。

平和堂日野店跡地とまちづくりについてお伺いいたします。この問題につきましては、山田議員が何度も質問をされておられて、質疑も何度もされたことと申すけれども、私なりに疑問に思っている点について今回、質問させていただきたい

と思います。

平和堂日野店が平成29年1月に閉店され、その後、解体工事が行われ、現在、まちなかに大きな空き地ができ、買い物や店の前での立ち話の人などが見かけられず、人の流れも減っているように感じます。また、地域の方々や商店街の方からも不安なお声をよくお聞きします。平成28年9月議会では、平和堂日野店の閉店に向けた町行政の対応に関する請願書が提出されました。10月には産業建設常任委員会委員と日野ギンザ商店街との意見交換会も行われ、活気あるまちづくりに取り組んでくださっている皆さんの切実な声を直接お聞きする機会でありました。そして、その後、12月議会において議員全員賛成で平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議が行われました。もうすぐ2年が過ぎようとしています。その間には、町の玄関口として日野駅駅舎が再生され、観光交流拠点ないろなど多くの方が活用し、喜ばれています。まちなかへの集客、観光交流拠点として期待されるものです。ひなまつり紀行や、また日野祭など多くの方が行き交うまちなかにある平和堂日野店跡地は、観光面から見ても対策が必要なのではないでしょうか。

そこで何点かお伺いいたします。

1点目は、町はこの間、跡地活用に向けてどのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

2点目は、町民全体の意見を聞くのであれば、アンケート調査や若者の意見聞き取り調査などが必要だというふうに私は思いますが、町のお考えをお伺いします。

3点目は、まちの駅などまちづくり先進地について研究、視察など勉強はされたのでしょうか。

4点目は、跡地を借地として運用できないのでしょうか。また検討はされたのでしょうか。

5点目は、検討委員会からいろいろなご意見やご提案がありましたが、これを受けて町の今後の取り組みをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 平和堂日野店跡地についてご質問いただきました。

まず、跡地活用に向けた取り組みについてでございますが、平和堂日野店の跡地対策を求める決議がされる前から商工会に働きかけ、日野観光協会、地元日野ギンザ商店街の方にも参画していただく中で、活用策を検討いただきました。平和堂に対しては、所有者である平和堂としての活用策の検討や民間からの問い合わせの状況を伺うなど、情報収集にも取り組んできたところでございます。本年8月には、平和堂日野店跡地の利活用にかかる検討委員会を設置し、委員各位からご意見を伺い、11月16日に検討委員会としての報告書をいただいたところでございます。

また、広く町民の皆さんのご意見を伺うということにつきましては、検討委員会

でもご意見をいただきましたように、地元の皆さんや商店街の皆さんの思いも大切にしながら、広くご意見を伺うことが大切だと思っております。手法につきましては今後、検討してまいりたいと考えて思います。

次に、日野店跡地活用に関して、まちの駅などまちづくりの先進地について研究、視察の状況はどうかということですが、先例地の視察等は行っていませんが、大津市や高島市の安曇川などでの取り組みについて情報収集を行ったところでございます。

跡地の借地運用についてでございますが、平和堂日野店跡地の利活用にかかる検討委員会から、2年間程度転売されないようにとのご報告をいただいておりますので、転売されないように対応していきたいと考えております。

町の今後の取り組みについてでございますが、検討委員会の皆さんからいろいろなご意見や提案をいただきました。大きくは、一定の期間内に利活用について検討を進めること、そのために土地が転売されないよう、平和堂に交渉することの2点でございました。土地につきましては、平和堂と協議をさせていただき、利活用の検討につきましては、いただきましたいろいろなご意見やご提案も含め、議論の枠組みをどうするか検討が必要だと考えております。ちょうど第6次総合計画策定の時期にも入りますので、その位置づけとあわせて検討していくことも1つかと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

2点目についてでございますけれども、広くご意見を町民の方から伺うということは大切だということも、私も大事だというふうに思います。昨年の12月なんですけれども、ギンザ商店街さんのおかみさんからとして、アンケート調査がおこなわれました。また1月にはその集計もされております。地域では今できることを一生懸命に取り組んでくださっています。町として振興計画づくりや跡地活用に、具体的な対策に検討の時間がかかることは理解いたします。

そこで、町として今できることを教えていただきたいと思えます。また若者の声を聞くことは跡地問題だけではなくて、昨日の山田議員の質問でもありましたけれども、西大路地区の定住宅地整備についてもアンケートや若者の声というのは生かされていくのではないのでしょうか。定住ということを考えれば、アンケートとか若者の声というのは今後も必要なことだというふうに、私は思います。

それと、答弁にあったんですけれども、手法を検討していくということですが、町の考えられている手法というのを教えていただきたいというふうに思います。

3点目のことについてでございますけれども、具体策が見出せていないから先進

地から学ぶことができないというか、視察など行わなかったというようなことの答弁だったと思うんですけれども、決まっていなくてもヒントになるものが見つけられればいいのではないかなというふうに私は思うところがございます。そしてまた、大津や高島市、安曇川での取り組みの情報収集をされたということでございましたので、参考となったところをお聞かせいただきたいと思います。

4点目についてでございますけれども、そのように対処していきたいということの答弁をされたんですけれども、2年間転売されないようにということで、平和堂さんとの借地運用ということも含めての話し合いをするということでよろしいのでしょうか。その点、もう1回伺いいたします。

5点目についてですが、検討委員会からのご意見を大切に参考にしながら、町としてはこんなまちづくりをしたいということをお聞かせいただきたいと思います。また、第6次総合計画は2011年から10カ年のものだというふうに思うんですけれども、第5次では策定プロジェクト委員会というのも設置をされておりますけれども、これは第6次総合計画の取り組みということで、いつからの取り組みなのか、时期的なものをお教えいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま中西議員の方から再質問をたくさんいただきました。

1つは、町として今できることというようにお話でございました。まずもって、早速ということで検討委員会の方から報告書をいただいておりますので、平和堂とまずはお話をさせていただく中で、一定の期間、何とか少なくとも転売という形のないようにという話は当然させていただかんというふうに思いますし、もう1点は、早い時期にいろいろ検討をということでございましたので、町としましては、まずは、実を言うと今まで最初に商工会、それから観光協会、町の方も入っておりますし、それから商店街、関係者でできた商業まちづくり懇話会というのが最初、できてあって、そこから町の方に意見というか要望書を出していただいた中に意見があります。それから、有志で若い方とか移住の方とかいろいろな方の尊いそういう思いの方の中で、いろいろご議論いただいたその報告書も町の方にもいただいておりますし、今回、検討委員会の方からもいただいているということで、一定、もう少しいろいろな意見があるので、整理をする必要があるなとちょっと思っています。せっかくいただいたものですので、それなりにやはりしっかりと押さえていかなあかんの違うかなということで考えています。

それから、若い人の声でございますが、今言いましたように経過の中でも若い方の声は聞かせていただいておりますし、あるんですが、アンケート等につきましては、先ほどから出ています第6次総合計画の方向に向けて今、検討をさせてもらって

ますが、第5次の例になりますと、2年かけて基本的に策定をさせてもらっていますので、来年度の時期に懇話会のようなものは組織というか、つくらせていただいて、議論をしていかなんやろなど。それと一緒に各時期にいろいろお回りして意見も聞いていかなん部分がございますけれども、そういう動きがございますので、アンケートとともにそういう部分で何とか取り入れていきたいと考えております。

それから、検討委員会の方で意見をいただきまして、こんなまちづくりというような部分をどう考えているかというお話でございました。もう、前から山田議員からもお話がありますように、確かに商業の振興計画の中でも当然、いろいろ考えていかなん分野やけれども、もっとしっかりと町としての中で位置づけなん違うかというお話もいただきました。当然、にぎわいという部分でいうと、今までいろいろな意見をいただいていますので、そのにぎわいをどう持っていくのか、それからハード面の部分が必要で中に出てくるのか、もしくはソフト面でこうすればもう少しいけるやないかという部分で、どの程度、ハードとソフトを組み合わせながらそれができるのかというのは、今、先ほど言いました、もう少し皆さんのご意見を整理して、こういうこともできるな、こういうこともできるなということで、ちょっと考えさせていただきなあかんかと思っていました。

それから、6次の進め方、ちょっと先ほど申しましたように、まずはアンケートの方をさせていただいて、今年度させていただく予定にさせてもらっていますので、その集計と、それからいろいろなご意見をいただいているものも整理をして、そういう意見がある中で皆さんの意見、こういう意見もありますかという中で進めさせていただいて、それぞれにまとめていくという作業に入っていきます。

ですから、たちまちはその進め方と、もう一つは行政側は今までやった第5次の評価をしっかりとしていかなんので、それと同時並行でさせていただくということになるというふうに思っております。

あと、視察の関係とか平和堂さんとの今後の話、貸借とか云々の話については、商工観光課長の方からします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 何点か再質問を頂戴しましたので、お答えをというふうに思います。

視察につきましては、平和堂跡地の活用についての視察ということで、それに特化してということではございませんので、それに特化するということになると、答弁させていただいたとおりということになりますが、いろいろな研修であったり取り組みを伺う中で、私も今、ちょっと地域経済の関係で6回ぐらいですか、講座の方にも参加させていただく中で、高島市、安曇川での取り組みであったりと

いったものは見させていただいております。

大型の郊外型の店舗ができ、それで既存の商店街なりがなかなか難しい状況になるという中で、ある近江牛の畜産農家の方がそちらの方に新店を出店をされたりとか、そういう連携をされている状況も伺っておりますので、平和堂の跡地ということではなくて、そういう部分でのいろいろな情報についてはできる限り収集して勉強させていただいているというところは、何もしていないということではございませんので、そういうところにつきましては、いろいろなまちづくりの手法として勉強を、今後もさせていただいていきたいなというふうに思っているところでございます。

平和堂との状況につきましては、平和堂さんにはこれまでからいろいろと、懇話会でのご意見であったり検討委員会でのご意見、報告書なりを頂戴する中で何回か、これまでから月に1回ぐらいはいろいろな、会ったりお電話させていただいたりということでご意向を、日野町の状況は今こんな状況なんです、意見としてはこういうようなことも出ていますよという話やらもお伝えする中で、平和堂さんとしての今現在の状況はどうかということやらも伺っているところでございます。

平和堂さんにつきましては、具体的に何か話が進んでおるとかいうことは今現在はないですというような話は伺っておりますし、そして何かもし動きが、民間取引の中でもこんなことがということやらでもあれば、それにつきましては逐一相談させていただきましますということはもう、以前からお話を頂戴していますので、電話させていただいても、その辺はスムーズに話を交換させていただいている状況にございます。

先ほどの大津であったり安曇川の状況につきましてということで、研究ということでございましたが、この間も平和堂さんにつきましてたくさんのお店の方、閉店されて、売却ということが進められてきましたけれども、代表的には大津駅前であったり近江八幡駅であったりという状況であったかというふうに思います。スムーズというか円滑な処分というか、土地の処分についてされてきたということは伺っております。そういう中で、大津の方では仲町商店街の方では逆に違うお店がスーパーをされていたんですが、そちらの方が撤退をされたという中で、逆に平和堂さんの方がフレンドマートをそちらの方に、地域の商店街内の働きかけもあって、いろいろ当然、経済効果とか、そういうこともされたんやと思いますけれども、その上でそちらの方に新店出されたというような状況も伺っているところでございます。

なかなか日野店跡地のような形での処分、土地の処理をどうするかというところで、平和堂さんとして今持っておられる中で、非常に日野店の跡地についてはどうしていこうかなということに悩まれているというのが平和堂の実情やというふうには伺っております。今後も平和堂さんとの関係につきましては、いろいろとお話をさせていただき状況にはございますので、その時々に応じまして対応して、時には

伺いながら、電話しながらということで、そこは密に連絡をとりながら対応していきたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 再々質問、2点ぐらいさせていただきたいんですけども、第6次総合計画、10年間のものですし大変な量だというふうに思います。2年間ぐらいかけてこの計画を策定されるわけですけども、その中にこの平和堂の跡地のことも検討として取り入れていくというのはかなり無理があるのではないかなというふうに私は思うんですけども、時間的なことを増やされるのか、今まで検討委員会も3回もしていただいて、なかなか結論的なものは出なかって、2年間ぐらいかけて検討していくということはもちろん、それなんですけれども、今までについても閉店から2年ぐらい経過しているという状況の中でもありまして、その後2年間でこれと一緒に総合計画の中に組み入れてということは、大変難しいのではないかなと思いますが、ちょっと企画振興課としては、それは大丈夫というふうにお思いになるかどうかということを1点、お聞かせいただきたいと思います。

また、平和堂さんとの話し合いということでございますけれども、今まで2年間はそのままという状況だったんですけども、今後また2年間について転売をされないようにというお願いをされるわけですけども、平和堂さんは大企業さんですので、どのようなお考えか私には分からないんですけども、やっぱりそのまましておくのはもったいないというふうに私も思いますし、やはり借地とかで何らかの運用をしていった方が、景観的にでもですし平和堂さんの的にもいいのではないかなというふうに私は考えるんですけども、今は塀のところに子どもさんの絵とかも張っていただいて、少しでも景観がよくなるようにということで、地域の方が取り組んでいただいておりますけれども、そういう点も含めてもう少し深い話し合いをしてこられるのか、町の考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 再々質問の部分でございます。検討委員会、先月いただきました報告書の中で、期間を決めて、それからその間には一定、協議をするというようなことでいただきました。そういった意味で、どういう協議を持つかというので1つの案としてお話をさせていただいた、協議体として、そういうやり方も1つかなと思ったんですが、それも1つかなという話の中でさせていただいたので、先ほど言いましたように、今できることはとおっしゃったように、一定の整理をさせていただいて、その中でこの部分であれば、この意見の部分で一定、町としてどうだろうと、この部分まではやろうやないかいということもあり得るのかなというふうに思っています。ですから、全て議論ができるまで何もじっとずっとという話をしているわけではなくて、それも1つであるし、今言いましたやり方も1つです

ので、選択肢の1つとして今、考えていますので、そういう中でやっていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 今のままでやのうて、運用していく方がいいん違うかというお話をいただきましたけれども、跡地活用なりにつきましては山田議員からも、これまでから質問を頂戴していますように、どのようなまちづくりをするのかという中で、平和堂に限らず日野町のまちづくりを考える中でどのような活用法があるのかというのも1つの検討、当然のことながらなってくると思います。そういう中で、いろいろな考え方が出てくると思いますので、そういう部分について対応していくべきかなというふうに思っております。

これまで平和堂と意見調整といいますか、事務者レベルではございますけれどもどのような状況かということで、2年間となりますと、民間としてですので当然、よいところがあれば売るわなというのは、そういうことは出てくる可能性もございますので、そういったことについても町としてはそういう思いをちょっと計画づくり、そういう検討が進む中であって、その期間、そのような塩漬けといいますのか、そういう部分についてのお話をさせていただいていますけれども、そこについては町の方からそういうようなことがあれば、当然のことながら真摯に受け止めて平和堂としては対応していくということになるであろうというお話は頂戴していますので、そこについてまだ正式という形ではございませんので、そういう部分についての日野町の意向というものにつきましては、役場ではなくて日野町の住民さんを含めた、当然のことながら町の思いというのは平和堂さんの方にも十分認識を、これまでからしていただいていますので、なのでこれまでからいろいろと状況についてはご報告も、逆に向こうからも頂戴することもございましたので、そういった部分につきましては今後も引き続き、連絡を密にしながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 住民の関心事でもありますし、またまちなかのにぎわいを取り戻すためにも、慎重に、またかつ迅速に町の取り組みに期待したいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 通告に従いまして、2つほど分割方式で質問したいと思います。

1つ目に、全国消防操法大会で優勝、全国制覇された日野町消防団についてお伺いしたいと思います。

日野町消防団第三分団の出場された選手の皆さん、出場選手を支えた消防団をはじめ、ご家族、関係者の皆様におかれましては、長期にわたる操法訓練、ご苦労さ

んでした。5月中旬より操法訓練を開始され、8月5日、滋賀県消防学校において第53回滋賀県消防操法訓練大会が開催され、県内各市町の代表チームで小型ポンプの部において操法を披露され、練習の成果を発揮され、一致団結して優勝という栄冠を勝ち取られました。日野町消防団初となる、念願である全国大会出場という切符を手に入れられました。10月19日には富山県広域消防防災センターにおいて、第26回全国消防操法大会が開催されました。大会では、各都道府県の操法大会を勝ち抜いてきた代表チームが小型ポンプの部25チームに分かれ、これまでの練習の成果をいかに発揮し、多くの仲間の大声援のもと、一致団結しすばらしい操法を披露され、滋賀県勢初の優勝という輝かしい成果をおさめられました。長期にわたる操法訓練によって、技術の習得はもとより、消防団の結束をより一層深められました。大変ご苦労さんでした。そこで、日本一に輝いた日野町消防団についてお伺いしたいと思います。

優勝され日本一に輝いた日野町消防団、町として今後どのように対応されていくのかをお伺いしたいと思います。

2つ目に、日野町に女性消防団員を確保することについてお伺いしたいと思います。

3つ目に、町の操法訓練大会会場についてをお伺いします。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 日野町消防団にかかわってご質問をいただきました。

まず、町の対応でございますが、日野町消防団が滋賀県の代表として出場していただきました第26回全国消防操法大会小型ポンプの部において、滋賀県初となる優勝という輝かしい成績をおさめられたことは、大変うれしい限りであると思っております。この榮譽に対し、来る12月22日にはお世話になった方々をご招待し、優勝祝勝会の開催を計画しております。議員各位にもぜひご出席をお願いするところでございます。今回の優勝を契機に、日野町消防団の活動がより一層発展することを期待するところでございます。

次に、女性消防団についてでございますが、大規模災害が発生時には、消防団をはじめ地域防災力の果たす役割は大変大きいところでございまして、そしてその中で中核をなす消防団員の確保は重要でございます。女性消防団もその1つの中に入るわけでございますが、当町においては、現在、地域や事業所の方々のご協力を得て、185名の定数が確保できており、感謝をしております。今後、将来に向けて女性消防団のあり方については幹部会で議論をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、町ポンプ操法大会の会場についてでございますが、現在3つの分団ごとに会場を毎年移動しながら開催をしております。それぞれの分団が役割分担した中で

の大会運営となっており、大会を通じた一体感ができることによる相乗効果もあると考えております。現在の運営で問題はないのではないかというふうに思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 再質問をしたいと思います。

1つ目に、優勝されて日野町としてはこの12月22日に祝勝会を催していただき、まことにありがとうございます。このように思い返しますと、夏の暑い大会の日に優勝された日野町消防団、最後の表彰式を見させていただいても、評価されたことを聞きますと、日野町消防団、甲賀消防団、とても技術のレベルが高いということを知りました。このような消防団の技術を見ていると、全国へ行っても全国に通じるんだらうということをおっしゃられました。そのとおりに輝かしい成績をとられました。またこのようにとられると、今まで3分団を見ていると、全国大会を見に行ったりとか、ビデオを片手に持って行って、指揮者、1番員、2番員、3番員とか、ポンプ車の場合やと4番員とおりますけど、その一人一人を撮影して、分析してやってもらいました。それを今までから見えています。

このように優勝されたことについて、日野町に各都道府県から来られることがあると思うんですけど、今聞いている範囲でも、消防学校から呼ばれているとか、講師に来てくれとか言われることもあると思うんですけども、その点ありましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

また、都道府県から選手が日野町消防団ってどういうことをされているのかを訪問されると思うんですけども、その点について町としてもどのように対処されるのか、いや、もう消防団がしよるさかいにわしらは知らんのやということでは困るし、やっぱり日野町として県の代表でもあることですので、その点、どのように対応されるのかをお聞きしたいと思います。

2つ目に、女性消防団ですけど、これは前から質問でもさせていただいているし、委員会でも聞かせてはいただいているんですけども、町長の申されるように、町としては185名の団員を確保されているから今は何も考えていないというような感じですけども、ゆくゆくは女性消防団員も考えていかないと、人員が確保できない時期がやってくるのかなと思うんですけど、その点もまた考慮して考えてほしいと思います。

滋賀県内を見ても13市6町を見ても、女性消防団員がないのは湖南市と豊郷町と甲良町、多賀町、日野町の1市4町だけで、あとのところには1名、2名ないしの女性団員がいるということを知っていますので、その点もまた考慮して考えていくことはあるのかということを知りたいと思います。

3つ目に、町のポンプ操法大会の会場ですけども、これは日野町としても3分

団ありまして、3つの会場でしていることはこれでいいとは思いますが、やはり消防団にとっては皆さんに入ってもらうのにポンプ操法があるから嫌だとかありますけれども、早朝の訓練をすることによって、やっぱり体がそのように動くというか、今回このように成績もとっていただくことが生まれてくることであって、運動場のところで朝から声を出していると、近所に迷惑がかかることもあると思うんですけれども、いろいろな問題も出ていると思うんですけど、その点、あつたら聞きたいと思うのと、やはりグラウンドで水を出してするということですので、グラウンドが傷んだりするということもあつたりすると思うんです。だから、朝から水を出して苦情とかある点があつたら、ちょっとお聞きしたいのと、町の大会とかは、もしかしたら消防署の横で、竜王町のように場所を確保していただいて、そこでまとめて大会が開けたらいいのかなという思いを持っていますので、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 谷議員より日野町消防団の件で3点ほど再質問いただきました。

まずはじめに、今回の優勝にあたりまして、大変高い評価を得ているというところでございます。議員がおっしゃいましたように、滋賀県全体のレベルが高いなということで、大変うれしいお言葉もいただいたところでございます。先ほど1つ言われました、県内の団長含めました最高幹部の研修が来年に予定されているんですけれども、そこに日野町の消防団の出場選手が講師として招かれているというような、今、予定が入っているところでございます。

また、全国から受け入れというか、そういった視察があるのではないかというお話でございましたけれども、今のところそういったお話は、町の方には入っておられないところでございます。ただ、一旦は町の方でそういったことは受け付けさせていただいて、どのような対応ができるか分からないんですけれども、団と連携をとりながら対応してまいりたいなというふうにおっしゃるところでございます。

それから、もう1点、女性消防団員の件でございます。議員おっしゃいましたように1市4町が女性消防団員がいないところがございます。幹部会の中では話がないということではなくて、女性消防団の話も話題には挙げさせていただいているところでございます。現実、いろいろ話をする中で、よその町さんの女性消防団員の方々はどんな方でどんな活動をしておられるのかなというふうにお聞きしますと、町の職員さんであつたり、それとか幹部団員さんの奥さんであつたりとか、一般募集されてというのはなかなか難しいという現状もお聞きしております。担っておられる活動といいますと広報関係が多いというようなところがございます。そうした話をする中で、日野町は、今、ありがたいことに185名の団員が確保できている

中で、あえて課題をまた新たに抱える中で募集をしていくのかというところで、今はそこまでの議論になっているというところでございます。ただ、将来的には、今は男性の消防団員が右肩下がりに全国で下がっておりまして、女性消防団員が増えてきている。また一方で非常時のみの出動団員とかOB団員とか大学生の団員とか、いろいろな形態をしていかないと、そういった非常時の、災害時の対応が難しくなっているという現状もあるということで、女性に限らず日野町もそういった分野に向けて将来に向けての検討というか協議も必要かなという認識をしております。

それと、もう1点、ポンプ操法大会の件でございます。私が総務課で在籍させていただいている間については、地域からの苦情はなかったわけでございますけれども、大会では日野地区は今、ダム公園を利用させていただいている。そこに移った経過というのは騒音とかいった苦情があったということは聞かせていただいているところでございます。朝の訓練でのいろいろな苦情については、今のところ聞かせてはいただいているし、団員さんの方も近くになりますので、ポンプも近くに置いておられるということで、それがいいのかなというふうには私は思っておるところでございますけれども、団員さんの方から非常に課題があるというようなお話が出てくれば、それはそれでまた何らかの方法で対応していかなあかんのかなというふうに思っているところでございます。

それと、大会はちょっと、今の消防署の敷地内ではちょっと難しいのかなと、運営についてはというふうにご考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） それでは、再々質問をしたいと思います。

今のところ、各都道府県からも何も聞いていないということで、これからまたこういうような相談というか、訪問させていただいて一遍対談させてほしいとか、取り持ってほしいということがあると思うんです。3分団でも消防団と鮎河分団のところと交流したりしてやっと思ったもんやで、そういうことも出てくると思うんですけど、また日野町が窓口となってちゃんと対処できるように、また日野町の消防団の幹部の人にもいろいろと、消防団としたら仕事を持っておられますので、その点、ちょっと考慮してやっぱり考えていってあげたいと思いますので、また町としても責任を持っていろいろ対処していってほしいと思います。

女性消防団の方は、今はもう団員が確保されているから、今はいいのやという、今のよいときにやっぱりつくっていかねければいけないと思うし、このようにまた輝かしい成績をとられてくると、消防協会の方からもいろいろプレッシャーを言われて、こういうのをつくらなあかんやないのかということも聞こえてくると思うんですけどね。今回、滋賀県で11月に全国大会も開かれておりますので、やっぱりいろいろ滋賀県でも、こことここと欠けているとかいうことも聞こえてきたあると思

うんですけれども、その点、もう一度お聞きしたいのと、やっぱり女性消防団もこれから見つけていけないといけないということと、各在所というか各分団、字に対しても、なかなかしてくれる人もないと思うので、ちょっと役場の職員さんの中で女性の人に先立ってなってもらえるように考えてもらえたら一番いいかなと思うので、その点もちょっとお聞きしたいと思います。

消防団のポンプ会場ですけど、これはまだ予算の要ることですけど、今、消防署の横にもうちょっと土地を確保してもうて、あそこでできるようになったらいいのかなという思いを持っていますので、その点、もしか考えていただけるのやったら、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 何点か再々質問をいただきました。

まず最初の、全国からの受け入れについては、町の方が窓口となって対応してまいりたいなというふうに思っております。

それから、女性消防団員の件でございます。私はできれば女性消防団というものに限るものではないのかなというふうには思っております。男性の方でもなかなか今、非常になり手が無いという厳しい状態ですので、何か違う形が本当に必要なのではないかなと。ただ、消防庁はそういった女性消防団が毎年増えてきているという状況は非常にPRされておられて、プレッシャーには感じているところでございますけれども、それにこだわる必要はないのかなというふうに思います。

それと、訓練の会場についてはまた、谷議員のご意見ということでお聞きしておくということで、何かの話の中に取り上げるというか、しゃべってみてもいいかなというふうに思ったりもしています。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 今、3つ目は僕が言っていたと思ってくれはったらよろしいと思いますし、また今後ともそのように消防団にいろいろと前向きにご協力をいただけたらありがたいかなと思います。

なかなか消防団もこういうふうには仕事を持っておられる方ばかりなので、またご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で1つ目を終わらせていただきたいと思います。

2つ目の、日野駅上りホーム上屋工事についてをお伺ひしたいと思います。

日野駅駅舎再生1周年記念イベントを、10月21日に観光交流施設なないろ、駅前店舗、特設会場で開催いたしました。このイベントは、近江鉄道と草津線の利用促進を促すことと、1周年の経過を皆様に報告し、地元高校生や小学校児童とともにイベントに参加してもらってこの活動に広がり期待し、上りホーム上屋設置、ミニ鉄道博物館開設のための募金活動につながる思いで開催いたしました。なないろで

は日野高校生によるカフェ営業、特設会場テントの広場の出店者は、ほとんどがなないろの日がわり店主の常連さんです。テント内では必佐小学校生によるバザー販売のお手伝いを体験、駅前店舗では辻良樹氏の近江鉄道写真パネル展示、ステージでは、なないろで演奏されているメンバーと日野出身のシンガーソングライター、小川鈴さんが、駅舎1周年を記念して制作された曲「あの日の駅に行こう」という歌を初披露されました。山本慎也さん、れいかさんによる歌謡ショー、マグロの解体やマツタケ抽選会などが催され、当日の来場者は1,500人が訪れました。

当日は、町の中心部では栈敷窓アートが開催されておりました。従来より駅前エリアと中心部とはあまり連携することなく現在に至っています。今回は初めて、当日のみの限定でありましたが、滋賀農業公園ブルーメの丘の所有されるレトロなボンネットバスを、駅からまちかど感応館前での途中下車を可能にして、ブルーメの丘へ行く臨時運行を実施していただきました。駅舎再生1周年記念のイベントの経過です。そこで2点ほどお伺いしたいと思います。

1つ目に、上屋工事の進行状況をお伺いします。

2つ目に、観光交流施設との連携についてを聞きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 日野駅の再生プロジェクトとかかわってご質問をいただきました。

今もお話がありましたが、10月21日のイベントをはじめ、日野駅の再生プロジェクトといましょうか、なないろの運営をはじめ、谷議員も参加されております共栄会・こうけん舎の皆さんには大変なご活躍をいただいていることに、お礼を申し上げる次第でございます。

そうした中で、上りホームの改修工事でございますが、日野駅再生プロジェクトに賛同いただいた皆様のご寄附を財源に、補助金という形で近江鉄道株式会社により、本年7月から着工いただいております。9月議会でもご質問をいただきましたが、ホーム地盤の強化対策が必要となったことから、全体の工事完了は11月下旬の予定とお伝えしておりましたが、くいの工事のため、近江鉄道株式会社の施設担当課と施工業者との打ち合わせにおいて、くいを打ち込む重機の荷重にプラットホームが耐えられないという施工安全上の疑念が生じたところでございます。約1カ月半の期間、施工の安全を確保するための検証を重ね、安全上の確保ができたことから、12月3日から再開をしております。工事の完了については、2月下旬の予定と聞いております。

次に、観光交流施設との連携についてでございますが、日野町の玄関口である日野駅駅舎再生1周年記念イベントをにぎやかに開催いただいた10月21日は、前日からの秋の栈敷窓アートの2日目でございます。この機会を捉まえて、こうけん舎

と棧敷窓アート実行委員会双方から、連携して盛り上げようと取り組んでいただいたところをごさいますて、ありがたく思っております。

日野駅からまちなかまで距離があり、連携するのは難しかったのが実情でございますが、今回、ブルーメの丘さんの地域と連携したいとの思いもあり、日野駅から乗られたお客さんがまちなかでボンネットバスからおりられるなど、イベントの連携により一体感が生まれたことは、今後につながるものと期待しております。今後も町、観光協会も含め、地域の皆さんと連携して、日野駅、まちなか、ブルーメの丘と観光客にめぐっていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） この上屋工事も、9月議会で報告させていただいたように、11月ごろにはなるのかなという話で進んでいましたけど、ならず、なかなか全然進んでいなくて、見ていたら、今度聞いたら2月にはできるということで、これも思い返せば夏の間、夏休みの暖かい、子どもが休みの夏休み中にしてしまうということで進んでいましたけど、寒い時期がやってくる時期で、上りホームを見ていると、小さな片屋根があつて、雪やら、今、北風が吹くともう、寒いような、バス停みたいなものになっているんですけど、やっぱりもう少し早く工事が進むように、また1日でも早いようにしてほしいなという思いがありますので、今もうここに待合所というか、駅舎の中にぬくとい施設ができていますので、その点、そこで入っていただければいいという思いはあるんですけども、お金は町から出していて、工事は地盤がだめだからできないという、何か矛盾していることがあると思うので、もう少し力を入れてはっきりと近江鉄道に言っていただければありがたいなと思ひまして、もうちょっと力を入れていただくことはできないのかなと思ひます。

2番目の観光交流施設については、先ほども齋藤議員が申されましたように、今までのブルーメの丘さんとまた違い、経営が変わってブルーメさんもこっちへ出向いてきてくれたりしてくれますので、その点は日野町にとってまたよかつたかなと思ひます。この間の駅前の駅舎の1周年のときにもブルーメさんの出店もしていただいていますので、その点やっぱりいろいろ、利用するといつたらおかしいですけど、利用されて連携がとれたらいいかなと思ひますので、今後またいろいろと観光課長の方でも考えておられると思ひますけど、その点、もう一遍聞きたいなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま谷議員の方から再質問をいただきました。

おっしゃるとおり夏休みの期間中に、学生たちを中心にたくさん利用がございしますので、休みの間に何とかしようということで当初計画をしていただきまして、しかもまた施工に当たる大工さんも、それはそっちの方が、一旦運行が終了した期

間、夜中の間にしなければならぬ工事がたくさんありますので、そういう予定をされたんですが、今度は極寒といいますか非常に厳しい中でしていただくことになるので、その辺、気の毒だというような話をさせてもらっていました。

私どもではなかなか何ともならない部分がございます、何がもめていたかという、要はもう、プラットホームの安全性の問題です。ですから、上屋をつくるころのプラットホームに重機が乗れるようにしないと、くいが実際打てないということで、その安全性の問題で非常に協議に時間がかかったということで、そのまま重機が上がれば、そのままがさーんとホームが落ちるという可能性もあるということになりまして、その後の対応をどうするのかということでもかなり、近江さんが事業主体でございますけれども、近江さんの中で非常に厳しい、いわゆる安全確保の運行側と、それから施工側とで一応、やり合いをしていただいたという経過がございます。

最終的には、力を分散するという形で、鉄板をしっかりと敷くというのと、もう一つは、その施工中に傾斜なり地べたの動きがないかをしっかりと監視するという条件、この2つの条件をもとに実施しようということで協議が整ったみたいでございます。

おっしゃるとおり、近江さんにはどうなったんだと、申しわけないけど私から言いますと、町の方から言いますとどうなったんだばかり言いまして、協議は実際近江さんがされていまして、違う意味で町が事業主体でなくてよかったなという思いもあるぐらいの状況でございましたけれども、何とかそのようなハードルを越えて、何とか年度内にしていただけるという方向でございますので、その辺についても近江さんの方には頑張ってくれということで、応援をさせていただいている状況でございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 今回の日野駅舎再生1周年記念イベントと栈敷窓アートとの連携、今回は連携の1つの形としていいモデル的にできたのかなというふうには思います。ただ、なかなかバスを見ていると、ブルーメの丘に、その日は、ボンネットバスを利用して行かれたお客さんが100人から150人ぐらいだったであろうというふうに聞いています。その中でまちなかにおりられたのはその1割ぐらいかなというふうには思っています。ただ、それは1つ、そういう方法もあるんやということのPRにもつながっていくというふうには思っております。今後、イベントにつきましては、栈敷窓アートにつきましては日野祭のときと、そして秋の栈敷窓アートがございますし、ボンネットバスは冬期は休みになりますけれども、日野ひなまつり紀行のときにもブルーメの丘さんも、観光協会の理事にもお入りをいただいておりますので、どういったことが連携をさせていただけるのかということも

お声がけをさせていただきながら、何か連携できることを、出店であったりということを含めて、連携できないやろうかということやらも含めて、相談を進めていきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） もう再々質問はしませんが、今も言っておられますように、また近江鉄道さんには口が酸っぱくなるように言っていただきたいと思います。なかなか、言うだけしか言えんか知りませんが、お願いしたいと思います。

また観光施設の方へは、駅前によく寄っているように、何回か、月に1回とか、寄られますように、上とも一遍、何回かに1回は合流で寄って、話もしはった方がいいかなと思うので、その点また考えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時35分から再開いたします。

－休憩 15時23分－

－再開 15時35分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、私の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、来年度の森林環境譲与税について質問をさせていただきます。森林に関する質問に関しましては、先ほど中西議員も質問されましたので、重複する部分は割愛をいたしますので、よろしく願いいたします。

日本の森林面積は国土面積の約3分の2にあたる約2,500万ヘクタールを占めますが、近年、木材利用の減少等によって森林整備が進まず、産業のみならず国土保全・災害防止など公益的観点からも危惧されています。そこで政府は2017年12月に森林環境税と森林環境譲与税の創設を閣議決定、これにより今後自治体はその財源をもとに森林整備などの役割を担うということになりました。

森林環境税は2024年4月に施行予定でございますが、それに先立つ来年4月から森林環境譲与税が始まり、まずは約200億円が全国自治体に配分されることとなります。以降、順次増額され、33年度から毎年約600億円の使途が自治体に委ねられます。

日野町におきましても来年度より森林譲与税による税収が見込まれ、森林整備や木材利活用、普及啓発が期待されるところです。そこでお伺いをいたします。

1つ目ですが、日野町の森林・林業の現状について、状況についてお教えてください。

2つ目ですが、森林譲与税の税額見込みと使途についてお教えてください。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 森林環境譲与税とかかわって、ご質問をいただきました。

まず、日野町の森林・林業の状況についてでございますが、日野町の森林面積は6,115ヘクタール、林野率52パーセント、うち人工林面積は1,702ヘクタール、人工林率28パーセントでございます。うち720ヘクタール、43パーセントが生産森林組合所有林でございます。生産森林組合所有の山林については計画的に整備され、個人所有の山林については滋賀中央森林組合へ委託されることによって整備されておりますが、各林家が零細であるため造林意欲が低下しており、今後適正な保育・間伐を実施していくことが重要な課題となっております。

次に、森林譲与税の税額見込みと用途についてでございますが、2019年度の森林環境譲与税の日野町における譲与額は、滋賀県の試算によると、2019年度から2021年度までは年間375万4,000円であり、以降段階的に増額され、2033年度には1,298万5,000円の見込みとなっております。森林環境譲与税の創設に伴い、従来からの琵琶湖森林づくり県民税と用途が重複する事業の整理が行われ、補助金の廃止や減額の措置がとられようとしております。森林環境譲与税の用途としては、創設目的である森林整備、例えば里山防災・緩衝帯整備事業等の事業実施を予定しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、再質問ということで、3点再質問させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、ただいまのご答弁の中で、来年度から375万4,000円税収の見込みがあると。ゆくゆくは1,298万5,000円まで大きくなっていきますというお話がございました。そういった中で、現状、県の方で琵琶湖森林づくり県民税というものが存在しております。平成18年度より滋賀県が琵琶湖森林づくり事業ということで実施をされておまして、我々、県民の個人、年800円徴収をされているということであります。ここが重要なところだと思うんですが、今回の森林譲与税、国の譲与税というものが出てきたことによって、この従来の県の県民税がどういった扱いになっていくのか、ただいまご指摘がちょっとありましたけれども、廃止されるのか、重複するところはもう国税の方に任せていくのか、それぞれ徴収していくのか、そのあたり、現状が分かりましたらお教えいただければと思います。

そして、2点目でございますが、この森林環境税の導入に伴って、来年4月から同じく森林経営管理法というものも実施といいますか進められていくということになってきます。つまり、森林バンクと言われているものというふうに理解をしております。今でいうと農地バンクといいますか、農業の分野でもありますし、卑近な例ですと空き家とか空き地とか、いろいろなバンクというものがつくられてきていますが、森林においてもそういった取り組みを今後、国全体でやっていこうという

流れであります。この森林バンクの制度が来年から全国でスタートしていくわけですから、これに対して町としてどのような対応を想定されておられるのか、2点目にお伺いをさせていただきます。

そして、最後、3点目でございます。今回の税等いろいろな改革と申しますか、そういった取り組みによりまして、今まで都道府県中心に森林を管理と申しますか、扱っていたのが、基礎自治体においてやってくださいと言われてきているということというふうに私は理解しております、そういった中で役場当局においても、専門性の要ることもありますし、人員も今まで以上に割かれていくことであると思っております。そういった中で、職員さんの体制と申しますか、そのあたりはどのようにお考えかというのを3点目にお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 堀江議員より再質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

1つ目でございます。従来より年額800円の県民税の徴収がなされております。それとあわせましてさらに今後、年額1,000円、国税という形で徴収をされるというようなことで、それぞれの使い分け、使い道はどうだというようなところ辺でございます。今、県の方からいただいている情報で申し上げますと、県民税につきましましては、従来よりの環境重視と県民協働による森づくりのために使うというようなことでございます。譲与税につきましましては、県の方にも配分されます。そして関係する市町にも配分をされます。譲与税についてはそれぞれの市町で森林整備なり、そして啓発という部分で使いなさいよというようなことで、使途限定がされておるところでもございます。

県民税と譲与税の使い分けでございますが、簡単に分かりやすく申し上げますと、都市の周辺部というのか平地の部分について、国税の森林環境譲与税を主に使いなさいよ、奥山の方、奥の方の琵琶湖に水を注ぐ山の整備関係については県民税を使うというようなことで、一定の整理がなされているようでございます。

2つ目でございます。新しく経営管理法案というのが来年の4月1日より施行されます。この新しい法案と申しますのは、今までの森林所有者の責任が明確化されていなくて放置されていたというようなことのあるのを踏まえて、森林所有者がきちっと森林整備をきなさいよというような責任の明確をされたことが1つあります。そして、それとあわせまして森林整備について自分のところでできないのであれば、町の方に委ねるといような1つの方策も示されております。それとあわせまして、町の方で任された森林の整備については県が整備を進める事業体を認定される、そこに町の責任で森林整備を進める努力をきなさいよというようなことがうたわれております。

環境譲与税の町の方の使い道でございますが、従来、県民税の方でいただいておりますのが、従来の事業になりますと里山リニューアル事業というものと、あと山の方の整備をする前段の調査で森林の境界明確化事業というのがございます。そちらの方へ配分をいただいていたのと、そして小学1年生、新1年生にびわ湖材ということで引き出しを配布していたというものにつきまして、一定の定額なりという部分で補助をいただいております。そのすみ分け、見直しをされる中で、里山リニューアルの事業につきましては、環境譲与税以前につきましては1ヘクタール70万円というような単価設定でございましたものが、2分の1に減額をされております。そして、境界明確化の事業につきましては、今までにつきましては滋賀中央森林組合等が事業主体でされて、県民税をもらって事業をしていたのが、まるまる県民税の対応がなくなったことにより、環境譲与税により施行をするような仕組みにされました。県民税を廃止されたというようなこととなります。そして、引き出しの分につきましても、県民税の充当がされておったわけなんです、これも環境譲与税での執行に値するというようなことで、県民税の対応については見送りをされたというような内容になっております。

町の方で事業といいますか、今まで継続している事業等もございますので、その分の事業について来年度、何年かにわたって譲与税で入ってきます375万4,000円についてはその事業に全額当て込む予定をしておるところでございます。先ほどの森林経営管理法というのが来年度4月1日からというふうに申し上げました。それにつきましても、森林を持っておられる方、森林整備計画内の主に人工林を持っておられる方へ今後、森林整備をどうしていくかというようなことの問い合わせも本来はしていかなあかんところにはなるんですけども、たちまち県民税とのすみ分けによって事業費が削減されている部分がございますので、何年かは里山リニューアル事業だったり森林境界明確化であったり、あと引き出しの部分ということで、環境譲与税を今後使っていくというようなことになるというような予定をしております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 堀江議員より職員体制のことでお聞きいただきました。

今、農林課長が申されましたように、既存事業を琵琶湖県民税で対応していた部分が譲与税に移ったりということで、滋賀県さんが一定、すみ分けされて予算配分をされるというような形になっておりまして、職員としましては既存事業での対応とほとんど変わらないということで、現体制で十分行けるのかなというふうにご考えておるところでございます。ただ、県内市町さんのいろいろなお話を聞いてみますと、どこも林業関係に詳しい技師なんかは配置されておられないというのが現状でございまして、県さんなんかはきちっとした技師がおられるんですけども、そういう意味で県の林業協会さんが中心となって職員研修は進めていきたいなとい

うようなお話もされているところでございます。

それと、2点目の森林経営管理法が、本来はそちらが深く進んでくると本当に、今、森林台帳を整備しておりますけれども、その関係と今度の経営管理法による森林バンクという、そこが厚みが出てくると非常にボリュームが出てくると思うんですが、今、日野町の現状を見ますと、ほとんどが生産森林組合さんが管理いただいているところが多いということで、ちょっとそこは様子を見ていかないと分からないところかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） よく理解をさせていただきました。再々質問ということなんですが、ただいまお話、要するに県が今、もうける。言い方はどうか分からないですが、一番とりあえず得をしたという状況なのかなと思います。町としては従来の事業といたしますか、事業の規模で既存事業でやって、とりあえずはそれで対応していかれるということかと思えます。

2点お伺いしたいんですけれども、今後、確か森林環境税の10割ある中の大体2割ぐらいは都道府県に配分されて、それをだんだん縮小して行って、最終的には全ての基礎自治体に振り分けていくという流れになっていくと思います。実際にも先ほどご説明いただきましたとおり、後々には1,298万円まで増えていくかと思えます。それがいつになるかということはあるんですけれども、追い追い今後、既存事業以外にも取り組まないといけないと思いますが、例えばどういったことに今後取り組まないといけないというご認識でおられるのか、1点目に再々質問をさせていただきます。

そして、2点目に、先ほどお話もございました、例えば林業経営に適さない森林とか、所有者不明森林というものがあるかと思えます。それが大体どれぐらいの割合であるのかにつきまして、現状、分かりましたら2点目にお教えいただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 再々質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

森林環境譲与税が県の方にも配分され、それが縮小されていく、市町の方についても10年間、10年以上にわたって額の方が、譲与額が増えてくるというような中で、先ほどの近々の事業の取り組みにつきましては、今現在、続いている事業を使っていくということに充てざるを得ないのかなというふうに考えております。

そして、譲与税額が増えてくるときとともに、先ほど総務課長の方の答弁にございましたように森林経営管理法の中で、本来ですと森林所有者に向けて、あなたの森林をどうされますかというようなアンケート調査をしていく中で、希望をとって

いく形になります。自分で経営をしていく、いや、もうこの際やで町に任すわというようなアンケートの取りまとめをまずはしていかなあかん。それも広い町の森林の中の台帳整理、森林簿の確認作業を今年度やっておりますので、それを踏まえてという形になります。それを踏まえて各所有者にアンケートをとってやっていく、それも一度に全部対応し切れませんので、ある程度ゾーン分けをしながらやっていく、そのゾーン分けをしてやりとりするのもある程度、一定期間が必要であるなど。それとあわせて、返事が来てから今度は町に任すわと言われる部分については、町の方でこれは県が認められる大きな森林の業者、例えば滋賀中央森林組合であるとか、あと民間の会社であるとか、そういうものが滋賀県で認められますので、そこにもうけが発生するような部分については町が発注をする形になります。それ以外の部分については、町が森林整備、間伐であるとかいう部分の計画を立てて発注をしていくというような形になってきます。

それで、発注先なんですけれども、森林の整備協議会というものを、滋賀県が来年の4月に向けて関係団体を、森林の整備関係、そのような関係団体を集めて協議会の設立に向けて今、動いているというようなことを聞いております。その協議会の中で一定、県下の市町からも発注行為、先ほどの森林協会の確認の部分であるとか森林整備についての発注行為がそこで出てくるというような形に、今後、なっていくのかなというふうに思います。

不明所有山林、不明の森林がどれだけあるかという部分については、これからアンケートといいますが、森林台帳上の森林所有者に意向調査をする中で、宛て先不明で返ってくるとかいうことの状態にならないと、山林所有者が不明なのかどうかという確認ができないというような状況になってございます。森林所有者が不明のまま幾つか返ってくると、それにつきましても何カ月か告示行為とかをすることによって、その経営の、地べたは移りませんが上の木材等については伐採するとか、木材、森林について触っていくというような行為が市町の権利として移るというようなことも、今の経営管理法案の中で定められようとしておりますので、その中で一体的に調査・確認をしていく中で、今後の森林整備を町が計画して進めていくというような流れになってこようと思われまます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 最後に、これからというタイミングになると思います。さまざまに取り組んでいく膨大な、ある意味時間とコストもかかることでありますが、やはり森は大事でありますので、取り組んでいただければと思います。

それでは、1点目の質問はこれで終えさせていただきたいと思います。

続きまして、2点目でございます。日野町総合戦略の平成29年度施策検証結果について質問させていただきます。

平成27年度から始まった日野町くらし安心ひとづくり総合戦略ですが、本年も日野町総合計画懇話会より、平成29年度施策検証結果報告書が答申という形で提出されました。地方創生交付金の条件としても始まった総合戦略ですが、策定や検証にあたりP D C AサイクルやK P I等数値目標の設定などを導入したことで、政策評価・行政評価の流れが基礎自治体にまで広がる契機になったとも言えます。

限られた予算の中で効果的な施策を実施し、住民への説明責任を果たしていくためにも、これらは必要な取り組みであり、勘や経験に依存したエピソードベースの政策施策の立案から、科学的根拠や客観的データなどを活用したエビデンスベースの政策施策立案を目指すことは、今後行政が進むべき方向性でもございます。

当然、我々議会側も行政評価について注意を払うべきでありまして、具体的施策を評価する懇話会とはまた異なって、評価制度そのもののあり方について我々議員が指摘することは、我々固有の責務であるとも考えております。そこでお伺いをいたします。

1点目ですが、改めて日野町総合戦略の目的・位置づけ・法的根拠等についてお教えいただきたいと思っております。

2つ目ですが、総合計画懇話会委員には、具体的にどの部分の検証をしていただいているのかお教えてください。

3点目ですが、答申において指摘されているとおり、総合戦略の結果は高評価なのに人口は一層減少しているという矛盾が生じておりますが、その要因と改善についてお教えてください。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 日野町総合戦略とかかわって、ご質問をいただきました。

日野町総合戦略策定に係る目的や位置づけ等についてでございますが、法的根拠としましては、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に、策定の努力義務が定められております。目的や位置づけについては、日野町の人口が2060年に約1万5,900人まで減少すると推計されていたことから、人口減少を抑制し、人口構造の安定を目指すため、安心して暮らせる地域をつくり、その地域の魅力で交流人口および定住者人口を増やしていくことにより、持続可能な地域をつくっていくことを目的として策定したものでございます。

総合計画懇話会にどの部分を検証していただいているのかということですが、検証していただくまでに関係各課で施策ごとに検証シートを作成します。そのシートに基づき、K P I、施策の取り組みや基本目標・基本的方向を踏まえた取り組み、さらに、それぞれに対する今後の取り組みなどを、関係課に対し直接ヒアリングし、検証いただいております。当懇話会の検証の中では、施策の取り組みが基本目標・基本的方向をしっかり踏まえた取り組みになっているかを、特に注視さ

れております。

次に、人口減少の要因と改善についてでございますが、当町の人口減少の要因は、死亡数が出生数より多いことによる自然減と、転出数が転入数より多いことによる社会減によるものでございます。近年では、出生数が減少してきている一方で、死亡数が増加していることから、自然減が大きな要因となっております。人口減少を食い止める特効薬はありませんが、総合戦略に基づく一つ一つの取り組みを積み重ね、住民はもちろんのこと、移住してこられる人も安心して住み続けられる、子育てしやすく暮らしやすいまちになるように知恵を出し合い、皆さんとともに歩いていくことが大切だと考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） それでは、再質問に移らせていただきます。大きく3点させていただきます。

まず1点目でございますが、ご説明いただきました目的等でございますが、今回の総合戦略につきまして、PDCAサイクル、つまり計画をして実施した後、検証を行って改善していくという流れでございますが、その検証部分と言える懇話会の答申、過去2回、今回も含めると3回、3年分提出をされているかと思いますが、その内容を反映されて改善に具体的につなげておられるのか、1点目にお伺いをしたいと思います。

続きまして、2番目でございます。ただいま評価シートを実際につくられて、それを懇話会に見ていただいていますというご説明があったかと思えます。我々議員の方にもこちらの方、配付をしていただいているかと思えます。少し具体的な部分に対するご質問なんですけれども、お持ちの方がおられれば28ページになりますが、ここで基本目標ナンバー1で、具体的に、施策のナンバー1ですね。創業、第2創業の促進という施策がございます。指標名、創業塾等の受講者数をこの3年間、最終的に平成31年为目标なんですけれども、60名の参加累計を目標とされておられます。

これはあくまで例として、ちょっと具体的に質問をさせてもらうんですが、今回お配りいただいている平成29年の結果が、60人累計目標に対して、累計で28人の実績であると。達成率が46.7パーセントですという表記をなされております。一見見ると、大体5年の目標の中で半分弱ぐらい目標を達成しているのかなと、確かに累計ではそれで合っているんですけれども、ただ、過去の資料と比較してみますと、単年度、じゃあどれだけ参加をされているかを確認すると、平成27年時点で20人参加されているんですね、既に。平成28年に6人。そうなりますと、今回の累計28人を引いてみますと、平成29年はたったのお二人だけの参加であったわけです。

これはあくまで例ですので、これがどうこうというわけではないんですが、です

のでこの表記の仕方も、累計の表記をどう示していくかということで見え方も変わってきますし、例えばこの状況で懇話会さんに、質問したらそれは分かることなんですが、ぱっと見たら、それなりにうまくいっているんじゃないかなと思えたりします。ただ、単年度でいうと昨年は2人しか参加されていない。そういった、ある程度数字というものをうまく加工することによって、悪く見せることもできるし、よく見せることも当然、できるわけです。なぜ今回、このような表記をなされたのかということをお伺いしたいんですね。なぜなら、前回は過去の累計数が全部書いていましたので、単年度の参加者数がわかったんですが、今回はその部分が全て削除されているので、累計数しか分からないという状況になっています。

2点目に、こちらはなぜ昨年度のこちらのシートには書いてあったのに、平成29年度からその部分を削除されて累計だけの表記になされたのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

そして、3点目の質問でございます。3点目は、先ほども申し上げましたとおりに、総合戦略は人口減少に寄与するというを最初、目的の方でご答弁いただいたと思います。定住人口、交流人口を増やしていくことで、持続可能な地域をつかっていくことを目的とするのが総合戦略であるというふうにおっしゃられたわけですが、なのにもかかわらず、人口はいろいろな理由があるにしても減っている状況です。ただ、施策自体は高評価というふうに評価をされているわけなんですね。これは論理的に言うと、人口減少のための施策が高評価なら、人口減少に対して何か効果が出ているわけなのに、結果は出ていないというわけなので、これはどういうことなんでしょうか。なぜこういったことが起こるのか、3点目にお教えいただければと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま堀江議員の方から再質問をいただきました。

1点目のPDCAサイクルに基づきまして具体的に改善につないでいるのかということでございます。はっきり言いまして、総合戦略の評価をこれだけ丁寧にやっているところは実を言うとちょっとなかなか、余りないです、はっきり言いまして。実際はかなり時間をかけていただいて、懇話会の方々にも非常にご厄介になっています。1つの施策にそれぞれ担当が全て説明を10分、15分かけてさせてもらって、その上で議論していますので、かなり時間がかかっていますが、基本的にいただいたコメントも書いておりますけれども、昨年の指摘した事項が今年どうなっているかというのを主に見ておられます。数字が出たこともございますけれども、これはあくまでも数字として客観的な評価が出るものですので、実際にしっかりと評価できるのはこの昨年のこうやって取り組んだ、じゃあこうしてはどうだということ話をさせてもらったよねと。それなのに今年はどうだったの、ここはなんでこう

できていないのという、既に次の年のときに、はっきり言いまして再度チェックをされます。

そのことを踏まえて、実を言うと新年度予算の段階で、来年度どのような取り組みを考えているのか、どうしようとしているのかという形でさせていただいています。ですから、具体の例というのはいろいろありますが、急にどれやと言われると、ちょっとなかなか出ないんですが、そういう仕組みでさせていただいているので、実際のところ、私はP D C Aサイクルとしてしっかり機能しているんだというふうに理解をさせてもらっております。

それから、この表のあらわし方でございますね。これはもう、単純に言いまして、申しわけございません、紙面上の話だけです。紙がどんどん大きくなるので、それを削除されただけの話であって、目的としては先ほどおっしゃったように単年度の評価は当然、今の懇話会の中でさせていただいていますし、その数字も出ていますが、明記としては、あくまでも目標達成に向けてやっている部分での今の状況を示すためのものがございますので、紙面をもっとすればそこからできんことないですし、昨年の部分と比較ができる部分についても一定、紙面をとらない中で簡単に比較できるようにはさせていただいているんですが、この部分を去年と同じようにすると、また倍々と形になってくるので、ちょっとこんな形にさせていただいたというのが原因でございます。

それから、人口減の中で、これを取り組んでいるのに人口減やなという話でございます。おっしゃるとおりでございますして、報告書にもございますように、一番最後に補論という形で一応、会長の方がおまとめになっています部分でございますように、この中にありますように、いわゆる人口減少が進んでいるということで、その対策をしているのに、一方で人口は減少して歯止めになっていないではないかというような見解があるのは事実やろうということで書かれています。しかし、日本全体の少子高齢化の中で、日本中の市町村が総合戦略に取り組んでいる中で、今や人の奪い合い状況に陥っているという状況であります。人口増を実現するのが困難な状況でございますして、その中で第2次総合戦略の成果が原因となって、直接的に結果として日野町の人口増になるという関係には、実を言うとなんということをおっしゃっています。

というのは、いろいろな施策をしているというのは、それが即、人口増につながるものではないんだということです。それはどういうことかといいますと、この総合戦略に取り組む成果によって、住みやすい日野町、そして住み続けたい日野町ということの、いわゆる人口流出の抑制とかUターンなどの移住者を増やすとか、子育てのしやすい環境をつくるとか、子育て世帯を支えるような出生増につながるような環境をつくるというところまでしか、いわゆる環境整備しかできない。その結

果はその中で確かにいろいろあるだろうけれども、今、全体で、日本全体が減少している中で、それを求めるのは非常に、直接それを人口増に結ぶというのは非常に難しいんだという評価をいただいているとおり、私の方も、とにかく先ほど、この議会でもお話をさせてもらっていますとおり、定住移住促進ビジョンの、この総合戦略のビジョンがあるように、定住の方、それから移住含めて、いかにこの町で住みやすいかということを実感していただく中でそれを実現していくんだということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、再々質問とさせていただきたいと思います。

ただいま、こちらは質問ではないんですけれども、評価シート紙面上、確かに前回は長かったよなと僕も思っておりますので、今回見やすくなったなと思いますので、多分そういう理由もあるんだろうなと思いました。

ただ、やはり見え方が変わってしまいますので、例えばエクセルでつくっていらっしやるんだったら、過去の数字ぐらいはちょっと上の方にどこかに入れ込むことはできるのかなと思うので、今後ご検討をいただいた方が、より客観的な映り方をしたシートになるんじゃないかなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

その上で、再々質問なんですけれども、ただいま最後に高評価なのに人口減少になってしまっているという質問に対しまして、答申の内容も踏まえて、必ずしもそこが論理的に整合性があるとは残念ながら言えないというのも、一方で現実としてありますというお話をいただきました。確かにそういう部分もあり得るのかなと思います。

ただ、頑張ってくださいというのとはわかった上でなんですけれども、もう一方で施策同士がロジック、よく山田議員が言われるんですけれども、ロジック、論理的に整合性があるって最終的に大目的に貢献するように更正されていないので、それが、例えば事業が達成したらこういう施策全体にこのように寄与されて、それでそういう施策が全て寄与していくと大目的の人口減少につながっていくというふうに、そういった論理段階でそもそもつくっておられないと思いますので、そういったロジックを整えていく、それが最終的な成果を生んでいくというふうに考え直すというのが非常に必要じゃないかなと思っております。

そういった意味で、1つ目の質問なんですけど、答申にも書かれていることで、K P Iの達成度が高かった施策については、数値目標の数値設定が甘過ぎなかったかどうかと。主要な担当部局において数値目標の数値設定の整合性について検討する必要があると考えられるというふうに答申には書かれております。先ほどの答申を引用されるのであれば、こちらのK P Iを設定し直すということも、同様に採用さ

れるべきでありますので、今後ですけれども、このK P Iの修正を考えていかれるべきだと思いますので、その点について1点目にお伺いをいたします。

そして、2点目でございますが、今回、基本目標2、施策ナンバー3、日野の「だから」情報発信の推進において、K P Iとしてホームページのアクセス件数を挙げておられます。ちょっと具体的な話になりますが、P Rを目的とするのであれば、ホームページはさまざまな方がさまざまな意図で利用されていますので、情報発信とかP Rに関するページのアクセス数にK P Iを限定すべきだと思うんですね。これは1つの例なんですけど、このようにK P Iの妥当性ということも踏まえるべきだと思っています。この点について、先ほどとちょっと重複していますけれども、2点目に質問をさせていただきます。

そして、最後です。今回、総合計画懇話会の皆さんが本当に度重なる評価をしてくださっていると思います。その委員の選定ということにつきまして、日野町総合計画懇話会運営規則を拝見しますと、その4条には学識経験を有する者、団体から推薦された者、その他町長が必要と認める者のほかに、公募により選出された住民と記載がなされております。確か過去の懇話会の方に公募で選出された方もおられたと思いますが、現状、いない状況であるかと思えます。現状なぜおられないのか、なぜ公募をされていないのか、広く住民の意見を集める懇話会ということであれば、必要かと思えますが、そのあたりについて3点目にお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 1点目に、ロジックとK P Iの話いただきました。ロジックの部分につきましては、作成過程の中で1つは国の方、それから県の方から、いわゆる雇用という部分、それから交流、人の流れという部分、それから子育ての部分、出産、子育て、結婚と、それからあと、暮らしの安定といいますか安心といいますか、その4つが方向として来たわけでございます。それはもう、国から、県から、それに基づいて町もそういう視点でつくらせてきていただいたという経過があります。ありますので、実を言うと、下からずっと上げてフリーのようにやっていると、それはロジックとしてきれいになっていくんだらうというふうに思うんですが、実を言うとそのような方向でやれみたいな形で来たものですから、これに合う施策はどれかという形でずっと積み上げたものですから、若干どうだろうな、これはロジックとしてどうだろうなというのは否めないところは確かにあると思います。ただ、それぞれの施策を充実することによって、一つ一つ、住みやすい、それから生みやすい、育てやすい、いろいろな環境は整っていくんだらうということで、大きくはロジックとしては難しいけれども、大きく整っていくところはここまで行くんだらうなという形で進めさせてきていただいたのが現状でございます。

ですから、そうした意味では、昨日の議会の中でも話がありましたように、それ

ぞれの施策が、最終の部分がどうなんだという話がありましたけれども、それぞれの施策をすることによってみんなが安心して暮らせるという1つの大きなビジョンとして取り組んでいるというようにもう、進めさせていただいているということでございます。

KPIにつきましては、おっしゃるように実を言うともう、目標を超えているものもございますし、ただ、このKPIの設定というのは非常に難しかったわけでございます。ですから、数字を出すということは、この目的に合った数字、その施策に合った数字というのは非常に難しゅうございます。一部を取り出すしかないというのもありますし、その一部も数字として出てくるものでないとなかなか出せないということですので、できる中で全て工夫してさせていただいていますけれども、ただ、予想よりも割にあれやなというのは確かにあったので、その辺についてはやっぱり、もう少し上を向いてしっかりと取り組むという意味からすれば、KPIの見直しというのは必要かなというふうに思っています。

それから、具体的な例でいただきましたホームページのアクセスの関係ですね。これにつきましては、恐らくアクセスする限定の中のどれにするかの、限定してそれがいわゆる数としてカウントできる機能があるかどうかというのが話になってくるので、恐らくその部分で、先ほど言いましたようにKPIの設定の中でこれしかできひんなどということ、恐らくされたものだというふうに思っております。

それから、委員の選定の部分でございますが、先ほどおっしゃったように懇話会が設定されています。この懇話会、今ずっと続けてさせていただいている部分というのは、確か第5次総合計画の中間評価を実施しているさなかに、実を言うと総合戦略を策定するという方向になったわけでございます。その中で、総合戦略の策定にあたって懇話会で部会を持っていたかまして、その部会がそのまま引き継いでこの評価をしていただいていますので、その中に公募委員さんがいたかどうかというのはまた別にして、当たっているメンバー、部会であったメンバーがそのまま引き継いでその経過を知っている、当然つくるとき経過を知っている方に入っていたかどうかということで、続けてお願いをさせていただいているという状況でございます。ただ、団体等にはどうしても役員改選とかございますので、それにつきましては団体さんについてはできるだけ引き続いてお願いしたいと言っていますが、その団体のご都合がございますので、交代をさせていただきますが、核となる方々については引き続きお願いしたいということで、お願いをさせていただいている状況でございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 最後にとということで、最後の話の今お答えいただいたホームページに関して、多分ページ数、単体でカウントできると思いますよ。その辺は後藤

議員が多分、詳しいのかなと思いますけど、多分、技術的には可能だと思いますので、今後、もし見直しということをしていく経過があれば、ご検討いただければと思います。

最後に要望ということで、今回、3年終わられました。なかなか難しい面もあったりとか、形骸化してしまいそうなどころもあったりすると思うんです。ただ最後の答申のところに先生が書かれているとおりに、行政の業務を可能な限り客観的に捉えて、反省して修正する部分は修正して、次につなげるというようなサイクルをつくるというのは今後、庁内の政策立案能力というものを高めていく、全体で高めていくということに関しては、非常に大事な取り組みであるかと思います。

そういった中で、先ほどKPIの修正等も検討というようなお話もあったかと思います。そして、私は所属しておりませんが、人口減少対策特別委員会の方で具体的にまた議題に挙げられるということで、さらによいものにつながっていくようにお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、働き方改革、長時間労働問題について質問をさせていただきます。

森友・加計問題での国政の私物化を皮切りに、国会のルールを無視、ごまかしの強権政治を押し通す安倍政権が、先の196通常国会の最重要法案と位置づけた働き方改革一括法案が、自民、公明、維新の多数の力で強行されたことは記憶に新しいことでもあります。働き方改革一括法は、一口に言いまして長時間労働の解消、過労死根絶にはほど遠い内容であるということでもあります。

1つには、高度プロフェッショナル制度、つまり略して高プロといいますけれども、これが導入されたということでもあります。それは、一定の年収のある特定の専門職労働者には、本人の同意を要件として、労働基準法で定められた労働時間や休日・休暇の適用がされず、どんなに残業を行おうが残業代は1円も払われず、何時間働いても収入は同じなど、いくら特定の専門的な労働者といえども、長時間労働をさらに悪化させるものであります。安倍首相は、岩盤規制に穴を開けると豪語しておりましたが、むしろそれどころか、労働規制の壁そのものをなくすというところでもない内容と言わなければならないと思います。

2つには、時間外労働の規制が法律に盛り込まれましたが、過労死を招く残業時間を容認したことであります。これまで時間外労働の法的規制はありませんでした。厚生労働大臣の基準告示で週15時間、月45時間、年360時間と示されているだけであって、労使間で協定さえ結べばいくらでも時間外労働を命じることができました。しかし、今回のこの改正で、労使協定で定める時間外労働の限度時間は原則月45時間、年360時間を上限とする、さらには業務量の大幅な増加等に伴う臨時的労働の場

合には月100時間、年720時間、2カ月から6カ月の平均で月80時間まで延長できるとしていることでもあります。この月100時間、また2カ月から6カ月の平均で月80時間という延長時間の上限は、過労死ラインそのものと言わなければならないと思います。

今日の医学では、時間外労働が月45時間を超えると健康障害との因果関係が見られるようになり、月60時間を超えると一段と関連性が強まると言われております。また、健康障害は長時間労働に起因することから、月100時間、2カ月から6カ月平均で80時間を過労死ラインとして、労災認定などの基準として定められているわけでもあります。このように、いつ過労死してもおかしくないというような長時間労働を法で認めることは、大変重大なことと言わなければならないと思います。

長時間労働は、働く人の身体と心の健康を傷つけるとともに、家族や子育て、地域社会など、健全な発展にも大きな妨げとなるものであります。やはり労働時間の大原則は1日8時間労働であります。8時間は仕事のために、また8時間は休息のために、残りの8時間は自分の好きなことのためにと言われるような人間らしい生活という観点から、働き方改革、長時間労働問題を注視していくことが今、特に大切だと思うのであります。

以上の事柄を前提としながら、次の点について伺いたいと思います。

まず最初に、町職員の職場での時間外労働問題について聞かせていただきます。今、時間外労働時間につきまして、日野町の職員労働組合でも毎年、組合員の調査を行っております。この中で明らかになったのは、月45時間以上が増えてきている。さらには60時間から80時間、今年の上半期でありますけれども60時間から80時間まで時間外をやった方が45人、さらに80時間以上やっている方が21名、また100時間以上も行っている方も出てきているという状況であります。この調査につきましては、100パーセント出されているわけではありませんけれども、確かな指標だと私は思うわけであります。この中で、長時間労働の解消には、努力は町はされていると思うわけでありますけれども、やはり常態化傾向は解消されていないと思うわけであります。

公務員職場での長時間労働が解消されていない要因の中には、サービス向上とともに事務量の増大によるものがあることは確かなことでもあります。同時に、仕事量に見合った職員数にも要因があるのではないのでしょうか。町職労の人員を増やすという粘り強い要求が毎年のように出ておりますけれども、その中で町職員数は若干増やされてもおります。この2009年まで、国からの集中改革プランによって自治体職員を削減する押しつけがありました。そのことはご承知だと思います。当時、職員数は削減により207名まで減らされましたけれども、今日では220名にまで回復してきております。しかし、長時間労働の解消や労働条件の環境が改善したとまでは

至っていないわけであります。

そこで伺いますけれども、長時間労働の実態の推移とともに、長時間労働の改善策に努力されておられますけれども、その成果を伺いたいと思います。

2つには、女性職員の中途退職者が多いという問題であります。ここ数年来、退職年齢を待たず退職されるなど、中途退職者が多く見られます。その中でも女性職員が多数を占めているわけであります。経験豊富な女性職員が退職されることは、町行政にとっても大きな損失と言えるものではないでしょうか。長時間労働、深夜労働をしなければならない職場環境のために、働き続けたいと考えていた職員がやむを得ず退職に追い込まれる状態になっているのではないのでしょうか。女性職員が働きやすい職場づくりは大切なことではないのでしょうか。改めて近年における実態はどのようなものであるのか、またそれらに対する町当局の認識と考えを伺いたいと思います。

3番目に、公立学校での教職員の働き方、長時間労働の問題についてであります。今、小学校、中学校をはじめ教職員の長時間労働が社会問題化されておりますこれらは単に長時間労働という問題だけではなくて、子どもの教育にもかかわる大問題だと言えるものであります。文部科学省は平成16年度、この実態調査を行われました。時間外勤務が月45時間を超える教職員は小学校で82パーセント、中学校では89パーセント、さらに過労死ラインと言われる月80時間を超える小学校は3割、中学校は6割など、まさに学校がブラック職場と言われるような驚く調査結果が発表されたわけであります。

そのような中で、この町の教育委員会として、公立の学校の教職員の働き方、時間外労働につきまして、その実態把握ならびに改善策についての取り組みを伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する町長ならびに教育長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 長時間労働の問題とかかわって、ご質問をいただきました。

まず、職員の時間外勤務の状況ですが、今年度の上半期では、一月45時間を超える時間外勤務をした職員は49名であり、昨年度の上半期と比べ5名の増となりました。また、職員1人当たりの1カ月の時間外勤務の時間数は平均18時間であり、昨年度と比べ2時間の増となっております。行政要望の多様化や専門化する課題への対応、国・県等の制度改正による事務量の増加に加え、選挙や台風等への対応が要因であると考えております。

過度の時間外勤務は心身への影響も懸念されることから、課題であります。このため、退庁を促すため「蛍の光」のメロディーを毎日、午後8時45分と午後10時に鳴らしているほか、毎週水曜日のノー残業デーを徹底するため、管理職員による職

場巡回も実施しております。

各種制度の新設や改正、多様な行政要望等に対応するためにも、今後、人員配置などの対応も考慮し、職員が健康で生きがいを持ち、住民の皆さんとともに行政を進められる職場環境づくりが必要と考えております。

次に、職員の中での中途退職についてでございますが、女性、男性ともに、毎年、定年を待たずして退職されておられます。過去5年で見ますと、定年前の退職者数は29名で、このうち女性職員は18名であります。役場職員として培われた豊富な識見と卓越した手腕をもって、定年まで町政伸展に貢献いただくことを願うところでございますが、個々の事情も尊重することも大切であり、難しい面もございます。女性、男性ともに職員が定年まで働き続けられる職場や社会の理解などが大切であるとともに、引き続き周囲に相談しやすい職場体制や長時間勤務の縮減に取り組まなければならないと考えております。

公立学校の教職員の時間外労働の部分については、教育長より答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 公立学校の教職員の働き方改革等についてご質問をいただきました。

長時間にわたる超過勤務の常態化は、教員の心身の健康を損ない、また創造的に教育に取り組む活力や児童・生徒と向き合う時間を奪うことにもなりかねません。このようなことから、学校における働き方改革につきましては喫緊の課題と受け止めているところでございます。

町の教育委員会におきましては、滋賀県教育委員会の学校における働き方改革取組方針に基づきまして、平日の超過勤務時間が月45時間以内となるように基準を取りまとめまして、本来の業務である授業や児童・生徒の指導に専念できる環境を整える取り組みと考えてしているところでございます。また昨年度3月には、町の教育長と各校の校長の連名で、保護者宛てに、これらの働き方改革の取り組みについてのお知らせとご理解をいただく文書を発出したところでございます。

教育委員会におきましては、まず個々の教員の超過勤務の実態を把握することが大事というふうにさせていただいていまして、超過勤務時間が45時間を超える教員の割合を、小学校では40パーセント以下に、そして中学校では50パーセント以下にするように数値目標を掲げました。そして、そのための取り組みとしましては、繁忙期の学校行事、また会議の精選、また校務分掌の見直し、そして学校に学習支援員ですとかスクールサポートスタッフ、また部活動の指導員の配置に取り組みまして、環境整備の面での対応を始めたところでございます。

さらに、中学校の部活動につきましては、平日、月曜日から金曜日までの5日間

のうちの1日、また土曜日・日曜日はいずれか1日と、合わせて週2日以上の休養日を設定しました。また、朝練習は原則行わず、教員や、また生徒にも過度の負担がないように活動の基準を定めています。また、月に80時間を超える時間外勤務の教員につきましては、心身の健康に心配がないかということをご各学校でも配慮していただきまして、本人の希望があれば医師の面談ができるという仕組みをつくりました。さらに校務支援体制の効果的な活用方法を提示して、事務の軽減に努めているところでございます。

これらのことによりまして、教員の勤務時間の10月期の把握実績調査の結果からは、超過勤務時間が45時間を超える町内の教員の割合につきましては、小学校では昨年度もまた10月に調査をしたわけでございますが、昨年度の65パーセントから今年度59パーセントになりまして、中学校では、昨年度の91パーセントから今年度81パーセントに減りました。まだまだなのではございますけれども、それでも徐々に改善が見られる結果となりました。

中教審の指針も先日出されましたので、そうしたことも参考にしながら、今後も教員の心身の健康を図り、教材研究や子どもと向き合う時間を確保して、質の高い総合的な指導ができるように、環境整備、そしてまた意識改革の両面から粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 対中芳喜君。

13番（対中芳喜君） それでは、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

最初の①の町職員の時間外労働の問題でありますけれども、私、ぜひ聞かせていただきたいのは、今、国自体も週45時間をひとつめどにしということで、法的に明記されるわけでありましてけれども、この45時間以内に抑えるという点の決意での改善策をやっているのかどうかという、単に今、状況をつかむだけでなく、そうしたら具体的に45時間以内に抑えるためにこのようにやっているんやという、そこらをひとつ、ぜひ聞かせていただきたいということを思います。

といたしますのは、例えば事務量ひとつとってみても、県に出すような事務量でも、県も時間外労働の長時間労働の問題は頭に描いておられると思いますので、当然、この事務量を軽減していくという点では共通する部分があると思いますね。当然、国もその点、問題だと思っておりますけれども、そういう県と町との事務量の軽減をどのようにしていくかということも、同時に45時間以内に抑えるという決意のあらわれに出てくるのではないかなと思うわけでありまして。そういった点についてのお考えをぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから、2つ目につきまして、女性職員の関係でありますけれども、もう皆さんもご承知だと思いますけれども、議会の中でも見ても分かるとおおり、女性の幹部職員さんがやっぱり少ないということが分かると思います。一時はここ約8年、9

年、10年ほど前までは幹部連中の中にも女性の方が複数おられました。これが相当今、厳しい状況になっているのが今の実態だということだと思っております。

そういった中で、日野の町職の女性部の中にこういった意見を述べられております。例えば、これを読ませていただきますと、近年子育て世代の女性職員が多い中、お互いの周りの仕事をカバーしたくても職場には余りに余裕はなくて、残業や休日出勤をしなければこなせない手一杯の状況で、助け合えるゆとりがありません。また、ある職場では産休が重なったことで人員が不足、育児休暇中の方に1カ月早く復帰してもらったという話も聞きました。妊娠、出産の可能性のある職員同士が同じ職場にいと、休暇もとりにくく補充の問題もあり、職場も回らない状況になってしまいます。そんな先輩方の姿を見て、今後、結婚、出産を迎える女性職員も働き続けていくビジョンが持ちにくいと感じておりますという声があります。

これはごく一部でありますけれども、中にはアンケートなんかには、私も読んでいまして、いろいろ仕事をやっておりますけれどもいつやめようかなということの思いながら仕事をやっているんだという職員さん、ずばりアンケートで述べられている方もあったわけでありまして、つまり本人さんが、これは本人の問題やということではなくて、そういう体制、背景があることに、私は問題かなと思います。個々の問題でなくて、組織的な、そういう体制的な問題であるという、ここをやっぴり深刻に受け止めなければならない。そのために女性が働きやすい職場づくり、これを真剣にやっぴり考えていかなければならないと思います。つまり、職員の労働組合、女性部の方も含めて膝を交えて町の幹部と一緒にどうしていったらいいかというところも含めてやらなければ、単に交渉でやっているようなことではいけないということを、私は特に思いたいわけでありまして、そういった点につきまして、女性が働きやすい職場づくりに頑張っていくという決意も、ぜひもう一度出していただきたいと思っております。

3番目に、教職員の関係であります。教職員の関係は特に日野であれば県の職員でありますので、直接人事権はないわけでありまして、公立の小学校や中学校を持っている日野の教育の中心である教育委員会が、やはり時間外労働に対してはきちっと物事を見ていく必要があるのではないかという意味で、出させてもらったわけでありまして。

そこで、ぜひ聞かせていただきたい。先ほど言われましたけれども、実態把握につきましては校長さんがぐっと握っておられるのかどうか、それが絶えず教育委員会に反映されてきているんだなとは思いますが、その点がどうか、ぜひ聞かせていただきたいと思っております。

同時に、私はよく、今、問題にされているのは、いろいろ働き方改革法が通った中で、中央教育審議会が教職員はこうあるべきだといういろいろの提言を出すよう

に、今、新聞にも出ておりますけれども、その中で時間外労働の上限を45時間にするというのを決めておられますけれども、日野町の場合も45時間を超えている方が現実、相当おられまして、これを最低限、日野町は45時間を超えることを小学校であれば40パーセント、中学校であれば50パーセントに抑えますということを言われているけど現実はそうでない、もっと多いわけでありまして、私、ちょっと心配するのは、45時間の上限を以下にするということをどこまでするのかというのがポイントやのに、超えることを4割、5割までしますということは、上限を超えることそのものを認めているという方向を出されていることは、ちょっと問題かなということを感じるわけですね。

そういったことから、どういうことがほんまに必要なのかといえば、例えば授業時間を1人の先生が4時限持つ人、6時限持つ人、5時限持つ人、いろいろあると思いますけれども、これをやはりきちっと4時限ならば4時限を持つ、4コマとか言われますけれども、そういうことによって、余る時間があって、その余る時間で授業の準備、生徒との接触とかいったことをやる、そういう教育の時間外を減らす対策も今後必要かなという、これは日野町だけでできない問題だと思いますけれども、そういう時間外労働に対して教職員の関係は特に踏み込まなければなかなか、ちょっとできない部分があると思いますけれども、その点についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（高橋正一君） 對中議員の方から再質問をいただきました。

働き方の改革、長時間勤務の問題につきましては、公務だけに限らず私の企業のところの中でも大きな問題となっているところでございます。その中にありまして、先ほど議員の方からも申されましたように、住民ニーズの多様化、また事務量の増大ということによりまして、おっしゃっていただきましたように、また答弁させていただきまして、時間外勤務については減らしていきたいという思いでいろいろな取り組みをしているところではございますが、昨年同期といたしますか、今年の上半期でいいますと、少し平均で増えたと、そんな結果になっているというところでございます。

もちろん、町というか私としましては、職員の増員によってこういう時間外を減らし、そのことによって住民さんのサービスを向上させていきたいと思うわけでございますけれども、やはりそこは全体の財政状況ですとかいうものも当然、関係してきますので、なかなかそう簡単にそういうことを、一気に人数を増やすということにならないということも、ここが苦しいところでございます。

そういう中にありまして、1つは時間外が集中するといいますか、仕事につきましては、何とか分散して課の中でできないか、また課を変えて分散してできないか、

そういうことの研究ということでもさせていただくということが1つ大切かなというふうには思っているところでございます。しかし、それは全部押しなべて皆さんにさせていただくというような、事務の内容によりましてはなかなかそうもいきませんので、そこは1つずつ潰していかないと無理かなというふうに思っているところでございます。これは県の方も国の方も同じようなことに、業務がつながっておりますので、先ほどおっしゃられましたようになるかなと思いますが、そういうこと、それからまた、先ほども言いました、週のうちこの日はとりあえずこの時間で帰りましょうということをしていただくなどして、やはり一番職員の健康というものが心配でございますので、そこに影響が及ばないように努力をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、女性職員の早期退職といえますか、その面もおっしゃっていただきました。おっしゃっていただきますように、女性職員の早期に退職される率が高いというのは、そのとおりかなというふうに思っております。やはり、職責が増えてくるとかいうことになりますと、どうしても休日ですとか時間外に行かなければならないような仕事も当然、あるわけございまして、そこはなかなか難しいところがあるんかなというふうに思っております。

しかし、おっしゃいましたように、私も思いますけれども、せっかく培ってきていただいた業務の蓄積といえますかを町としては、その方が早期退職されるということは大きな財産を失うということになりますので、そこもやはり、おっしゃっていただきましたように少しでも、これは女性だけに限りませんけれども、職員が働きやすい環境をつくっていくということに向けて取り組んでいくということとさせていただきますし、職員の配置につきましても、先ほどありましたけれども、そういうことに向けて十分考えながら配慮させていただきたいというふうに思っているところでございます。そういう中で、できる範囲の中で少しずつ改善できるように取り組んでいきたい、そんなふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育委員会次長。

教育次長（望主昭久君） 對中議員、教職員の長時間労働についてのご質問、再質問を頂戴したところです。

教職員の学校における働き方改革、その部分の意識が、最近まではそんなことが余り言われておりませんでしたので、学校の先生自体もなかなか、その辺の意識の向上もなかったということもございまして。現実には、今現在の労働時間であるとかいうのを管理しているのは、教頭先生がほぼ各職員さんの勤務状況を把握しております。それを校長に伝え、学校として一律に管理をしていただいているところでございます。

今まで教職員の給料体系自体も月額の給与に対して時間外を含むような学校教職

員の体系になっておりますので、今までから時間外という概念が少なかったのは事実やというふうに思っております。ただ、昨今の状況を見ていると、時間外における先生の仕事量に対して、かなり過度な負担がかかっているということは世間でも言われていますとおり、これは現実やというふうに思っております。

45時間以上を以下にするという、その辺の基本的な考えは最近出ておりますので、それで日野町の方もやっついこうと思っているんですが、なかなか急にできませんので、今現在思っているのが、45時間を超えない月を、人を40パーセント以下、中学校では50パーセント以下にしようというような上限目標を立てているところでございます。確かにそれ以上やる人はどうするんやということもあるわけなんですけど、最近、そのような意識を持って徐々に変えていかなあかと、一朝一夕にはできひんのかなというふうに思っております。

また、先生の仕事につきましても、学校ですと8時過ぎに来たらいいんですが、当然、学童さんの通学される関係と指導とかで、朝早くから学校に来られています。また、下校時には下校指導ということで、また同じ集落の方へ向かって先生も歩いていってもらったりしております。掃除の時間であればまた先生が生徒の掃除の指導をするという、勉強というか教師が教える以外のことも、全て学校の中ではしていかなあかんとということでもございます。

その中には、そのような学習と違う部分については、単純な労働作業については、学習支援の中でも校務支援ということで、そのようなことをスクールサポーターということで担ってもらう人を今年度つけておりますが、それも町がつけていることでありまして、実際に県費職員につきましても、県自体、国自体がその辺の働き方改革をするには人が不足しているという状況を踏まえた中で、財政的な支援も当然、してもらわないとなかなか、その辺が進みにくいことかなというふうに思っておりますので、今後、もっと県の方、国の方にもその辺のところも要求した中で、先生の働き方改革につながっていくのかなというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） 町職員の関係の中で、特に今、女性の職員の問題、それから町職員全体の時間外労働の問題で、やはり共通している点があると思います。先ほど副町長もそういったことを言われましたけれども、やはり共通している点は人員確保が必要ではないかなということだと思います。現在、この間も見ておりましたら、日野町の職員を正規、保健師さんかな、1名募集しますと行ってぱっと回覧が来ておりましたけれども、ああいうことでやらなきゃならん対応があったということで、踏み切られていることは大いに必要であると思うわけでありましてけれども、人員確保について本当にきちっとやらなければ、仕事の時間外をするのは個人の問題でない、やっぱり1人でも2人でも職員を充実さすんだという観点を絶えず持っていた

だきたいということを、私は特に思うわけでありませけれども、その点についてのお考えをぜひ、もう一度聞かせていただきたいと思います。

また、教職員の関係につきましては、県教委も含めて国全体がそうでなければならぬと思いますけれども、確かに今、教職員さんがきちっと学校、朝8時10分ぐらいから夕方4時半過ぎまでの勤務、当然それが普通の勤務でありますけれども、実際は8時、9時までおられるのが実態。この2時間、3時間の分については、時間外は出ませんけれども、基本給の4パーセントの教職員手当みたいなものがついてあるという、これで皆賄って、いくらでも残業しても4パーセント以上は絶対もらえないということになっているわけですね。こういう実態で、やっぱり上限がなかったという点があったわけです。

そのために今、国自体も何らかの形で動かざるを得んような状況に今、押されてきていることは、ある意味では前進な部分もあるわけでありませけれども、この中で私も特に勤務している間にいろいろなことができる時間が要るわけですね。それが授業ばかりやっても、あと余裕がないまま、しゃあない、その余裕がないので5時以降にする、こういう傾向をやめさせるような状況をやっぴり変えていく必要がある。そのためには、先ほど言いましたが、6時間持つ授業を5時間持つとか4時間持つとか、そういうようなシステムを変えていくことによって先生そのもののゆとりができてくるのではないかなと思います。そういう観点も特に必要かなということ私を私は思っているわけです。

もし、そういった点についてお考えがありましたら、聞かせていただきたいし、先ほど答弁の中でちょっと気になったのはこういう話です。町の教育委員会では超過勤務時間が45時間を超える教職員の割合を、小学校では40パーセント以下にします、中学校では50パーセント以下にするといった数値目標を掲げましたということをおっしゃいました。これは、ある意味では、これを裏返してみれば45時間を超えない人は6割、中学校であれば5割というふうに見るのかな、つまり超えることをこれだけにするというよりも、超えない部分をこれだけにするというのが、ちょっと言葉的にどうなのかな、ちょっとそこを言葉の解釈で、ちょっとおかしいかなということをおもったわけです。そういった意味で私は言ったわけでありませけれども、ここにつきましても私は、結果的に教職員さんの人員配置もやっぴり問題だと思いません。それも、これは県教委も含めて大いに議論してもらうべきではないかなということをおもいます。

そういった意味で、よく言われます学校の学習指導要領によって昔は週6日の学校が今、週5日になりました。週5日になっても週6日のときと同じ時間数をやっているわけですね。だから、授業が1日少ないのに授業時間は同じということになれば当然、過密になることはもう、明らかかなわけですね。そういった点から見ても、

やっぱり教職員の人員増というのも特に必要かなということを考えておりますけれども、ぜひ教育長の方からも、県教委にもそういった話も出してもらいたいということも必要かなということをおもひまして、私は聞かせてもらったわけです。ぜひ、その点についてもお考えがありましたら、聞かせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 對中議員より、女性職員の例をとっていただきまして、人員確保の考えということでございます。

1つ、保健師の募集の件で言っていただきましたけれども、本年度は1名募集を今現在しておるわけですが、なかなか確保が難しいということで、2回目の募集で今のをさせていただいているところでございます。専門職にあつては、非常に一般事務の者がなかなかかわりができるものではございませんので、何とか確保したいと、そんな思いで再度、募集をしているものでございます。

全体的な人員の確保でございますけれども、基本的には各所属から業務量がどんな国やら県の事業の変更なんかで増えていくか、そんなこともヒアリングをしながら、全体の事務量、それから人員が必要という部分を、ヒアリングを受けながら人員を検討して募集しているわけでございます。なかなか、当初思っていた募集とは違った結果と、退職等ありまして、結果となる場合もあるわけですが、そこは全体の事務量を検討しながら適正な人員を確保していくという思いでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 對中議員がおっしゃっていただきましたように、教職員の意識としましては、これまで超過勤務という意識がなかなかなくて、私も現職のときを振り返ってみますと、それこそ子どもたちが下校して会議等も終わって、6時、7時ぐらいになって、さあ、これから自分の時間だと、自分の仕事をする時間だというので丸つけをしたりとか、学校の現場といいますのは授業と、それから生徒指導と、そしてまた教育相談、掃除の時間等も含めて一体となって指導することによって、子どもたちとの関係、また保護者との信頼関係を結んでいくというような文化といいますか、考え方があったかなというふうに思いますが、それが本当にいろいろな課題等、いろいろなものが学校の中に入ってくるという中で、なかなか解決できないというような現状が出てきているというのも事実でありますし、朝7時ぐらいから子どもたちの登校を迎えて、そしてまた夜8時、9時まで仕事しているというのが常態化していると。また、土曜日、日曜日、中学校におきましては部活動の指導がありますし、小学校におきましては平日できなかった仕事を土曜日、日曜日に何とかこなして次の週の準備をするというようなことが、それこそつい先日というか、私が現場におりましたときの学校現場の様子でございましたが、ここ近年

で働き方改革ということが大きな課題であるということで、議論に上がってきているというふうに思っているところでございます。

本当に、先ほど45時間を50パーセント、40パーセントというのはどうかというご意見ももっともなことでございますけれども、現実には80パーセント、中学校におきましては昨年90パーセントという中でありましたので、とにかく意識をしっかりと変えていこうと、そのことが普通のことではないんだという、そしてまた、当たり前のようにしていた会議ですとか、それから行事等も本当に必要なことなのかということを選別するという、まずは意識改革というのを大事にしたいなというふうに思いました。

それから、先ほど言っていましたように、環境をやっぱり整えるということでございますので、1人当たりの持ち時間が少ないと、その空き時間に採点をしたりとかいうことができるんですけれども、なかなか教職員を増やすという方向にはならないという状況でございまして、私どもとしましても加配の教員といたしまして、いわゆる少人数の指導の先生ですとか生徒指導の加配の先生とかいった、加配教員の増員を毎年県の方をお願いしてございまして、また県の方からも国の方に要望していただいているというようなことで進めていただいております、少しずつ加配の教員も増えてはきているんですけれども、まだまだ十分ではないという中で、町としまして学習支援員ですとか、それからスクールサポートスタッフ、そのスクールサポートする職員につきましては、いわゆる職員の事務をつかさどるというような職員でございまして、そうした職員を今、町の方で増員をしているというところでございます。

そうしたことで、なかなか財政上の予算もございまして、そうしたことも考えながら環境の面を整備するというのと、先ほど言いました意識の改革をしっかりとしていくということで取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） ここで会議の都合上、時間を延長いたします。

對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） これで終わりますけれども、やはり働きやすい職場づくり、ぜひ私たちも含めまして努力して努めていただきたいと思います。特に公務員さんという、教職員さんも町の職員さんも、やっぱりそういったまちづくり、教育づくりの中心でありますので。ぜひ元気に頑張ってもらえる職場をつくるのが特に大切なことだと思います。そういった意味から見ても、環境のよい職場づくりのために頑張りたいということをお願いいたします。私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました13名の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたします。

委員会審査および調査につきましては、来週17日は午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会、18日には午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から厚生常任委員会、19日には午前9時から人口減少対策特別委員会、午後2時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会で審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。12月26日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 散会 17時14分 —